Title	国有林経営における造林労働組織と委託林制度:秋田営林局角館営林署管内における委託林制度を対象にして
Author(s)	菊間, 満
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 33(2), 315-405
Issue Date	1976-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/20966
Туре	bulletin (article)
File Information	33(2)_P315-405.pdf



Instructions for use

国有林経営における造林労働組織と 委 託 林 制 度

--- 秋田営林局角館営林署管内における 委託林制度を対象にして ----

菊 間 満*

Reforestation Labor Organization and Consigned Forest System in the National Forest Management

By

Mitsuru KIKUMA

目 次

I. 序 ·····	316
II. 委託林制度分析の課題と方法	
1. 論述の方法	
2. 委託林等制度の契機と概要	319
3. 委託林制度の分析方法 (諸見解の検討)	321
III. 調査地と委託林制度の概要	327
1. 調査地の概要	327
2. 調査地における委託林の概要	330
IV. 慣行特売制度と造林労働組織の育成 (明治 39 年~大正 12 年) ·········	334
1. 契約等の検討	334
2. 慣行特売制度の経済的実態	335
3. 労働力の性格	
4. 経営組織との関連	344
V. 委託林制度と造林労働組織の発展 (大正 13 年~昭和 8 年)	349
1. 契約等の検討	349
2. 委託林制度の経済的実態	352
3. 労働力の性格	357
4. 経営組織との関連	361
5. 委託林設定の国有林経営に及ぼした効果	369
VI. 簡易委託林制度と造林労働組織の再編 (昭和9年~昭和24年) ······	371
1. 契約等の検討	371
2. 簡易委託林制度の経済的実態	374

1976年1月30日受理

^{*} 北海道大学農学部 林政学教室
Institute of Forest Policy, Faculty of Agriculture, Hokkaido University.

	3.	労働:	力の	性村	各 …	••••	••••	••••	•••••	••••	• • • • •	••••	• • • • •	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	••••	379
	4.	経営	組織	ع ع	の関連	····		•••••	•••••	• • • • •	•••••	••••	••••			•••••			•••••	••••	381
VII.	総		括			•••••	••••	••••	• • • • •	••••	•••••	•••••		• • • • •	•••••			••••		• • • • •	387
VIII.	付	属資	t 料	•••		•••••	· • • • •	••••	•••••	••••	•••••	• • • • •			•••••		•••••	••••		••••	391
	Sur	ımarı	,										• • • • •								404

I. 序

本報告の課題は2点ある。第1は,戦前期国有林地元施設の一環であり,その性格を最も顕著に表現している委託林制度そのものの経済的実態と,労働力調達機構を明確にすることである。従来,委託林制度については単に積極的な入会否定(否定の上に成立する義務と恩恵という関係)=農民的林野利用の制限の代償とのみみるものと,この見解をふまえつつも国有林経営上の造林労働力確保支配機構としてみるものとがある。本報告では後者の見解に基づき,とりわけ生産過程(経営)に即して委託林制度の経済的実態と労働力調達のメカニズムを明確にするが,後者の見解も地主資本主義化の途と関連させてみるならば,不十分な側面があると考える。

レーニンは、『ロシアにおける資本主義の発展』で、地主所有地の農民への貸出は対立した2つの意義を持ち、その1つには地主経営発展(経営における集約化)のための、つまり、農民を土地に緊縛することにより労働力を確保するための貸出(土地代償としての雇役)があると指摘した。また、雇役制が続行できた根拠については、地主の手に農民の分与地の本質的な部分が残っていたからであり、それ故、経済外的強制の可能性も残っていたとした。留山・運上山等の封建的・領主的林野所有の再編ともいえ、分与地ともいいうる委託林制度を、雇役制度の見解に依拠しつつ、国有林経営上の造林労働組織と経営(具体的には施業法)との関連で、明らかにすることが第1の課題である。

第2の課題は、日本資本主義の半封建制と関連させつつ、国有林経営の半封建的性格を明らかにすることである。従来、この半封建制については、これを単に上部構造に限定して「封建遺制」としてみたり、日本資本主義の「近代化」の途で、日本資本主義が払拭できなかった部分(やむを得ず払拭できなかった部分)として理解する見解がある。 しかし、本報告では半封建的性格を、次のように理解すべきであると考える。それは、旧来からある古い生産関係を資本がその運動の中で最大限有効に利用しつつ、資本主義化してきたということである。古い生産関係は、「近代化」のしっぽの方に付着していたようなものではなくて、むしろ資本主義によって、前面に押し出され、最大限有効に利用されてきたのである。古い生産関係を、積極的に、意識的に利用したことについて、半封建的であると呼ぶべきであると考える。資本がそれを利用したということについてみるならば、半封建的とは、資本主義的なのである。しかしその矛盾は何等かの形で解決されざるを得ないだろう。戦後の農地改革は、そのようなものの延長上に位置づけられると考える。以上のような半封建制の視点に立って、国有林経営におけ

る半封建制も解明すべきであると考えるが、地主資本主義化の途と国有林経営を関連させて考 察してみる場合には、このような半封建的性格の理解は、不可欠であると考える。

ところで、国有林経営における半封建的性格を論ずる場合、課題は3つに分けられるべきである。1つは造林におけるもの、2つは伐採におけるもの、3つは造林と伐採の関連におけるものである。1については、部分林、委託林等の国有林地元施設をてことした造林労働組織、および造林労働組織にみられる部落秩序を上から再編した部落組合の解明が主要な課題となる。2については、組頭制等の伐出労働組織の解明が主要な課題となる。3については通例に言われているような、更新の伴わない一方的な伐出の進展(国有林経営の近代化、資本主義化と称される)が、経営全体における半封建的性格を払拭させるという見解が正しくないことを、証明することである。伐出の発展は、逆に造林部門における半封建的性格をとりわけ強めさせたということを、証明することである。

具体的に述べよう。伐出の進展は造材時期を、冬山のみから夏山へと通年化させ、従って 冬山の造材量は減少することになる。その結果、農民の冬場の手間賃稼ぎとしての「山仕事」 は、比重が低下するのである。では、その減った分だけの手間賃収入を、農民はどのようにし て得るのか。それは、農繁期をも含む委託林義務人足としての低賃金造林労働と、稼用薪炭の 販売収入である。農民は委託林を通じて、土地に緊縛されるのであり、あらためて緊縛された という点では、逆に半封建制はつよまるのである。1,2,3の全てについて分析することが必 要であるが、本報告は1のみである。本報告の不十分な面について厳しい批判がいただければ 幸いと考えるし、不十分な面は今後克服してゆきたい。

調査について御協力いただいた秋田営林局経営部の皆様,角館営林署の皆様,地元関係者 および関係各位の皆様に深く感謝し,あらためて御礼申し上げたい。最後に拙い研究に御指導 をいただいた,林政学教室小関隆祺教授,森林経理学教室谷口信一教授をはじめ両教室の教官 各位の皆様に御礼申し上げたい。

(本報告は,昭和49年度修士論文『国有林経営における造林労働組織と委託林制度(秋田営林局角館営林署管内における委託林制度を対象にして)』を,整理・要約したものである)。

II. 委託林制度分析の課題と方法

1. 論述の方法

段階区分こそが経済史的考察にとって最も重要なものであるが、生産過程に即して分析をすることが、本報告の主眼である以上、ここでは委託林制度史的段階区分と施業案による区分を統一して、段階区分をする。それは何よりも、委託林制度の多様な側面を認めつつも、基本的には労働組織とみるからに他ならない。ところで、角館営林署管内では大正12年に、委託林が設定され、その後昭和10年に簡易委託林が併設されて、昭和26年に共用林野に再編され

年		度	穫	i Al	事業区面積 (ha)	実行期間年数		摘要	
明	治	38	編	成	5,001.00	明治39大正2	8	s 	
 大	Œ	2	第	1次検訂	5,735.02	大正 3 // 12	10	_	
		11	_	部修正	<u> </u>	大正 12	1	委託林設定のため	
		11	第	2次検訂	6,458.36	大正 13 昭和 8	10	<u>—</u> .	_
昭	和	7	第	3次検訂	6,479.18	昭和9	10	_	_
		13	間	検 訂		昭和15	4	針葉樹を主とする優位林分に 対する間検訂	
		18	第	4次検訂	6,455.07	昭和19	10	_	_

第1表 神代事業区における施業案の編成及び検訂の沿革

注 『昭和18年度第4次検訂神代事業区検訂施業案説明書』とその他の『説明書』より作成。

ている。また前述の年度は後述するように、委託林面積、設定箇所、受託部落数、世帯数の増加の段階をなすものである。 加えて、大正12年の意義について述べるならば、この年を境にして、国有林内の薪炭材が立木処分等による慣行特売から、委託林による自家用薪炭材の譲与一その対価としての義務出役一になったことがそれである。前者は立木処分の代金支払い、つまり土地利用形態としては貨幣による支払いであるのに対して、後者は一部貨幣による支払いを含みつつも労働による対価の支払いを原則としている。この点をあくまで地代の歴史的形態の問題としてみるならば、その形態の逆転りが生起される年でもある。一方、施業案についてみてみると次のようになる。『昭和18年度第4次検訂神代事業区検訂施業案説明書』6頁の「施業案ノ編成及検訂ノ沿革」によれば、第1表のとうりである。ところで第4次検訂は昭和23年までで、24年には暫定経営案が作成され、また24年以前に非常植伐案が入っている。したがって、明治39年から大正12年までを第1段階とし、さらに大正13年から昭和8年までを第2段階とし、最後に昭和9年から昭和24年までを第3段階としたい。

管内における時期区分を日本全体の国有林のそれと関連させてみるならば、第1段階は特別経営事業を国有林が実行し、国有林の地主直営経営の基礎が形成される時期である。一方、この時期は産業資本主義段階から独占資本主義への移行の段階でもあり、農地における寄生地主制が確立・停滞する時期でもある。第2段階は第1次世界大戦を通じて独占資本主義が確立し、寄生地主制を含めた農業危機そのものが資本主義の危機に包摂される段階でもあるが、国

有林経営においては地主直営経営が確立・展開してゆく時期である²⁾。第3段階は戦時国家独 占資本主義(ファシズム)に国有林経営が包摂され、同時に地主経営としての国有林経営が崩 壊してゆく段階である。ところで戦後24年までをこの段階に入れたのは、戦後26年に共用 林野制度に委託林・簡易委託林制度が移行するまでは、委託林契約による義務出役によって造 林労働力を調達していたからであり、戦前の性格が払拭されなかったためである。

角館営林署管内には後述するように神代、檜木内の2事業区があるが(第3表参照)、神代事業区を中心にして段階区分をし、檜木内事業区を中心にして区分をしなかった理由は、以下のとうりである。第1は、委託林設定面積、受託世帯数とも神代事業区の方が多いことである。例えば、昭和26年度では神代、檜木内それぞれ面積1,601.91 ha、890.99 ha、世帯数719 戸、614 戸である。 設定箇所一受託部落数では昭和26年度は神代7一9、檜木内26—44となり戦前とは逆転しているが、国有林経営上の労働組織として委託林を考察している以上、世帯数の多い、つまり出役人夫数の多い神代事業区を中心にするのは当然である。第2には、基本的には国有林の南材経営との関連で、委託林制度をみてゆこうとするためである。後掲第3表のように神代事業区は針葉樹地帯であり、檜木内事業区は広葉樹地帯である。この相異は、施業案編成も神代の方が早期であることにも現れている。以上のような理由で施業案の分析については神代事業区を中心とし、檜木内事業区は補足的に考察してゆくことにしたい。また、今後は両者の委託林制度と経営の展開過程の相異を比較する形で、考察すべきであると考える。

注

- 1) 貨幣地代から労働地代への歴史的逆転であり、地主経営のもつ反動性を現わしていると考える。
- 2) 「国有林における地主経営は、 国家的土地所有の確立を基盤とし、 いわゆる特別経営事業の開始 (1899年) を画期として形成され、第1次大戦期を通じて確立された」(奥地 正:「戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造」『立命館経済学』第22巻第5・6合併号140頁, 昭和49年)。
- 3) 権木内事業区は明治 45 年 3 月に、神代事業区よりは遅れて簡易施業案が編成されたのであるが、大正 9 年以外の施業案説明書が欠落しているので、副次的にとり扱ってゆく。 明治 45 年度時点では事業区総 面積 15,360 町 44 であり、林地面積 15,254 町 97、除地 105 町 07 である。 大正 9 年では、事業区総面積 15,369 町 73、林地面積 14,552 町 47、除地 816 町 86 である。

2. 委託林等制度の契機と概要

委託林等制度(委託林制度,簡易委託林制度)とは現行共用林野制度の前身であり、いわゆる広い意味での戦前期地元利用施設(委託林・部分林・地元交付金等)の一環をなすものである。ところで、この制度は、「明治初年におこなわれた土地官民有区分にはじまる国有林野の形成によってその後しだいに地元農民の山林利用が排除されてきたために、いわばその代償として農民の国有林野の利用、産物の採取をみとめたことにはじまるものである」」とされている。

委託林等の制度は一般的には、慣行特売制度→委託林制度→簡易委託林制度という方向で 順次年代を追って設定されてゆくが、それぞれは官有地上の入会権否定の代償、国有林の造林 労働力の徴収・確保の手段、昭和農業恐慌に際しての農民救済の一環²⁾ というような性格をアウト・ラインとしてもっているので、それぞれの契機と概要をあげてみよう。

慣行特売制度は、明治 23 年 4 月公布の勅令第 69 号「官有森林原野及産物特別処分規則」中、特に「従来ノ慣行ニ由リ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若クハ土石売渡ストキ」(同規則第 1 条 6 号) は、随意契約によることとしたことに基づくものである。これは同規則が公布される直前に制定された会計法では、競争入札制度であったものにたいして、随意契約に、基づき地元農民への産物払下げのみちを開いたものであり、慣行特売制度の嚆矢をなすものであった。 そして明治 32 年の国有林野法制定の際には同法の一環として、同法内に統合されるのである。

一方,委託林制度は明治 24 年 10 月勅令第 202 号「官有森林原野及産物特別処分規則」により,官有林野保護の代償として地元民に副産物を無料採取させるみちを開いたことが,この制度の契機をなすものである。 同制度も明治 32 年の国有林野法によって実定化されるのであるが,その骨子は次のようなものである。 1 つは,国が国有林の保護を委託し,受託者は一定の保護義務を負うと同時に,その代償として一定の林産物を原則として無償で採取する権利を取得するという委託契約である。 2 つは,受託者の権利は一定の毛上に対する権利に限定されており,かならずしも土地の占有権を移転されるものではないこと。 3 つは,受託者は「市町村又ハ市町村内ノ一部」(国有林野法第 181 条 1 項)であり,当時の部落一大字であるとされていたことである。このような委託林制度は,特別経営事業時代には,きわめて少数しか設定されなかったが,大正 9 年の「委託林設定方針」(後掲資料 1)に基づく積極策により,その設定増加をみるようになる。大正 9 年には全国で,20 カ所,2,307 町であったものが,大正 15 年には 255 カ所,35,108 町となり,さらに昭和 6 年には 604 カ所,50,866 町となり大幅な増加をしている3。

最後に簡易委託林制度は、昭和7年に出された林第4,752号山林局通牒「委託林設定方針ノ改正並国有林ノ保護ヲ地元部落ニ委託ノ件」4)に、基づき設定されたものである。委託林制度と異なる点は、1)副産物のみの利用に限定され、主産物利用は認められていないこと。2)必ずしも特定の土地を指定していないこと。3)旧慣縁故に基づいて設定された委託林とはちがっていて、必ずしも旧慣縁故によらないこと。4)契約期間が1年であること(委託林の場合は5年)である。この制度も昭和農業恐慌の深化とともに増加してゆくが、昭和11年には717カ所、1,186,221町、そして共用林野制度に改変される昭和26年には2,001カ所、1,954,652町が全国に設定されている5)。

なお慣行特売の払下げ対象として山林保護組合等の名称の部落組織(これは部落組織を利用した労働力調達機構である)が上からつくられるが、委託林、簡易委託林が設定されると、山林保護組合等は委託林組合等の中に包摂されるのが一般的である。しかし、それは包摂されるのであって、決して解消されるのではない。なぜならば、慣行特売は稼用が原則であり、委

託林・簡易委託林は自家用が原則であるからである。1つの部落においても、委託林・簡易委託林の組合員数>慣行特売の組合員数が普通である。

沣

- 1) 林 野 庁: 『共用林野制度実態調査 (II)』1頁, 昭和33年.
- 2) 『同上書』1 頁.
- 3) 『同上書』11 頁.
- 4) VI-1 を参照.
- 5) 林 野 庁: 『共用林野制度実態調査 (II)』 14 頁, 昭和 33 年.

3. 委託林制度の分析方法 (諸見解の検討)

本報告の研究対象は制度そのものの分析ではなく、制度を通じて結ばれる生産関係までも 含めた諸関係の分析である。しかしながら従来、委託林制度分析の方法については種々あるも のの、必ずしも統一的な認識、そして分析方法も確立し得ていないと考える。ここでは基本的 な4つの方法一見解一を明らかにしたい。

(1) 農民的林野利用との対抗関係(入会権否定の代償)としてのみ把握するもの

まず、島田錦蔵氏の見解をとりあげてみよう。 氏は委託林制度については、「委託林制度 とは明治以前に入会慣行の附帯していた国有林野に対して、入会の慣行を入会権として認めな い代りに,その林野の保護を地元部落に委託し,その代償として一定の林産物を譲与する制度 であった。地元民の保護義務は多くは形式にすぎなくて,実質は入会権解消の代償であったと 理解する方が、真実に近い。なお国有林野法の規定に基く委託林でなくて、簡易委託林と称せ られる制度が一方に存した。これは旧慣による入会慣行のない部落の部落民に対して地元経済 の実情に応じ、林野副産物の採取を許した制度であって、昭和農業恐慌に際し、昭和7年には じめられた」1)としている。氏は、委託林制度と簡易委託林制度の差異については明確に意識 しながらも、労働力調達機構としての差異については、意識してはいない。 それは、「委託林 と簡易委託林とを含めての国有林保護組合の保護義務については, さきに内潟村 (青森) の実 態でみたように看守人をおいてその俸給を組合が負担するというような具体的義務負担のはっ きりしているものもあるが、多くは盗伐防止、山火防止などの道義的義務を主な内容とみる べきであろう |2) としていることからも明確である。とはいうものの氏は,「しかし,村によっ ては、 薪材払下の恩典に国有林労働の義務が付帯している前期的形態のものもある」3 と、 労 働力調達の側面を一定程度は認めている。総じて言えば,氏の指摘は入会権否定の代償形態と しての制度的、政策的視角の前に、労働力調達の側面が視野としてうすらいでいるといえよ う。また、鈴木尚夫氏も島田氏よりは一層国有林経営にひきよせて、委託林制度、簡易委託林 制度を分析しているがり、氏においても労働力調達の側面は必ずしも事実として明らかにされ ていない。

(2) 労働力調達機構としてみるもの

島田氏,鈴木氏の見解の不十分さを克服して,国有林経営とりわけ労働力調達機構との関連で委託林制度,簡易委託林制度をみてゆこうとする指摘がある。代表的な4氏の指摘をとりあげてみよう。

まず、船越昭治氏は戦前期国有林経営の労働力確保策の一環として委託林制度を位置づけ て、「地元農民の反対運動のエネルギーをそらし、逆にこのエネルギーを国有林労務調達機構 のなかにくり入れ、廉価な林業労働力の給源として再編することが必要となってくるのであ る。こうした地元保護と労働力調達という両面の課題を兼ねもつ地元施設なるものが, 明治 30 年代の国有林政策に大きくらかびあがってくる。その主要なものは委託林、部分林であり、そ の管理組織としての委託林組合、国有林保護組合、部分林組合の創設であった」50としている。 また、それが単に入会権否定の代償というようなものではないし、単なる地元保護でもなくて、 国有林経営に委託林制度を積極的に利用したという意味で、「明治 30 年ごろを起点として、末 端官僚の勧奨と零細農民の自発的要請による国有林保護組合が全国的に設立されていたが、こ れは国有林野の保護管理の代償として、自家用柴草の採取を許容するという内容のものであっ た(中略)。これら森林保護組合は、『組合員ハ官営、村営其他公共団体ノ斫伐、造林事業ニ対シ テハ, 評議員会ノ決定ニョリ雇傭サルヘキ義務アルモノトス』(青森県蟹田町大山上森林保護組 合規約第16条)というごとく, 労務調達に主体的側面があったが, こうした任意組合的な保護 組合の勧奨のみをもってしては、特別経営事業の尨大な労働需要をまかなえきることができな かったのである。委託林,また部分林が地元施策としてもつ意義は,国有林経営にとっては決 して単なる捨石ではなかったのである」のと指摘している。

潮見俊隆氏は、委託林制度が単なる入会否定の代償ではないという意味で、「このようにみていくと、委託林制度は、土地官民有区分にはじまる農民の官有地入会権の否認の代償として生れてきたことがわかるが、しかし、それは、消極的な代償という意味ではなく、それによって積極的に国有地上の入会権を否認するという意味をもっていた」かと、指摘をしている。では、氏のいう「積極的に国有地上の入会権を否認する意味」とは、どのような内容なのだろうか。それは、まさに造林経営の拡大=経営の集約化ということである。つまり、「この委託林設定についての積極政策は、国有林特別経営事業のあとをうけて、国がいっそう大規模かつ積極的に造林経営にのりだすにあたって、火災の予防、盗伐防止といった農民の消極的協力をもとめるにとどまらず、場合によっては造林労働にたいする農民の無償ないし低賃金の地元労働力の提供という積極的協力をねらいとするものにほかならない」。ということである。さらに簡易委託林制度についても、「簡易委託林制度は、農山村経済更生運動の一環として『疲幣困憊せる農山村住民の生活を幾分なりとも緩和する』ことを目的とするとともに、他方では、『国有林と地元との関係も彌々密接を加え管理経営上便益少くない』という大正9年の委託林設定方針による委託林制度の効用の拡大をねらいとするものであった。いいかえれば、国有林

の保護、火災、盗伐の防止、さらに、積極的には国有林造林労働にたいする地元労働力の徴収、確保という側面での委託林制度の効果が認識され、その効果の拡大が簡易委託林制度の創出のもう一つの要因であったこともみのがしてはならない。当時の国有林経営の発展は、天然更新をはじめとして、造林地の撫育手入れの集約化を要求したのであるが、当時の財政上の理由からも、多額の造林費を支出することは困難だったのである」。と指摘している。

さらに岡村明達氏も、「国有林野の使用収益を許された農民は、保護組合あるいは委託林組合を結成して国有林保護・労働力供給を一層つよく義務づけられたのであって、委託林に再編された入会慣行は『国有林附近の住民をして不知不識国有林に対し愛林の思想を興起せしむるの状況に至らしめ同時に森林保護費の節約を図らざるべからず』(明治 22 年大林区署長会議における曽彌農商務大臣の訓示)とするかっての官僚の意図通り地元農民の低賃金労働を慈恵隷属を軸として組織する国有林経営の基底としての役割を荷わされるに至るのである」¹⁰⁾としている。また鷲尾良司氏も、「このようにして国有林は、地主的森林経営から地主的林業資本経営としての位置を確立したが、その過程で農民の入会権を最終的に排除していった。その代償として委託林や部分林制度を設け、それを利用して、低賃金の半農型労働力を安定的に調達していった」¹¹⁾と、地主経営の段階区分を明確にしつつ、指摘している。

以上の4氏の見解に共通していることは、委託林設定は単に入会権否定の代償という意味だけではなくて、経営の集約上必要な労働力を安定的に調達するために、農民を土地に新たに緊縛することにあったということである。しかし、簡易委託林制度と委託林制度の制度的差異(例えば入会慣行との関連等)については前述した島田氏ほど明確ではないと考えられる。 さらに、国家地主の経営集約化への対応策という4氏の指摘は首肯できるものではあるが、制度を媒介として実現される諸関係、地代の歴史的形態はどのようなものなのかという問題が残る。4氏の指摘では、その点が明瞭ではないと考える。

(3) 雇役的性格—地代の歴史的形態としてみるもの

委託林等制度における国家地主と農民的労働力との関係を不十分ではあるが, 地代形態として把握しているものとしては、甲斐原一朗氏の指摘がある。

まず、委託林制度については、「受託者の義務は、『火災の予防及び消防、盗伐、誤伐等の加害行為の予防及び防止、有害動物の予防及び駆除、境界標の保存、稚樹の保育、大林区署長の命ずる手入』(同第4条)(国有林野委託規則……引用者)であった。 これに対する給付として与えられる林野産物は、『末木、枝条及び枯倒木、手入のため伐採する樹木、自家用薪炭材、土地の資質をなさぶる副産物』(同第5条)(同上)にすぎなかった。 これはむしろ、林野の『遺利』とも、称すべきものにすぎない。もちろん形式的には、賃金の支払が、行われるであろうが、それは、きわめて低額であった。かくして、この制度は全体として国有林経営における徭役制度を、再編成したものとすらいうべきものであった」12)(傍点は引用者)としている。

また、簡易委託林制度については、「これ(簡易委託林制度……引用者)について、『国有林

野管理規程』第37条は、『地方住民の生活上特に密接な関係がある国有林野で、その保護を委託する必要があるもの』を、『簡易委託林』とすると、規定している。 これは、前述の委託林野が、慣行を基準としていたのに比べて、『旧慣による縁故』を度外視する点で、対象を拡張したものであって、一応の進歩と、考えてよかろう (中略)。 国有林経営の発展は、天然更新をはじめとして、造林地の撫育手入の集約化を要求したのであるが、当時の財政上の理由からも、多額の造林費を支出することは、困難であった。そこで、『低賃金による造林』の手段として、この制度が、実施されたのである」¹³⁾ と指摘している。

氏の指摘を要約すれば、委託林等の制度は、地主経営における「低賃金による造林の手段」であり、「全体として国有林経営における徭役制度を、 再編成したものとすらいうべきもの」なのである。そして、それは農民的労働力を土地に緊縛することにあったといえるが、氏においても地代形態としては全面的には把握されていないと考える。

では、再編成された徭役制度とすらいうべきものは、どのような諸関係 (生産関係) のものであり、また、そこではいかなる形態の地代が実現されているのか。委託林等の制度を媒介として実現される地代は、 封建地代から資本主義的地代への (国家) 地主対農民という生産関係の下における移行期・過渡期の地代¹⁴ (基本的には労働地代)¹⁵⁾ であると考える。 このような地代はレーニンにより、雇役制度 (地代)¹⁶⁾ とよばれているものであり、崎山耕作氏¹⁷⁾、奥地 正氏¹⁸⁾ によって、委託林制度との関連はある程度明確にされてきたが、まだ全面的でないと考える。したがって、ここでは雇役制度 (地代) との関連および異質性をみる中で、委託林制度における地代形態を検討したい。最後にここでは詳しく触れることはできないが、委託林等制度による上からの部落組合育成政策を、日本資本主義の産業組合政策として位置づけ分析する課題があると考える。この点は、戦時国家独占資本主義下の部落組合政策を把握するためにも重要であるが、奥地 正氏¹⁹⁾、飯田 繁氏²⁰⁾ によってある程度解明されているものの十分ではないと考える。

注

- 1) 林 野 庁: 『国有林野地元利用状況調査の総括分析』333-334 頁, 林野共済会, 昭和30 年。 なお氏は、同著で「改正法による共用林野制度は、この委託林と簡易委託林とを含めての活発な運用を期しているものと理解することができる」334 頁 としながらも、後に「改正法による共用林野制度は、むしろこの簡易委託林制度の活発な運用を期しているものと理解することができる」(島田錦蔵:『林政学概要』96 頁, 地球出版, 昭和45 年)と、慎重な言い回しをしており、委託林制度と簡易委託林制度の差異を明らかにしている。
- 2) 林 野 庁: 『国有林野地元利用状況調査の総括分析』337頁, 林野共済会, 昭和30年.
- 3) 『同上書』337 頁.
- 4) 氏は委託林制度については、「『簡易』ならざる普通委託林は明治32年の国有林野法の規定にもとづいて同法施行とともに実施されていた。それは農民入会地を囲いこんだ国有林において、急激にその利用を排除することができなかったので、とくに入会慣行の強かったところにだけ強く限定して設定された。したがって面積的にも僅少で、相対的に東北地方に多かった」(鈴木尚夫:『林業経済論序説』325頁、

東大出版会、昭和46年)としている。 また、簡易委託林制度については、「林野整備事業が流産に終ったあと、なんらかの地元農村の農民対策が必要となった。とくに国有林の多い東北地方の山村の窮乏は、国有林に対する盗伐などの犯罪件数を演増させるにいたったので、国有 林経営 上からもそれは要請された。これらの要請にこたえるものとして簡易委託林制度が昭和7年に制定され、地元農民の不満をそらした(中略)。しかし実際にはこの程度の利用は営林署が黙認するとしないとにかかわらず入林利用してきたものであって、これを規則の上で公けに認めたものにすぎず、かえって契約のなかで国有林の保護一とくに火災時の出役一の義務条項が明記されただけ負担を加重した場合が多かったのである」(『同書』324頁)と述べている。

- 5) 船越昭治: 『日本林業発展史』177頁, 地球出版, 昭和35年.
- 6) 『同上書』179 頁。しかし、地元施策として**委託**林の意義が本格的になるのは、特別経営事業が終了してからである。
- 7) 林 野 庁: 『共用林野制度実態調査 (II)』6-7 頁, 昭和33 年.
- 8) 『同上書』10 頁.
- 9) 『同上書』13 頁。 この指摘では簡易委託林制度の段階を経営の集約化の段階と考えているが,大正 9 年 以降から昭和7年前後までの委託林制度のみの段階こそが経営集約化の段階と考える。
- 10) 岡村明達: 『日本林野制度の研究』(古島敏雄編) 86 頁, 東大出版会, 昭和 42 年.
- 11) 鷲尾良司:『林業の展開と山村経済』(塩谷 勉, 黒田迪夫編) 243 頁, 御茶の水書房, 昭和 47 年.
- 12) 甲斐原一郎: 『林業政策論』472 頁, 林野共済会, 昭和30年.
- 13) 『同上書』473 頁。 この集約化の段階規定は注9) と同様に正しくないと考える。
- 14) 封建地代実現の手段である経済外的強制については、「鞭の力」から「諸事情の力」まである。 栗原百寿は、(『現代日本農業論』(上)46頁、青木文庫、昭和47年)で、「鞭の力」については封建的であるとし、「諸事情の力」については半封建的であるとしている。

ところで、本報告では経済外的強制を以下のように考える。経済外的強制は、封建地代実現の手段であるとともに、封建的土地所有の本質でもある。これに反して、資本主義下の地主経営(土地所有)にとっては、必ずしも経済外的強制は本質的なものではない。地主が、彼の手中に残されている「経済外的強制の可能性」を行使するか、しないかは、資本主義の「経済的強制」の枠内での彼の「経済外的強制の可能性」の大きさにかかっている。

- 15)「林業労働確保手段としての耕地の貸付は地主即雇主,小作人即労働者という二重の人格を生ぜしめる。この関係は林業技術の性格,それに基く林業労働の季節性,年次的不同性と農業経営規模の零細性とによって生ずるもので労働地代(傍点は引用者)を産み出す基礎である。 同じ理由から薪炭原木の特売と労務提供の関係が生れる。これが林業地主の所謂半封建制の実態である」(稲葉泰三,林野庁:『国有林野地元利用状況調査の総括分析』440-441 頁、林野共済会、昭和30年)。
- 16) レーニンは、雇役制度(基本的には農民の労働による地主への債務支払)を、地主経済の封建的経済制度から資本主義的経済制度への移行期=過渡期の一形態であるとし、それは、賦役制度の直接の残存物であり、また、経済的側面は、賦役制度と同じであるとしている。このような雇役制度(その種類は多様なのであるが)について、レーニンはもっとも普及しているものとして、土地代償としての雇役をあげている。「最後に、土地の代償としての雇役は、あるいは分益小作の形態で、あるいは農民に貸出された土地や土地用益やその他の代償としての労働という直接的な形態で、非常に普及している」(『ロシアにおける資本主義の発展』以下同様)。そして、このような地主所有地の農民への貸地(農民にとってみれば借地)は、決して地主の自家経営の拒否ではなく、農民的労働力を固定化させるという方向としては、私有地耕作の発展であるという意味で、次のように指摘している。

「とくに興味あるのは、土地の代償とじての雇役の形態、いわゆる雇役借地および現物借地の形態である。われわれは前章で資本主義的関係が農民の借地にどう現われているかをみたが、ここでみる『借地』は賦役経済の単なる名残りとしての借地であり、そして一片の土地を分与することによって

領地に農村労働者を確保する資本主義的制度へいつのまにかうつっていくことがときどきある借地である (中略)。こうして、われわれはここでまったく特殊な種類の借地を見るのであるが、それは、地主による自家経営の拒否ではなく、私有地耕作の発展をあらわすものであり、また、農民の土地所有の拡大による農民経営の強化をではなく、農民の農村労働者への転化をあらわすものである (中略)。こんどわれわれは、地主経営においても土地の貸出しが対立した意義をもっていて、ときには、それは経営を他人にわたして地代の支払をうけることであり、ときには、それは自家経営を営む方法であり、領地に労働力を確保する方法であることを、知るのである」。

では、土地をでことした賦役制が、「経済外的強制」の可能性も含めて、雇役制に転化しえた条件は、何に求められるか。レーニンによれば、「農民経済は地主経済から完全に分離されていなかった。というのは、地主の手に農民の分与地のうちのきわめで本質的な部分が、すなわち、『切取地』、森林、採草地、家畜の水飲場、放牧地がのこされたからである」。 それ故、「『経済外的強制』の可能性もやはり、のこっていた。すなわち、一時的義務負担の状態、連帯責任、農民の体罰、公共事業に農民を徴用すること、などがそれである」。では、以上のような雇役制について、その発展方向はどのようなものか。それは雇役 I 型から雇役 II 型への移行であり、この過程は、雇役制の資本主義による駆除の過程であるとしている。 商品経済の発展は、現物経済に依拠している中農層の分解をつよめ (中農層は雇役制の基礎である)、雇役制を解体させる方向にむかう。よって、地主経済においても、雇役制度から資本主義制度への移行という経済組織の変化が、基本的には貫徹されるというのが、レーニンの見解である『発展』国民文庫、昭和47年より。ただし、引用文中傍点は原文のもの)。

- 17) 「以上のようにして、委託林制度や簡易委託林制度―第二次戦後共用林野―は、森林保護組合と相俟って、一方において農民層分解の『安全弁』たる機能をはたし、入会利用の排除にともなう林野からの遮断を再編成して、山村農民に農業からの分離をつなぎとめる役割を果しながら、他方において、これを以って造林地の保護、手入れに緊縛し、低廉な造林・保護労働力を、部落機構を通じて『雇役的』(傍点は引用者) 形態で編成替し、造林撫育費節約の手段となった」(崎山耕作:「林業地代と国有林問題」『研究と資料』3,96頁、大阪市立大学、昭和33年)。
- 18) 「この変化 (従来の国有林野保護組織から造林労働組織への変質……引用者) は大正中期から顕著になるのであって未だ広範なものではないが、しかし特別経営事業にともなう造林事業の進展は一部の組合に、従来の保護義務に加えて造林事業への出役義務をも賦課するのであって、こうして部落組合は国有林造林事業の労働力調達機関、あるいは同事業への労働力供給組織としての性格を濃くしていく。そして、それにともなって、部務農民は『賃労働者』化し、かつて入会権の否定を基礎として恩恵として与えられた国有林野産物の利用は、いまや彼らの低劣な造林賃金を補完し、それを条件づける現物賃金へと転化する。彼らの『義務人夫』としての『出役』は、半封建的土地所有の基柱としての国有林==地主経営に対する『雇役』に他ならない」(奥地 正:「国有林における労働組織の形成と展開(1)—東北・秋田国有林を中心に—」『立命館経済学』第23巻・第4号、28(474)頁、昭和49年)。
- 19) 「部落組合は、こうして 90 年代を通じて東北国有林の地元山村において数多く形成されていくが、しかし 99 年から開始される特別経営事業の展開過程でその性 格は一定の変化をとげていく (中略)。このような中で部落組合もさまざまな変化をとげるが、総じて最も大きな変化は、従来の国有林野保護組織から造林労働組織への変質であろう」『同上書』28 (474)頁。

氏はこのような部落組合の性格変化を、薪炭材払下げの慣行特売制度から委託林制度への変化と対応させて、委託林制度は「特別経営事業が終りに近い大正中期、小作争議と労働運動の高揚の中で林区署においてもようやく労働問題が登場して、はじめて積極的な活用にふみきるのである」(『同上書』16(462)頁)としている。

20) 「こうして、戦前における地元と国有林の関係は委託林、簡易委託林を基軸に展開し、それをもとに 『部落組合』が形成されてくるわけであるが、かならずしも委託林に限られたわけではなく、部分林、 採草地、放牧地などさまざまな形をとりながら国有林と地元とは結びつき、それら土地利用を媒介に 『部落組合』が形成されてきたのである。 ここで戦前の『部落組合』の形成過程を今一度要約すれば次のようになるであろう。第1の形態は林野の官民有区分で国有林野とされた土地に対する地元部落住民の下戻要求をもとに形成された形態、たとえば設定区部分林を母体にして出来た『部落組合』、あるいは国有林に『縁故』や『慣行』を以前からもっていて委託林によって『縁故』や『慣行』が継続されるようになったところに出来た『部落組合』がそれである。第2の形態は、地主制の中で農山村経済の疲弊が進行し、大土地所有者である国有林が林野を委託林、簡易委託林などとして活用させることによって疲弊を多少ともおさえようとして形成された『部落組合』がある」(飯田 繁:『造林請負事業体に関する調査研究―「部落組合」近代化の動向―』41-42頁、林業経営研究所研究報告、林野庁、73-7)。

III. 調査地と委託林制度の概要

1. 調査地の概要

調査の対象とした委託林制度は、秋田営林局角館営林署のものである。まず最初に、角館 営林署の概要を明らかにしよう。『角館営林署管内概要』によれば、その沿革は次のとうりで ある。

秋田藩時代において運上山¹⁾は、旧檜木内村、旧神代村、旧西明寺村の大部分であり、銅山掛山²⁾は旧檜木内村の大部分、そして御直山³⁾は、旧檜木内村、旧中川村、旧雲沢村の大部分であった。明治維新後、これらの運上山、銅山掛山、御直山がそのまま民部省、大蔵省の主管となり、ひきつがれたのである。以後の沿革については、『管内概要』に詳しいので引用しよう。

「明治7年1月 内務省

11年7月 内務省直管

14年4月 農商務省,山林局

19年3月 秋田大林区署, 角館派出所

23年5月 西明寺小林区署, 生保内小林区署に分割

27年 角館小林区署を分割(西明寺, 生保内小林区署を合併)

大正 3 年 生保内小林区署を分割

13年 角館営林署と改称

昭和40年 営林署管轄区域一部変更(生保内営林署より白岩担当区部門, 大曲

営林署より中仙町豊岡の一部)」

ついで、管内の気候⁴⁾ および地理について述べよう。管内は秋田県内でも有数の多雪地帯であるが、降水量は冬の季節風によって多くなるのが特徴で、一般に冬季に多く夏季に少ないが春季は特に少ない。以上のような気候的特徴が冬季における造材・集材・運材の比重を高めており、また雪橇・堤出し・管流し・筏流等のいわゆる水運段階が戦後まで残った地域であり、林鉄は戦後に至るまで導入されなかった。冬季における伐木・造材・集運材の比重の高さが、

農民の冬季間の手間賃稼ぎとあいまって、農民的労働力の性格があらゆる面で強い50。

水系については、管内は雄物川水系に属している。『秋田営林局史』(秋田営林局:『八十年の回顧』昭和39年)によれば、「雄物川は栗駒山に源を発して横手盆地を灌漑し、北に流れた後、西に折れて西部山脈を横断し、土崎で海に流ぐ。流路約149kmである。主な支流は岩崎川・横手川・玉川などである(中略)。玉川は支流の最大なもので、源を焼山群山の南麓に発し、上流を大深沢という。西南流して先達川を入れ、田沢湖の東畔を南流し、生保内川を合わせ、角館付近で初めて平原に出る。次に檜木内川を合し、花館で本流に入る。その長さ約100kmである」(110頁)。このように、営林署管内の木材は玉川、檜木内川、雄物川を通り、秋田市の市場へ搬出されたのである⁶⁾。

地勢について述べよう。管内は東は奥羽山脈に、西は出羽丘陵のあいだにはさまり南に開け、西北部分(出羽丘陵)で阿仁営林署と接している。また南部の平野で、大曲営林署と接し、東部の田沢湖をはさんで、生保内営林署と接している⁷⁾。

管内の町村は角館町(旧角館町,中川村,白岩村,雲沢村), 田沢湖町の一部(旧生保内村,神代村,田沢村), 西木村(旧西明寺村,檜木内村),中仙町の一部であるが,また管内面積が関係町村面積の過半を占める,いわゆる軒下国有林地域でもある。

昭和49年の『管内概要』によれば、その管理面積は次の第2表のようである。 林相について述べよう。管内はいわゆる針広混淆の地域であるが、『秋田営林局史』によれば、「スギを主とする天然林は、主として秋田県の北部、米代川流域の中・下流地帯 (中略) および雄物川の下流流域に属する秋田・和田・大曲・角館各事業区の海抜高600~700m以下の地域に集団的に分布するほか、……」(114頁) との記述がある。ところで管内には2つの事業区(神代8)、檜木内)があるが、委託林設定前の段階の林相は、次の第3表のようである。 すなわち、神代事業区は天然スギを中心とする針葉樹地域であり、檜木内事業区は薪炭を中心とする広葉樹地域である。

				* *	<u> </u>
要存置国有林野	不要存置国有林野	その他	小 計	公有林野等官行造林地	合 計
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
25,251.76	1.65	0.91	25,254.32	1,021.24	26,275.66

第2表 角館営林署管理面積

注 『角館営林署昭和49年度管内概要』より。ただし、財産台帳面積。

* * U				面			穳 (ha)				蓄 積 (m³)							
事	業	区	合	計	立	木	地	そ	の	他	合	計	針	葉	樹	濶	葉	樹
神		代	5,557	7.65	4	,827.	60	,	730.0	5	319	,427.35	2	06,16	0.87	1	13,26	6.48
檜	木	内	15,242	2.29	14	,432.	19	8	810.1	0	1,760	,282.40	1	18,11	4.71	1,6	42,16	7.70

第3表 神代、檜木内両事業区における委託林制度設定以前の管内の林相

注 1) 神代事業区については『大正3年3月神代事業区普通施業案第1次検訂説明書』による。

²⁾ 槍木内事業区については『大正9年6月槍木内事業区検訂施業案方針書』による。

注

- 1)「藩有林であるが、年々一定の運上銀を徴して、村または個人に雑木や草を採取させたもの。一村または数村入会で採取するものを、一村運上山、入会運上山といい、個人の採取するものを符入運上山(ふにんうんじょうやま)といった | (秋田営林局:『秋田の杉』111 頁,昭和43年)。
- 2) 御直山の1つ。「阿仁銅山の鉱業用材、薪炭材を伐出するもの」(『同上書』111頁) である。
- 3)「藩の管理経営する山林で、官有である。御直山の名称は、直杣(じきそま)すなわち藩が直接に斫伐するという意味から出たものである。したがって、御直山には、青木(スギ,ヒバ等)の生育地で、藩が直接斫伐を実行しても収支を償いうる箇所を選んだようである。御直山の中でも、その目的により取扱いが数種に分けられていた」(『同上書』110頁)。
- 4) 神代事業区のみを説明するが、檜木内事業区についてもほぼ同様であると考える。『明治39年神代事業区簡易施業按説明書』によれば、以下のとうりである。

「本事業区へ御物川ノ上流ニ位シ此ヨリ北及東ニハ連山重畳トシテ陸中羽後ノ界ニ綿亘スル所謂中央山脈ヲ控へ西ニハ阿仁合岩見地方ノ諸峯蟠屈スルアリ気候寒クシテ積雪多シ今本事業区ヲ南ニ距ル2 里許ノ角舘町ニ於ケル気象ノ概要ヲ示シテ参考ニ供スル事左ノ如シ

明治37年度調査

1. 気 温

SVZ.	均	最	高	最	低
13	.1	39	.2	_:	13.5

2. 雨 量

			一日中	,最多	最多積雪				
-	日 数	総量	量	月 日	深(曲尺)	月日			
	173	2,192.8	139	7.22	4.30	2.1			

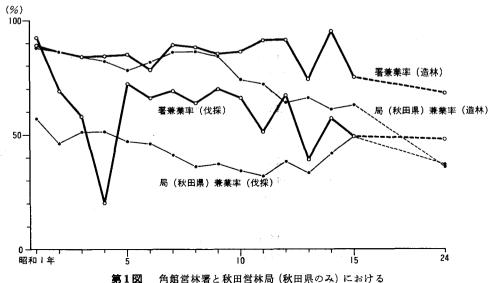
3. 最多風向(常日)

4. 各 季 简

種	且	終	日	初	日
結霜期日	(平年)	4.3	0	10.	.24
降雪期日	(//)	3.3	0	11.	.14
積 雪 期 日	(")	3.2	8	12.	.7

但シ 最深積雪(絶対最深深曲尺) 6.00 」

- 5) 後揭第1図(330頁)参照。
- 6)「交通には2つありました。 それは道と川です。 角館のような山の町でも, 人や荷物のゆきょには, 川 の流れはたいへん大事なものでした (中略)。 先にふれたのですが, 角館におちあう檜木内川と玉川は, 上流で伐採したマキをイカダに組んで流すところでした。 広久内の浜や中川の川原郷はイカダ乗りのた



造林と伐採の兼業率

注 『秋田営林局統計書』より作成。ただし統計書では、「伐採」 を「斫伐」としている。

くさんいたところです。中川にはイカダ節というめずらしいつぎのような民謡があります。

口々にヤナはやらぬと堰とめる こちはごめんの御用薪

御用薪というのは秋田藩で燃料にするマキのことで,その大半はこの2つの川の流れに乗って,角館のイカダ師によって運ばれたのです。到着するところは川口境というところでした。そのため角館町には10分2役所という,いまの木炭を検査するように,マキを検査する役所があったほどです。 檜木内川も玉川も角館より上流になるとイカダのほかは,ちょっと無理なようです」(富木友治:『角館の話』201頁、角館中学校、昭和38年)。

- 7) 「本事業区へ西方日本海ヲ距ル約15里ノ所ニアリ西南方へ仙北大平原ノ田野ニ望メル山岳林ニシテ北方 分水嶺ハ舷月形ヲナシ田沢湖ニ沿ヒ東方ハ玉川沿岸ヲナセル山脈ヲ以テ画セラレ一般ニ丘陵上ニシテ顕 著ナル峰巒ノ聳立スルモノナク事業区中ノ最高峰院内岳ニテモ僅カ2,750米突餘ニ過キス」(『大正12年 第2次検訂神代事業区検訂施業案説明書』)。
- 8) 神代事業区は、一部生保内事業区を含んでいるが、施業案の分析等の際には神代事業区に一括して、対象とする。 大正 12 年では、神代事業区 6,521 町 2127 中、生保内事業区に属しているのは 196 町 7222 である。

2. 調査地における委託林の概要

大正9年に「委託林設定方針」が出され、角館営林署管内でも大正9年以降、「慣行地調並ニ委託林設定ニ関スル調査」が実行され、大正12年度に委託林が設定された。以後の推移については、第4表のとうりである。昭和7年から9年の間を1つの画期として委託林面積、設定箇所、受託部落数が若干増加していることが特徴としてあげられるが、また受託戸数(世帯数)についても、この期間に増加をしている。

簡易委託林を設定する方針「委託林設定ノ方針ノ改正並国有林ノ保護ヲ地元部落ニ委託ノ

年 度	署管内面積 (ha)	委託林面.費 (ha)	設定個所	受託者数 (部落)	受託者数 (戸数)
大 正 12	20,815.56	2,089.11	13	42	812 (535)
昭和1	20,823.12	2,112.44	15	42	
2	20,879.78	1,936.36	15	42	_
3	21,077.16	1,936.36	20	43	_
4	21,077.21	1,946.30	20	43	_
5	21,096.04	1,946.30	20	43	
6	21,076.88	1,946.30	20	43	
7	21,055.53	2,155.39	22 (1)	60 (2)	_
8	21,056.79	2,023.11	20	46	
9	21,063.19	2,318.00	25	60	_
10	21,063.19	2,318.00	25	60	1,260 (615)
11	21,085.65	2,318.00	25	60	
12	21,085.69	2,318.00	25	60	_
13	21,076.47	2,500.46	25	62	
14	21,076.47	2,500.46	24	65	_
15	21,066.30	2,312.61	25	60	_
16	_	_	ļ. —		
17	<u></u> ·	<u></u> ·	· · · · · · <u> </u>		-
18	_	_	_		— (645)
19	_	<u> </u>			
20	_	<u> </u>			_
21		- , s + , .	·	-	- .
22	_	- :			
23	_		_	_	
24	21,009.82	2,495.63	16	70	_
25	21,943.36	2,492.90	16	-	1,414 (720)
26	20,906.01	2,492.90	16		1,413 (719)

第4表 角館営林署管内における委託林の推移

注 1) 『秋田営林局統計書』より作成。 ただし、大正12年については『昭和10年度委託林実績調』 (秋田営林局)より作成。

²⁾ 設定個所で()は他営林署にまたがるもの。受託者数(部落)も同様。

³⁾ 大正 12 年度受託者数 (戸数) は 『大正 9 年度以降慣行地調並ニ委託林設定ニ関スル調査書類』 より作成。

⁴⁾ 受託者数 (戸数) の () は神代事業区のもの。 大正 12 年の数字は『神代事業区施業案説明書 (大正 12)』より作成。ただし、設定見込みのものである。

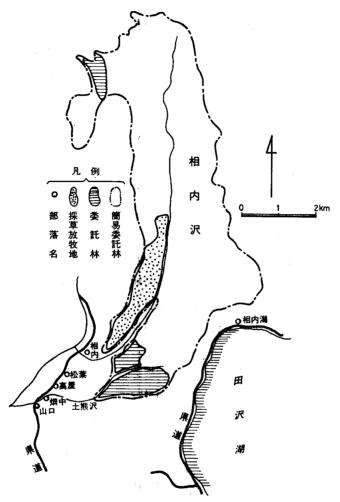
年		度	簡易委託林面積 (ha)	所 在 市町村数	受託部落数	受託者戸数	設定個所	譲 与 産 物 見 積 価 額 総 数 (円)
昭	和	10	16,744.29	5	97	2,058	12	2,418.760
		11	16,703.39	5	97	2,051	10	2,873.730
		12	16,697.16	5	97	2,044	10	3,734.100
		13	16,689.84	5	98	2,075	10	3,734.100
		14	16,862.53	5	98	2,092	10	3,875.450
		15	16,862.53	5	104	2,092	10	4,207.910
		16	_	_		: · —	_	_
		17	_			_	_	
		18	_	_	_	_	_	_
		19		_		_		
		20		_		_	· <u> </u>	_
		21	_	_	_ :-			_
		22		_	<u> </u>	· _		_
		23	_		:-	_	_	
		24	16,777.15		97		_	82,318
		25	16,777.15			2,727		130,530
		26	16,679.66	_	_	2,940	_	142,640

第5表 角館営林署管内における簡易委託林の推移

注『秋田営林局統計書』より作成。

件」(山林局通牒) が、昭和7年に出されるのであるが、統計書に現実的に表れてくるのは昭和10年度からである。第5表によれば、委託面積、所在市町村数、設定箇所については、それ以後大きな変化はないが、受託部落数、受託戸数については昭和16年以降、戦時体制下で増加をしていると考えられる。第4表と第5表とを対比してみると、戦時経済下に簡易委託林は広汎に設定されたが、委託林についてみればそれ程増設されなかったことがわかり、両者の性格の相異を表現していて興味深い。

ところで、第4表で指摘できることは、委託林面積が管内面積のほぼ10分の1だということであるが、これは「委託林設定方針」(後掲資料1)の規程「第2(1)委託林設定面積ハ第1(1)ニ依ルモノニアリテハ地元ニ於ケル国有林野面積ノ10分ノ1ヲ標準トシ……」によるものである。なお、委託林、簡易委託林の位置関係については、第2図を参照されたい。



第2図 委託林, 簡易委託林, 採草放牧地の位置関係の一例

- 注 1) 第30表,調査番号4が図表の地域である。
 - 2) 『昭和10年度簡易委託林ニ関スル書類』(角館営林署) によれば、関係6部落の戸敷と人口は以下のようである。

部落名	戸数	人口	部落	客名	戸数	人口
松 葉	57	350	畑	中	29	170
相 内	16	84	山	口	52	250
相内潟	12	75				
高 屋	19	1,20	青	†	185	1,049

なお、既設委託林に関係している部落は、相内、松業、高野、畑中、山口の部落であると考える。 部落については第6表の1、第10表の1、第14表の14、第16表の8、V-5の1)148.65 ha、第30表の4を参照されたい。

IV. 慣行特売制度と造林労働組織の育成

ここで対象にするのは、委託林設定以前の段階であるが、この段階では地元部落に対する 薪炭材等の払下げは、慣行特売制度に依拠していたのである。委託林制度の分析のためにも、 この前段階を検討する必要がある。

1. 契約等の検討

契約等の正式な文書,書類等は見出せなかったし、また、この段階では正式な契約を結ぶことが一般的でなかったと考えられる。しかし、『大正 9 年度以降慣行地調並ニ委託林設定ニ関スル調査書類(以下『大正 9 年調査』と略す)角舘小林区署』には、断片的ではあるが、契約内容についての実態的な記載がある。1つは、山谷川崎部落(檜木内事業区)についてのものである。「前期施業按編成ノ当時、国有林保護規約ナルヲ締結シタル形跡アリ、規約書、其他参考書類不明ナルモ、大約、(1)向フ10ケ年間雑立木払下ニ付間違ナク跡地ノ整ヲナスコト。(2)国有林或ハ国有林隣接地ニ於テ非常ノ場合ハ報告、応援ヲ早急確実ニ実行スルコト。(3)毎年4月1日ヨリ11月末日迄入会部落毎日山番トシテ出役シ道路手入、火番盗伐ノ見張等ノ要務ヲナスコト等ノ契約ヲナセルアリ」。ちなみに、「前期施業按編成ノ当時」とは、簡易施業按の編成された明治39年から大正2年の頃をさしている。また、鷲ケ台部落(檜木内事業区)に対する調査では、「払下慣行部落ハ払下国有林ニ対シ払下后地 拵其ノ他一切ノ造林事業に従事スルノ外直接間接之レガ保護ノ任ニ当り従来国有林ノ事業アルゴトニ好感ヲ以テ出役シ未ダ事業ノ際出役人夫ニ不足ヲ感ジタルコトナシ」とある。

この2つの事例より明らかにされたことは、払下げの代償、いわば国有林利用の対価についてだけであるが、この内容によれば後述する委託林設定による出役義務規程・条項ほどは明確な出役義務契約はないものと考えることができる。

では、払下げそのものの意味は、後述する委託林制度の場合とはどう違っているのか。明治政府は、明治23年4月に、勅令第69号「官有森林原野及産物特別処分規則」を公布して、随意契約による産物払下げの道を開いたのであるが、ここで明確なことは、払下げが随意契約による特売か、または公売かを問わず、すべて売渡し=有償であるということである。この点が、払下げが半分譲与である委託林の場合とは、異なる点といえよう。ところで、この公売か特売かについては地元との関係でかなりの混乱をおこしたらしく、「政府は、さらに翌明治24年10月28日勅令第202号をもって処分規則を改正追加し、官林保護の代償として地元民に副産物を無料採取させる途をひらいた1)。これが委託林制度の濫觴である」202号とは、前述したとうりである。

以上のようにみてくると、慣行特売制度においては主産物は原則として有償(しかも貨幣による支払)、副産物は無償(実態は有償のこともある)ということになるわけであるし、また

この段階では労働による支払いではないのが原則である。しかし、慣行特売制度の段階においても委託林が設定される時期に近くなると、労働による支払いといった側面が出てくるのである。前掲2部落についての事例は、その顕著なものであるといえよう。

注

- 1)「同年4月勅令第69号ヲ以テ官有森林原野及産物特別処分規則ヲ発布シ其ノ第1条第6号ニ依リ従来売払ノ慣行アルニ非レハ随意契約ニ依リテ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小紫若クハ土石ヲ売渡スコトヲ得サルコトトナレリ、故ヲ以テ多年副産物ノ採取ニ依リテ生計ヲ営メル地元住民ハ非常ナル苦痛ヲ感シ、其ノ極盗伐ヲ為シテ法網ニ触ルルモノ続出シ、国有林ノ保護上憂フヘキ状態ニ陥レリ、是ニ於テ地元人民ニ対シ副産物ノ無料採取ノ恩典ヲ与ヘ国有林ノ保護義務ヲ負担セシムルハ却テ林業経営上有益ナルヘシトノ見地ヨリ24年10月勅令第203号ヲ以テ官有森林原野特別処分規則ニ追加ヲ為シテ委託林制度ヲ*復活スルニ至レリ|(松波秀実:『明治林業史要』278頁、大日本山林会、大正8年)。傍点は引用者。
- 2) 林 野 庁: 『共用林野制度実態調査 (II)』 3 頁, 昭和 33 年.

2. 慣行特売制度の経済的実態

慣行特売制度の契約内容は、ほぼ明らかにされたので、その経済的な実態を分析する必要があると考える。以下、払下げ立木、その他副産物、払下げ立木とその他副産物の自家用・稼用別、払下げの対象(部落組合)の順序で分析・検討する。

(1) 払下げ立木

『大正 9 年調査』に大正 5 年から 9 年までの 5 年間の署管内全体についての調査がある。第 6 表はその調査をまとめたものである。第 6 表によれば、5 年間で薪材については 255,729石,小柴については 15,204 束,用材については 1,577石が払下げられている。この数値からも明らかなように,薪材は用材の 162 倍の量の払下げになり,慣行特売制度の中心は薪材であることが明確にされた。ついで,払下げられる薪材価格について考察する 1 ,2 1 。

薪材と用材の価格およびその上昇率を示したのが、次の第7表である。第7表によれば、針葉樹用材の上昇率ほどではないにしても、 薪材 (濶葉樹) は約2倍の単価になっている。それ故、特売によって薪材を買入れる農民の側としては、この価格の上昇はかなりの痛手になったことが想像しうる。 さらにこの間 (大正2年~大正10年) の薪材の単価の上昇具合については、次の2つの引用文を対比してみれば十分だろう。「以上表示スルガ如ク木材価格ハ逐年其相場ヲ高メ大正元年度杉ノ如キハ39年度ニ比シ約3倍弱ノ騰貴ヲ示スヲ知ル (中略) 尚用材ノ騰貴率大ナルニ比シ薪材ノ騰貴率ハ甚ダ小ナリトス」(『大正3年3月神代事業区普通施業案第1次検訂説明書』)。「上表ヲ前案ニ於ケル明治39年度ヨリ大正2年度迄ノ針葉樹山元平均価格1円014 濶葉樹 0 円 068 ニ比シ著シク騰貴セルヲ見ルヘシ」(『大正12年3月神代事業区検訂施業案説明書』)。くり返して述べるが、このような「著シイ騰貴」が、地元部落の農民にとって、どのような意味をもっていたかは推測することができる3。

	実態 (新材,用材別)									
				払下げ材	馩					
	村	大 字	字	薪 材 (石)(束)	用 材 (石)	関係国有林				
1	檜木内	下檜木内	松葉,高野,畑中,山口	45,057 (806)		御直山				
2	"	上檜木内	鷲ヶ台,粟掛	13,177	888	_				
3	"	下檜木内	吉田, 小波内, 小淹	51,032	592	—				
4	"	"	相沢,木田,菅谷,久保,大台野	12,469	69	_				
5	"	"	下田,高沢	24,512	8	—				
6	西明寺	西明寺	湯尻	1,501		運上山				
7	生保内	澙	大沢,田子ノ木	3,511		御直山, 運上山				
8	田 沢	田 沢	春山			運上山				
9	神 代	卒 田	(大字) 神代 (字国館を除く)	23,559 (4,948)		御札山,運上山				
10	"	梅沢	森ノ腰,谷地川,東田,大船, 手習石	12,163	_	運上山				
11	"	岡崎	院内	8,912	_	御留山, 運上山				
	西明寺	小淵野	(字後川を除く)	} 12,320		 運上山				
12	121 23 37	西荒井	(内一部 //)	12,020		是工品				
	神 代	東前郷	西荒井		_					
13	西明寺	西明寺	潟野, 佐曽田, 堂村, 荒町	13,329	_	運上山				
14	"	上荒井	掘田	121 (7,387)						
14	"	門屋	漆原,屋敷田,入江	_	_					
15	"	上荒井	新屋,山根,大野堰,寺村,西野	4,205 (2,063)	_	_				
16	中川	山谷川崎	等田,大場,黑沢,山谷,黑森, 高屋	8,617		運上山				
17	西明寺	小山田	高野,上門屋	9,199	_	"				
18	"	"	掘内,石川原,小原木,八津, 鎌足	12,045	_	"				

第6表 大正5年から9年までにおける角館営林署払下げ 実態(薪材、用材別)

瀬 下河原他2

沢 西長野 野田他1,2

角館町岩

20

計

255,729 (15,204)

1,557

	210 . 24	111111111111111111111111111111111111111	,,	1211 - 2271	
年	度	針 葉 樹 石 当 り 単 価 (円)	潤素調石 当り単価 (円)	期	間
(A) 大	正 2	1.014	0.068	明治 39~大正	2
(B)	// 10	2.824	0.149	大正 3~大正1	.0
(B)/(A) _	上昇率	2.785	2.185		

第7表 神代事業区における山元立木価格の上昇率

注 1) 『大正9年調査』より作成,御札山とは水源林とある。 2) ()は小柴。

³⁾ 用材については、自・稼別は不明である。 4) 19,20については調査はなされていない。

注 1) 『大正12年3月神代事業区検訂施業案説明書』より作成。

^{2) (}A), (B) はいづれも期間中の平均価格である。

(2) その他副産物

副産物の払下げについては、明治 23 年 4 月「官有森林原野及産物特別処分規則」により、一応無償が原則とされたのであるが、実際はそうではなかった。第8表はその事実を示したものである。それによれば、伐採の進展による主産物収入の増大が、副産物収入の割合を低めてはいるものの、それなりの比重をもっていることである。また、未だ斫伐の全面的に進展しなかった時代においては、その比重はより大きかったと考えられる。加えて述べるならば、この低下したことにこそ、委託林制度においては副産物が実態的に無償となった要因であると考えられる。最後に、副産物が保護区段階でも有償が原則であったことを示す可能性のある書類を加える。『大正 9 年調査』によるものである(第9表)。

期間	(A) 収入合計 (円)	(B) 副産物収入 (円)	(B)/(A)× 100 (%)	摘	要	
明治 39~大正 2 大正 3~大正 10	192,437.695 762,553.504	1,050.440 2,201.294	0.54 0.28		3 年施業案説明書』 12年 //	より

第8表 神代事業区の収入における副産物収入の比重の推移

第9表 副産物採取見込調

副産物採取見込調 西明寺保護区

林 小 班

10 3 内ハ

面 積 16.70 町

			数	量	崩	位	金	額	1	甫			考
種	(雑	菜	8	1	0.010	円	0.160	円	澙	尻	部	落	
	雑	菌	8	Ø.	0.020	鬥	0.160	円					
類	栗	実	16	升	0.020	円	0.320	円					

- 注 1) 『大正9年調査』より作成。
 - 2) 雑菜金額は0.080円が正しいと考えられる。

(3) 払下げ立木および副産物の自家用、稼用別

まず、払下げの薪炭材 (主産物)の自家用・稼用別量を示したのが第10表 (部落名は第6表と同じ)である。これは『大正9年調査』により、大正5年から9年までの5年間に各部落に払下げられた署全体の数量を表わしたものであるが、表によれば自家用として薪材76,599石、小柴15,204束が払下げられている。ついで、稼用としては、薪材179,130石が払下げられている。また、用材については、自・稼別は不明である。ところで、払下げられた自家用、稼用薪材の合計は255,729石であるから、自家用薪材は76,599石で30%を占め、稼用薪材は179,130石で70%を占めることになる。つまり、慣行特売における薪炭材の払下げは稼用が中心となっていた訳であり、農民の副業の材料源として、かなりの重要性を持っていたのである。

ところで、いままで述べてきたのは署全体の傾向であるが、これをさらに各部落までおり

	自 家	用	稼			
	薪 材 (石)(束)	用 材 (石)	薪 材 (石)	用 材 (石)	摘	要
1	(806)		45,057		_	
2			13,177			
3	_		51,032		(主として)	稼用
4			12,469		"	
5	<u> </u>		24,512		"	
6	1,501		· <u></u>		自家用	
7	2,394		1,117		自家用・稼	用
8	_		_		払下げなし	
9	23,084 (4,948)		475		自家用・稼	用
10	12,163		_		自家用	
11	4,456		4,456		区別なし	
12	6,160		6,160		自:稼=5:	5
13	6,665	,	6,664		自:稼=5:	5
14	121 (7,387)	•	· <u></u>		自家用	
15	4,205 (2,063)		_		自家用	
16	4,308		4,308		区別なし	
17	5,519		3,680		自:稼=6:	4
18	6,023		6,022		" =5:	5
19			_		無水ルギ	
20			_		調査せず	
計	76,599 (15,204)	_	179,130	1 _		

第10表 大正5年から同9年までにおける角館営林署払下げ 実態(自家用,稼用別)

第11 表 檜木内事業区地元4部落における当時5ヵ年間地元 国有林よりの自家用,稼用としての払下げ

年	度	用 材 (石)	薪 炭 材 (石)	摘	要
大』	E 5	733	15,677	-	
	6	24	9,039	-	
	7	128	11,456	ほかに自家用とし	て小柴 320 東払下
	8		5,197	"	300 //
	9	_	2,811	"	182 "
合	計	885	44,172	_	

注 『大正9年調査』より作成。

注 1) 『大正9年調査』より作成。

^{2) ()}は小柴。

て、慣行特売の実態をみる必要がある。さて、檜木内事業区松葉、高屋、畑中、山口の4部落についての『大正9年調査』によれば、「最近5ヶ年間当地元国有林ョリ自家用並ニ稼業用トシテ払下タル数量。当区内払下ハ大部分稼業用並ニ自家用トシテ払下ヲナシ居ルニョリ自家用ト稼業用トヲ区分スルヲ得ズ」と書かれている。つまり、当該部落では自家用と稼用との区別はされずに、払下げがなされた訳である。また、4部落について「最近5ヶ年間地元国有林ョリ自家用並ニ稼業用トシテ払下数量」は、第11表のとうりである。要するに、以上のようなことから言えるのは、この段階での払下げは、自家用・稼用とを、はっきり分けたものではないということである。払下げる側の国有林にしても、払下げを受けた農民の側にしても、その区別は後述する委託林段階ほどは、はっきりしていない。

さて、一方、副産物については、自・稼別が不明な点が多い。しかし、副産物の販売(つまり稼用)が盛んになるのは、簡易委託林制度が設定され、副産物の無償譲与が全面的になってからである。したがって、この段階では自家用、稼用の区別は、薪材(主産物)の区別ほどは、実際上大きな意味はもっていないと考えられる。

(4) 払下げの対象=部落組合の検討

最後に、払下げの対象である部落組合の検討をする。『大正 12 年 3 月神代事業区検訂施業案説明書』には、「販売上ノ慣習ハ特記スヘキモノナク従来濶葉樹材ハ地元部落ニ対シ特売処分トシ……」(傍点は引用者)とあるように、その払下げ対象は部落組織であった。委託林設定の際には委託林組合―部落組合が必ず上から作られるのであるが、慣行特売の段階では従来からある部落秩序を全面的に利用した部落組合は存在していなかったり(ただし、部落機構・秩序はある)。委託林段階になると自家用薪材については委託林組合、稼用薪材については委託林組合とは別の製炭組合等が別々につくられる。換言すれば、自家用、稼用別に、国有林は別々の組合をつくらせるのである。しかし、この段階では、自家用、稼用を分けて払下げていないため、製炭組合などはない。5。つまり、部落としては払下げをうけるものの、上からつくられた「部落組合」はなかったのである。

注

1) 薪炭材の立木価格は、市場価逆算法式によって決定された。これは現在と同じであるが、これによれば 農民の手に残るのは労賃部分だけである。その価格算定方式は、現在に至るまでほぼ変化していない。 福島県における事例を示そう。 ただし、昭和27年における若松市場木炭価格を基準とする原木払下価 格算定の基本公式である。字都宮大学農経教室:『国有林と地元農民経済』53頁、昭和31年より。

$$X = F\left(\frac{A}{1 + nP + r} - B\right)$$

X 払下木炭原木石当単価

A……最寄市場における木炭1俵当市価

n.....投下資本回収月數

P.....資本利子率 (月利)

r……企業利益率

B……原木費を除く製炭費用+製品運搬費 F……原木石当木炭生産係数

- 2) 聞き取り調査によれば付近の民有林より買い入れる薪炭材より、国有林の払下げ薪炭材が安いというような話は聞かれなかった。この点については、今後より厳密に調査することが必要である。
- 3) 価格と関連して、払下げにおける国有林の比重の問題がある。薪炭材について『大正9年調査』によれば「(ハ) 1年1戸当実際所要量ニ対スル国有林外ヨリ供給シ得ル歩合。約5割ハ国有林外ヨリ給スルコトヲ得ベン。現ニ高屋、山口、畑中等ノ部落ニ於テハ昨年度迄部落有林ヨリモ採取セリ。然レドモ之等区有地ハ治ンド伐採セラレタルニ付今后ニ於テハ約5割ノ生産ヲ見ル位ト思料セラル」(檜木内事業区)とある他、他部落についても同様の記述がある。 民有林 (部落有林等を含む)の薪炭材の蓄積の減少という現実を目の前にして、農民は厳冬期をこすのに必要な薪炭材の大部分を国有林に依存せざるを得ないような状態に置かれていたのである。
- 4) 前掲『共用林野制度実態調査 (II)』では、委託林組合が設立させられる以前には、山林保護組合、造林組合等の名称の部落組合があったとしている。
- 5) 聞き取り調査では、神代事業区卒田担当区管内において、製炭組合が別個につくられるのは委託林組合が設立されてからである。渡辺徳朗氏(担当区職員)より。昭和49年10月31日 於卒田担当区。

3. 労働力の性格

(1) 労働力調達機構

この段階では部落組織を積極的に利用した労働組織は署管内には殆んどないが、例外的に 神代事業区卒田、梅沢の両部落に、それぞれ1つづつあった。『大正9年調査』では、卒田部 落について以下のような記述がある。「殊ニ大正7年卒田森林労働団組織セラレ其ノ後引続キ 良好ニ経過シ居り林区署事業ニハ絶エス人夫ヲ供給シツ、アリテ其ノ以外ノ人 夫ハ現 今 使用 シ居ラサルニョリ出役関係ニ付テハ詳細断定シ難キモ人夫出役円満ナルコト予想シ得へシ然 シ茲一両年間ハ鉄道工事ノ為メ人夫 需給 関係ニ付キ影響少ナカラザルヘシ」としている。こ こでは、国有林事業以外への労働力の流失に対処して、労働力確保のために組合を上からつく らせているわけである。ただ、この出役の内容については造林よりは、伐木・造材の方が主要 であったと考えられるが、その理由を以下明らかにする。『大正12年3月神代事業区検訂施業 案説明書』に,「如此労働者ノ供給多シト雖モ其ノ技能ニ至リテハ一般ニ何等 見ルヘキモノナ ク特ニ伐木浩材ノ技能ニ至リテハ拙劣ナルヲ以テ将来此等労働者ノ養成ニ努ムルヲ要ス」と記 がして、その後に「本事業区関係森林労働団ハ次ノ2ツトス」としている点がある。そして、 その箇所で梅沢と卒田両部落の労働団があげられており、これらの労働団は「専ラ林業ニ従事 セルヲ以テ比較的技能優レタルモノアリ」との記述があることからしても、この労働団の出役 が造林労働よりは伐木、運材が中心であったことがわかる1)。では一方、造林の方はどうなの か。例えば神代事業区大字刺巻に関する『大正9年調査』では、「又林区署事業ニ対シテハ最 近二於テハ当部落ニ要求セザルニョリ従ッテ出役ノ人夫モナシ。 只最近 部落 内ノ人夫カ自己 ノ義務ヲ果サンカ為メ3,4名同部落ノモノヲ周旋シタルノミニシテ其レ以外ニ於テ更ニナシ」 とある。つまり、大半の部落では造林労働力の調達は必ずしも部落組織を全面的に押し立てる 形で、具体的には部落組合をつくらせる形では実行されていなかったと考えられるし、国有林 側も造林労働力については必ずしも組織化つまり部落機構―部落組合を利用して組織化を意図していなかったものと考えることができる³⁾。 これに反して、伐木・造材については、先にあげた労働団³⁾ についても明らかなように、造林労働に先行して組織化を意図していたものと考えられる。『明治 39 年度以降神代事業区施業沿革史』(明治 40 年) には、次のような記述がある。「就業人夫技術ハ是レカ労働団体ヲ組織シ秩序アル節制ノ下ニ適当ノ訓練ヲ加へ永ク一定ノモノヲ使役スルニョリ益々練熟ノ域ニ達スベキヲ以テ従来此点ニ付意ヲ用ヰタルモ造林人夫ハ多ク農業多忙ニ時ニ際会スルヲ以テ10日間乃至 20日間ニ終了スベキ新植又ハ苗圃ノ事業サヘー定ノ人夫ヲ使役スル能ハス甚シキハ日毎ニ交代スルノ有様ナルヲ以テ理想ノ施業ヲナス能ハス然レドモ斫伐作業ハ稍コレト趣ヲ異ニスルヲ以テ団体組織ノ方針ニ向ッテ着々進行スルヲ刻下ノ急務ト信ス」。

(2) 出役日数とその階層性

聞き取り調査では、慣行特売の段階ではそれ程造林事業量は多くなかったので、人夫とし て出役する機会は多くなかったということであるり。『大正9年調査』檜木内事業区山谷川崎 部落では,「……人気ハ良好, 出役状況亦良ク春手入1戸1年1日ノ割合ニテ野火其他ノ保護ニ 当ル」との記述があるように,出役日数は必ずしも多くない。ついで,檜木内事業区松葉4部 落 (松葉, 畑中, 高屋, 山口) では「人気ハー般ニ未開ニシテ智識低級ナリ然シテ当地方ニハ鉱 山所々ニ存在シ大正 5,6年以来此ノ盛況ヲ見タル当時 当 労働者ハ主ニ之等諸鉱山ニ従業シタ ル結果所謂工夫的気質ト云フベキ風 之ニ伴ナヒ日傭的 ノ気 風アリテ精 働ヲ怠ム悪 癖アリ以上 ノ如キ気風アルニ従ヒ林区署事業等ニ対シテモ該癖アルヲ免レス従テ林区署 事業 以外ニ労銀 ノ高価ナルモノアレバ他ニ働ク等非常ニ従来ハ事業実行ニ際シ困 難シタルモ其ノ后 之 等 部 落 地ノ立木モ減ジ生活ニ困難ヲ感ズル至ル結果 現在ニ於テハ―部ノ人夫ニアリテハ殆ンド私欲 ヲ離レ官役ニ服スル風ヲナセルモノアリ」とある。この記述は、 次の点を意味していて重要で ある。1つは、当時当地域の農民はいわば、手間賃稼ぎとして「賃労働者」化していたこと、 および意識の上でも「賃労働者」化していたこと。2つは、国有林事業の手間賃が他の事業よ り低いため人夫あつめが困難であったこと。3つは、このように「賃労働者」化した農民が、 低賃金の国有林事業に出役するようになり,しかもそれを義務 (「一部ノ人夫ニアリテハ殆ンド 私欲ヲ離レ官役ニ服スル風」)と感ずるようになったのは、 地元部落の部落有林を代表とするよ うな薪炭林立木が減少し,生活に困難を感ずるようになり,国有林に依存しなければならなく なってからである。「賃労働者」化した農民が国有林に対して「義務」を感じ、国 有林 側が農 民に「恩恵」を与えることができたのは、国有林に依存しなければならなくなった現実による ものであり,極論すれば国有林は地元部落に対する「生殺与奪の権」を握るようになったとい えるだろう。

農民は「賃労働者」化したが、手間賃稼ぎだけが目的で出役するというようなことではないのである。同様に、『大正9年調査』によると西明寺外4部落(神代事業区)でも、「林区署

事業ニ対スル人夫出役ノ状況ハー般ニ良好ナリ。各部落民ニ於テハ国有林事業ニ出役スルコトヲ堅ク義務的ニ心得一令ノ下ニ各部落ハ相呼応シテ出役スル有様ニシテ又技倆優良ナル者多シ。山谷川崎ノ高野苗圃大らか内沢国有林造林,院内山国有林ノ造林事業ニ対シ一団ヲ為シテ出役セル既往ノ実例如キ……」(傍点は引用者)とある。つまり,出役人夫の階層性について言えば、それは「一団ヲナシテ」であるために、特にどの階層が多いということはできないと考えられる。委託林設定時期には、手間賃稼ぎ(貧農にとっては唯一の賃収入ともいえるものである)のために富農層にかわって出役した例もあるが、聞き取り調査では、この段階ではそのようなことはなかった5。

(3) 出役労働の内容

聞き取り調査によれば⁶⁾、その労働は次のようなものである。 地拵、新植、補植、手入、つる切、除伐、苗圃、保護巡視、土木事業等であって、委託林設定時期とほぼ同じである。ただし、これらの労働の割合については不明である。造林・保育労働は出役労働であるが、伐木・造材についてみれば慣行特売の段階でも部落組織を通して人夫を徴収したものと考えられる。卒田、梅沢両部落の森林労働団がその例である。つまり、委託林設定後は造林関係事業については部落組合である委託林組合に労働力の調達を委ね、伐木・造材については、従来の部落組織をのりこえた、いわば土地に緊縛されていない労働組織としての組頭制がひかれるが、そういった担当部門の分離・独立は、慣行特売の段階では部落組織の中ではなされていないと考えられる。また、この段階での労働力の性格は、基本的には道具持ち一造林・撫育用の例えばカマ等一労働である。賃金については、農民はその労働を義務と感じ、国有林は恩恵として与えている労働であったことは明白であるから、低賃金であったことは言をまたない。

(4) 雇役的性格の検討

栗原百寿は,「……地主制は明治30年代において確立するのであるが,明治40年代はあたかもこのような地主制の確立過程と,大正7年以後の地主制の分解過程との間の停滞期をなすものである。この地主制の停滞期ということは,30年代に一応確立された地主制が,多かれ少なかれそのままの状態を維持していったということを意味するものであって,基本的にいって確立期の最後の段階にはいるべきものである」でと指摘している。 本報告が対象にした明治39年から大正12年までは,この段階であり,地主対小作という関係が,応汎に展開した段階である。檜木内事業区檜木内村について,『明治31年農事調査』がある。これによると自作戸数は201戸,自作兼小作戸数は83戸,小作戸数は40戸であり,それぞれ順に62%,26%,12%を占めることになり,自小作・小作の割合はそれ程多くはない。しかし,次には「本村には自作兼小作人多し(中略)。本村に於て小作人は漸次増加の傾向あり」としている。つまり,ここでは栗原百寿の指摘するような方向がそのまま現われているといってよいのであり,地主対小作の関係は明治40年代に入って広汎になったと考えてよいだろう。したがって,義務人足(出役人夫)について部落組織を通して徴収する場合は、「部落一団ヲナシテ出役」するとし

ても、自小作・小作層が出役の中心になったものと考える。しかし、後述する簡易委託林段階のように日雇層まで含んでいたのかについては、不明である。とはいうものの、 慣行 特売の「恩恵」に対する債務支払い (労働による) が雇役的性格⁸⁾ を、強くおびるのは次の段階からである。

注

1)「大字卒田方面ハ森林労働者ノ居住スルモノ多ク林区署ニアリテハ従来人夫出役円満ナル方ナリ。 殊ニ 大正7年卒田森林労働団組織セラレ其后引続キ良好ニ経過シ居リ林区署事業ニハ絶エス人夫ヲ供給シッ ッアリ」(『大正9年調査』)。

また、『大正12年神代事業区検訂施業案説明書』には、次のようにある。

部落	名	設立年月	人員
梅卒	沢田	大正 4 年 6 月 // 8 月	23
		, <u> </u>	47

『大正9年調査』と『施業案説明書』では設立年次がくい違っている。 一方,聞き取り調査によれば大初正期の頃,委託林組合設定以前に梅沢部落には「労働団」という名称の組織があり,縁故特売の代償として植付などの人夫を出役させていた。委託林組合と違って賃金は担当区が団員個人に支払い,団長の権限は作業の指揮だけであり,大正4年から大正11年の頃まで続いたという。

昭和49年11月1日 梅沢部落

大石凊之助氏より 於 大石氏宅。

昭和50年7月17日 梅沢部落

高倉官次郎氏, 大石清之助氏より 於 高倉氏宅。

2)「委託林設定以前は、担当区で人夫を直接あつめた。 部落総代に請負わせるようなことはなかった。というのは、造林面積も大したことはなかったから」。

昭和49年12月3日 於 卒田担当区

八鍬 広 担当区主任より。

3) 国有林は伐木・造材についても、土地に緊縛された労働力にもとづく労働組織を何等かの形態で作り上げようとしていたものと考える。森林労働団もその一例である。

「嘗って大正 12 年当時, 国有林事業に従事する労働者の間において森林労働団なるものが組織され, 団規約を設け、相当の成績を挙げたが、経済情勢の変化、営林署対労働者側の利害の不一致等の原因によって間もなく解散し、組頭制度に復帰した実例もある。またその後昭和6年頃より各町村単位に森林労働団を組織した扇田営林署は団組織として最も堅実なる歩みを続けてきたのであるが、昭和14年頃はその機能を発揮できない状態になった」(加島繁太郎、清水利久:『秋田の伐木運材』262 頁, 日本木材加工技術協会, 昭和28 年)。

- 4) 注 2) を参照。
- 5) 昭和49年11月30日 於卒田担当区 渡辺徳朗氏(担当区**職**員)より。
- 6) 昭和49年11月2日 於 黒森担当区

田口喜兵衛氏,山本貞喜氏(部落関係者)石川善兵衛氏,田口美知男氏(営林署員)

7) 栗原百寿: 『現代日本農業論』(上) 48 頁, 青木文庫, 昭和 47 年。

8) レーニンは、雇役制の発展方向を雇役 I 型から II 型への移行であり、この過程は雇役制の資本主義による駆除の過程であり、商品経済の発展は現物経済に依拠している中農層の分解を強め(中農層は雇役制の基礎である)、雇役制を解体させる方向にむかうものとしている。ここで、雇役 I 型とは役畜と農具類とをもつ経営主としての農民が行いうる雇役(たとえば、「輪耕」地耕作、耕起、その他)であり、II 型としては農 具類を何ももたない農村プロレタリアも行いうる雇役(たとえば、敷物の刈入、草刈、脱穀、等々)である。ところで、造林労働についてみるならば、出役農民は道具持ちであり、その階層は自小作、小作層とは言え経営者であり、また、日雇層までは含んでいない。レーニンの指摘をそのまま機械的に適用することは正しくないと思うが、中農層(ここでは自小作、小作層がそれにあたる)の分解という視点にたってみるならば、慣行特売の段階では中農層の分解(自小作、小作のプロレタリア化)は委託林段階よりは深くないから、II 型よりはむしろ I 型に近いものであろうと考えられる。この点は今後より実証的に考察されればならない。加えて述べるならば、雇役 I 型の性格がむしろ強く残るのは、馬もち農民による馬橇集運材の過程である。角館営林署では、造材期、搬出期が冬山中心であり、林道が不十分なため、特に馬・牛による運搬が大きな意味をもっていた。

4. 経営組織との関連

慣行特売の段階でも、簡易施業案の時期と第1次検訂の時期とでは、経営の集約性という 点では異なるので分離して説明する。

(1) 施業案の分析、施業の内容

簡易施業案においては,杉皆伐喬林作業級 4,267 町 (事業区総面積 5,001 町) のみが設定さ れている。 また、伐採列区についても設定され輪伐期は100年、整理期は80年としている。 この点について『同説明書』によれば、「本事業区ニハ第1施業期間ニ整理スヘキ未立木地散 牛地其ノ面積 649 町歩之ニ第 1 施業期間ニ更新スベキ者 468 町歩及現在ノ幼 令林 89 町 歩ヲ加 フルトキハ今後 80 年後即次期輪伐期第1 施業期間ニ伐期令 80 年ニ達スベキ 1,206 町 歩アリ以 テ利用ノ保続ヲ失ハザルヲ得ベシ若夫レ不幸ニシテ目下行政訴訟中ノ土地林木人民ノ所有ニ転 ズル如キ事アラバ整理期短縮シテ 56 年トナルベシ」としている。施業期編入については、「本 事業区ニ在リテハ火 災ニ罹リタル林 分ニシテ盗 伐ノ最モ激 甚ナル者ヲ先ツ第1施 業 期ニ編入 セリ」として,盗伐の防止といった単なる土地 所 有者 的な側面が,経営の前面に出されてい る。標準年伐面積については、面積平分法により44町とし、1 施業期間に属す伐採標準面積 は 440 町としている。標準年伐材積は 11,960 尺メ (3,947 m³) が予定され¹) 1 施業期間の実際 の収穫量としては主伐面積 468 (143)²⁾ 町, 材積は 146,923 尺メ (48,485 m³), 間伐面積 403 (36)³⁾ 町、 材積 26,430 尺メ (8,722 m³ ザツのみ)、計 173,353 尺メ (57,207 m³) が予定されている。 — 方, 造林事業については地拵944町, 新植934町, 補植939町, 手入3,950町, 計6,797町が 予定され、新植面積に対する手入(撫育)の面積は42倍となっている。伐採の面積と比較し てみると,施業期間中伐採面積のほぼ2倍を新植する訳だが,これは特別経営事業造林が含ま れているためと考えられる。

では以上のような予定の実行の程度について明らかにしよう。まず伐採については、明治 39 年から大正 2 年まで官斫は 116,870.5 尺 \checkmark (すべて針材 38,567 m³)であり、伐採 面 積は 284

(84)⁴⁾ 町,そして被害木の間伐を134町実行している。立木処分については主間伐あわせて、針材は20,753.6 尺メ (6,849 m³),薪材は58,967.4 尺メ (19,459 m³)を伐採している。伐採面積については立木処分を,73 (775)⁵⁾ 町を実行している。以上官斫と立木処分を合計すると、針材137,624.1 尺メ (45,416 m³),薪材58,967.4 尺メ (19,459 m³),計 196,591.5 尺メ (64,875 m³)を伐採している⁶⁾。造林については明治39年より大正2年までに毎年平均93町,計 741 町が新植され、地拵については713町,年平均89町,補植については715町,年平均89町,手入については2,907町,年平均363町が実行されている。手入は新植に対して3.9倍なされただけであって、予定の4.2倍を下回っている。このように事業実行期間が計画では10年、実行では8年に短縮したことを考慮してみても、伐採については過伐であること(10年実行としてみると81,094 m³,予定は56,999 m³)、造林については伐採の伸びに追いついてゆけず (10年実行としてみると927町,予定は934町ただし新植のみ)、必ずしも植伐の均衡は保たれておらず、前述したようにあまり手入がなされていなかったことも明白である。

ついで第1次検訂の時期の分析にうつる。ここで、何故第1次検訂が入ったのかが問題に たるが、『第1次検訂説明書』によればその契機は、「次ニ本事業区施業按編成当時ハ森林経営 ノ技能甚タ幼稚ニシテ材価ノ如キモ亦低廉ニテ寧ロ供給 過多ノ感アリキ故ニ本 事業 区ノ如キ モ当初編成ノ際ハ簡易施業按ノ方法ニョリ調査ヲ簡単ニシ取扱ヲ単純ナラシメ而シテ可成実 行シ易キノ方法ヲ取リタリ然レドモ現今ニ於テハ編成 当時ニ比シ森林 施業ノ方法ハ稍々熟シ 且ツ経済ノ発展ニ伴ヒ材価ノ如キモ殆ンド3,4倍ノ騰貴ヲ示シ漸次集約ナル施業ヲ促スモノ ノ加シ依テ今 回検 訂二際シ普通施業按ノ方式ニ改メ編成シタリ」としている。 前案では普 通 施業地は皆伐喬林作業級のみだったが、本案では択伐喬林作業級が導入されている。まず、皆 伐喬林作業級については、『説明書』には次のようにある。「輸伐齢 100 年整理期 70 年トシタ リ幣理期70年ハ前案ノ80年ニ比シ8ケ年実行ノ結果理論上72年トナルベキモ計算上便宜ノ タメ70年トシタルナリ而シテ前按ニ於テハ全部杉ヲ植栽スルノ方針ヲ採リタルモ今回検訂ニ 際シ既 往 実 行ノ結果ニ鑑ミ峰 通リ乾 燥ノ個処ハ杉ノ植栽ニ適セス造林上甚タ不得策ナルヲ以 テ斯カル箇所ハ地味ニ応シ落葉松、赤松又い扁柏ヲ植栽スルコト、シ尚実行者ニ於テ略ハ同一 伐期齢ヲ有シ特殊ノ取扱ヲ異ニセザル貴重樹種アラバ選択シテ之レガ植栽ヲナスモ妨ゲナキ コト、ナセリ」とある。 択伐作業級については、「輪伐齢 ヲ120年回帰年ヲ40年ト定メ将来 針濶混淆林ニ仕立テ専ラ湖畔ノ風致 維持ヲ目的トシテ施業ヲ行フモノトス故ニ濶 葉樹 林内ニ 混淆スル針葉樹ハ充分ニ保護撫育シ澗葉樹モ秋季 紅葉スル樹種ハ可 成伐採セザルモノトス又 雑木林ヲ択伐セシ場合ハ針 葉樹ヲ植栽シテ混淆林ヲ造成スルモノトス」としている。 収 穫 予 定のうち、第1施業期に編入するものは、「本事業区中皆伐喬林作業ヲ行フ林地ノ針葉樹ハ可 成利用ノ便利ナル流域ニ付キ林相ノ配置ヲ考慮」したものとしている。択伐作業級について は、「前期方針ニ基キ少量ノ伐採額ハ当分実行ノ見込不確実ナルヲ以テ第1施業期間ハ施業期 編入ヲナサズ単ニ1施業期間ニ斫伐シ得ル面積及材積ヲ掲ケタルニ止ム故ニ今后需要起リ斫伐

ヲ行フ場合ニハ (中略) 施業方針所説ニ従ヒ算定額迄伐採シ得ルモノトス」としている。では、 具体的な伐採予定量を述べよう。 事業区面積 5,783 町中、 杉皆伐喬林作業級 4,210 町について は面積平分法により年伐面積 48 町、1 施業期間の斫伐面積は 474 町としている。標準年 伐 材 積については 8,997 尺メ (2,869 m³), 1 施業期の斫伐材積は 89,970 尺メ (28,690 m³) としている。 択伐喬林作業級 687 町には年伐面積 17 町, 年伐材積 (針) 724 尺メ (239 m³), (濶) 359 尺メ (118 m³), 計 1,083 尺爻 (357 m³) が予定され、1 施業期間の択伐面積、材積は 172 町、針葉樹 7,240 尺メ (2,389 m³), 濶棄樹 3,590 尺メ (1,185 m³) としている。以上であるが, 択伐作業級は伐採し ない方針をとっているから、第1施業期間における収穫量はスギ連年皆伐作業級だけであって 面積は 478 (14)7) 町であり、材積は 135,123 尺メ (44,591 m³)、うち針葉樹 87,124 尺メ (28,751 m³)、 濶葉樹 47,999 尺メ (15,840 m³) となっている。 ここで特徴的なことは、針葉樹の斫伐量が前案 実行 141,873 尺メ (46,818 m³) に較べて, 著しく減少していることである。これについて 『説明 書』は、「総蓄積ニ於テ減少シ且ツ前案ハ標準年伐量ヨリモ約2割多ク渦伐シ加フルニ検訂案ハ 作業級ヲ2ツニ分ケ1作業級ハ斫伐ヲ予定セザル事ニ基キ斯カル多大ノ減少ヲ示シタルモノト ス」としている。一方、造林について明らかにすれば、「更新地面積492町2反4畝歩ヲ標準 トシ地拵新植ハ各其ノ9割補植ハ其ノ8割手入ハ39割ヲ完成スルコト、ナシテ計算セリ」と している。地拵については564町(第1作業級……皆伐喬林),35町(第2作業級……択伐喬林) を予定し,新植についてはそれぞれ504町,35町,補植は867町,62町,手入は3,990町, 724 町の計 5,925 町、856 町を予定している。第1,第2作業級を合計すると地拵599 町、新 植 539 町、補植 929 町、手入 4,714 町となる。ここで特徴的なことは補植面積が新植面積の倍 近くなっていることで、これは前案実行による造林の成績が必ずしも良くなかったことと関 連していると考えられる。また、新植面積に対する手入の率は約8.7倍となっている。

では、その実行結果について明らかにしよう。 大正 3 年から大正 12 年の間に主伐・間伐をあわせて 481 (14)⁸⁾ 町を伐採し、そのうち官斫は 329 町である。 材積については主・間伐あわせて針材 104,125 石 (29,014 m³)、濶材 58,022 石 (16,168 m³)、計 162,147 石 (45,182 m³)を伐採することとなった。 そのうち官斫は、針材 (杣材のみ)については 73,399 石 (20,449 m³)を生産することとなった。ついで注目すべきことは僅少とはいえ、択伐による伐出がされたことである。針葉樹 1,885 石 (525 m³)、濶葉樹 42 石 (11 m³)を生産している。以上皆伐と択伐を合計すると針葉樹 106,010 石 (29,539 m³)、濶葉樹 58,064 石 (16,179 m³)、計 164,074 石 (45,718 m³)を生産した。つぎに、造林について明らかにしよう。大正 2 年から大正 12 年までの 10 年間に皆伐跡地に対して 448 町が新植され、未立木地には 16 町、計 464 町が新植された。 当初の予定は皆伐跡地 504 町、択伐地 35 町、計 539 町であるから、新植は予定を下回っている。 この点に関して『説明書』には、「次期ニ繰越サルルへキ要造林個所面積」として 84 町をあげ、その原因を次のように述べている。「即チ大正 12 年度伐採予定地合計 48 町 22 ノ内 43 町 09 ノ造林ハ当然次期ニ繰越サルヘキモノナルモ前記後期繰越要造林面積 84 町 34 トノ差額 41 町 25 ハ

林産物ノ搬出並苗木及労働者ノ供給等ノ関係上伐採ノ翌年ニ造林ヲ実行スルコトヲ得サリシモノアリシタメ漸次累積セルモノナリ」とある。以上のように斫伐と造林の実績を比較してみると伐採の予定どうりの順調な展開に対して、造林が追いついてゆけないことがはっきりしている。また、その原因が「林産物ノ搬出並苗木及労働者ノ供給等」であることは明らかである。

最後に、この時期の経営をまとめてみよう。簡易施業案段階では予定量以上の伐採を行い(官斫の増大)⁹⁾、更新についても伐採に追いついてゆけず植伐の均衡は必ずしも保たれていない。造林技術についても「国有林になってから、皆伐作業による施業を実施してきたが、初期の特別経営時代の造林地が概して成績がよくなかったこと」(秋田営林局:『秋田の杉』29頁、昭和43年)というように、確実には定着していなかったものと考えられる。第1次検訂以降、択伐作業が導入されるが、これも全面的ではなく主たるものは皆伐作業級である。とはいうものの択伐作業級への端緒をなす段階でもあり、造林技術も一定の確立をとげようとする時期であるから、第2次検訂時期以降(大正13年以降)の植伐均衡、更新技術確立の段階への「前期」として考えてよいだろう。

(2) 造林の功程,技術の変化

権木内事業区においては明治 45 年 (簡易施業案編成) 以前は、地拵については雑木伐採跡地は筋刈、穴刈であり、スギ伐採跡地、未立木地については全刈であるが、大正 8 年以降は雑木伐採跡地も含めて全刈となる。 明治 45 年の段階では、地拵の功程は 2 畝/人・日 (伐採の翌年の秋地拵)、新植については、200本/人・日 (地拵の翌年の春新植)、補植については、100本/人・日 (新植の秋補植、その率は 1 割)、 手入については、1 反歩/人・日 (1 年 1 回 6 年)である。これが大正 3 年の神代事業区になると地拵の功程は 3 畝/人・日、新植本数は 200本/人・日 (所伐の翌年)、補植については 100本/人・日 (新植の翌年,その翌年)、手入については、1 反2畝/人・日 (新植の年より年1回 6 年)と功程における変化を示すが、それ程功程は高まらない。植栽本数については、神代事業区、檜木内事業区とも雑木林伐採跡地については、1,800本/町、スギ伐採跡地、未立木地については 4,300本/町であって、簡易施業案・第 1 次検訂の段階でも変化がない。苗木については 2 年生、3 年生の大苗が使用され、1 年生の苗が出てくるのは大正 10 年以降である。

以上の数値は『施業案説明書』の予定の功程,本数であるが、その何れについても大きな変化はない。飛躍的な変化はないのであり、停滯的であったとさえ言える。ところで、このような造林の功程、技術の段階を当時の国有林官僚はどのようにみていたのだろうか。『造林方法大意(全)』(農商務省山林局、大正元年10月)に述べられている苗木植付法の箇所(25頁)には、「町村其の他団体の事業にありては夫役を課して植栽をなさしむることあれども町村民の一般的公共的観念が最も発達せる場合の外は普通其の結果不良なること多し是れ畢竟夫役の事業に対して動もすれば出役者は不親切なる取扱をなすが為めに外ならず加之夫役の事業に於ては年々同様の不結果を繰返すことあり是れ多くは各自の都合により年々出役者を異にす

る場合あるを以て技術上習熟の遑なきと及び前記の如き自然不親切なる取扱に出るとの故を 以てなり」とある。つまり、当時の林野官僚が造林労働力を何等かの形で組織化し技術の習熟 を高めようと意図していたことは明らかである。後述する委託林制度も、このような意図の延 長上にあるものと考えることができる。

(3) 施業案における慣行特売制度の位置づけ

『簡易施業按説明書』(神代事業区)には、次のように位置づけられている。少し長くなるが引用すると、「本事業区ノ四周ニハ多クノ部落アリテ中ニハ1村挙ケテ盗伐ニ従事シ生計ヲ立ツル者サヘアリ今後保護ヲ厳ニシ之ヲ鎮壓セザルベカラザルハ勿論ナリト雖モ之等部落民ノ多クハ冬期糊ロノ資ヲ得ベキ何等ノ職業ヲ有セザル者ナルニ依リ単ニ之ヲ威嚇シ之ヲ検挙スルモ到底其跡ヲ絶ツ事能ハザルベシ故ニ先ツ渡世木トシテ雑木ヲ与ヘ製炭ニ従事セシムベク又当地方秣草ヲ苅取ルベキ民山ニ乏シキヲ以テ今後モ尚本事業区ヨリ之ヲ供給スル等一方愛撫ノ意ヲ示ス事必要ナリ勿論以上ノ雑木及秣草ハ森林ノ保護ヲ条件トシテ之ヲ与ヘ若シ彼等ニシテ其ノ責任ヲ尽サベル場合ニハー時之等ノ感恵ヲ剝奪シテ痛苦ヲ与フベシ恐ラクハ盗伐防禦ノ一策タランカ而シテ之ヲナスト同時ニ一方ニ一定ノ証票ヲ与ヘテ入山セシムル等取締ヲ厳ニセザルベカラズ」(傍点は引用者)とある。つまり、ここで述べられていることは慣行特売をでことして、その恩恵として森林保護に出役させるということ。もう1つは、これが盗伐防禦の一策として有効だろうということである。出役については、後述する委託林契約における造林出役義務の規程ほどはっきりしていないから、この段階での慣行特売の主限点はむしろ、後者つまり盗伐防禦にあったと考えることができるだろう。

ついで第1次検訂の時期について。森林に対する防禦策として慣行特売を位置づけている点には変化はないが、この時期には国有林はもう1つの手段を見出したのである。『説明書』によれば、「施業按ノ編成当時ハ盗伐甚タ盛ニシテ年々約1万尺メ内外ノ盗伐被害木ヲ処分シタル状態ナリキ(中略)然ルニ施業按ノ実行以来斫伐造林ニ伴ヒ多大ノ森林労働者ノ需要ハ此等ノ地元人民ニー定ノ職業ヲ与ヘ生活難ノ如キモ大ニ稗益ヲ与ヘ且ツ森林法ノ励行其宜シキヲ得タルトヲ以テ従来ノ如ク甚タシキ盗伐ノ被害ヲ蒙ルコトナキモ未タ全ク其跡ヲ根絶シタルトハ言ヒ難ク年々多少ノ被害ヲ生スルヲ以テ実行者ハ今後尚警戒スベキモノトス」とある。ここで言われていることは、森林労働の需要は住民に一定の職業を与えたため盗伐は大分減少したが、まだ若干残っているということである。斫伐造林事業に伴う多大の森林労働もどちらかと言えば、盗伐防禦策として位置づけられているといえよう。

注

- 1) 神代事業区は昭和24年まで、一貫として面積平分法に基づき伐採量が決定されている。 材積平分法に移行するのは、昭和24年の暫定経営案以降である。
- 2)()は整理伐と考えられる。
- 3) 同 注 2)

- 4) 同 注 2)
- 5) 同注2)
- 6) 第1次検訂によれば、簡易施業案年実行の研伐量は141,873尺グ(針葉樹のみ)である。 研伐量が異なるのは、第1次検訂には被害木処分が含まれているためである。
- 7)()は散生地と考えられる。
- 8) 同 注 7)
- 9) 官斫の進展は造林部門について、次のような影響を与えると考えることができる。用材、薪材の立木処 分業者を締め出し、この請負業者は同時に伐採跡地の整理、造林まで請負っていたと考えられるから官 斫が進展すれば進展する程、国有林は他の何等かの形で、造林労働組織をもたざるを得なかった訳であ る。それが、部落組合であり、その1つが委託林組合であると考える。

V. 委託林制度と造林労働組織の発展

委託林設定の契機については、国有地入会権否定の上に成立する恩恵と義務という部落秩序を利用した農民対策としての政策的な面を持ちながらも、国有林経営にとっての主要な意味は後述するように、造林労働力の確保・調達にあったことは確実である。それは、委託林設定の拡大を指令した大山9年山林局通牒「委託林設定方針」(後掲資料1)にも明らかであり、同通牒には「委託林設定ニ付帯シ委託林以外ノ国有林ノ火災ノ予防其ノ他保護ニ注意スルコト、官行事業ノ人夫出役ニ応ズルコト等ヲ約束セシムルコトヲ妨ゲズ」と明確に述べられている。以下、このような観点に立って論述を進める。

1. 契約等の検討

委託林制度の骨子については、国が国有林の保護を地元に委託し、受託者は一定の保護義務を負うと同時に、その代償として国が指定した一定の地域¹⁾の一定の林産物を原則として無償(実態は半額無償である)で採取する権利を取得するという委託契約が、その中核になっている。ところで、国有林と地元との委託契約が結ばれる際には、委託願、委任状、契約書、保護方法書、請書が一括して出されるのであるが、これらは国有林側がつくった雛形²⁾に地元が記名捺印するといっただけのものであって、自由・対等が原則の契約ではないと言えよう。ここに掲げてある各案文は大正9年に国有林によって、雛形としてつくられたものであるが、以下、(1) 委託願、(2) 委任状、(3) 規約書、(4) 保護方法書、(5) 請書の順で検討する。

(1) 委 託 願(後掲資料2)

重要な点は「期間5ヶ年間 但自大正 年 月至大正 年 月 」とあるように、委託期間が5カ年と限定されたことである(ただし、更新は可能)。この5カ年と限定したことについて潮見俊隆氏は、前掲『共用林野制度実態調査 (II)』で次のように指摘している。「委託林の設定によって、農民の入会権という権利は、国のがわからする産物の譲与という一方的な恩恵にきりかえられる。入会権という物権は、5年を期限とする委託契約という債権関係におきかえられることになる」(7頁)。 つまり、この5カ年という限定こそは、完全な意味での入会権

の否定であり、その否定の上で、恩恵的に産物を譲与しようとする国有林側の意思に他ならない。 つぎに重要なことは、委託願の出願人を、「受託者市町村内ノ一部ナルトキハ」として、部落(旧大字または字)単位に出そうとしたことである。 これは権利としては入会権を否定したものの、払下げの際の便などを考慮した場合、また払下げによる地元対策の有力な手段としては、地元部落組織の部落秩序は国有林側にとって有効であったからに他ならない。つまり、このことは、労働力の確保・調達と地元対策を部落秩序を上から利用・再編してゆく過程であるといえよう。

(2) 委 任 状 (後掲資料 3)

これは、「……委託林設定ニ関スル出願、契約締結及設定後林区署トノ総テノ交渉其他委託林ニ関スルー切ノ行為」を部落総代に委任するものであり、これも部落秩序=共同体的規制を利用した地元対策の一環として位置づけられるものである。 ちなみに、大正12年の委託林設定発表に出席した部落代表の資格を、『大正9年調査』より作成し明らかにしてみると次のようになる。署管内全体で出席した地元部落関係者は65人(各部落から複数出席している所もある)。その内訳は、村長および村長代理が4名、部落総代が15名、村長兼部落総代が1名、有力者が44名、その他(部落の書記)が1名となっている。ここで特徴的なことは有力者の数が圧倒的で、部落総代、村長およびその代理の数を一緒にしても、有力者の半分にもならないという事実である。この発表に出席した部落関係者は、当然「部落ノ重立者」(『大正9年調査』)であるわけだが、それにも拘らず部落総代の数が少ないのは、委託林設定以前の段階では部落秩序を再編する要としての部落総代の権限は、必ずしも強くなかったものと考えられるのであり、部落秩序を利用した地元対策の要としての総代の力は、国有林によって委託林設定後、上から強化されていったものだろう。

(3) 規約書(後掲資料4)

まず、譲与産物について。第5条で、「受託者ノ譲与ヲ受クル産物ハ左ノ如シ但第1号及第2号ハ林区署ョリ引渡ヲ受ケタルモノニ限ル。1.末木、枝条及枯倒木 2. 手入及成林撫育ノ為メ伐採スル樹木 3. 自家用薪炭材毎年 石 4. 土地ノ資質ヲ為サザル副産物」と指定しているが、これによれば、受託者の権利は一定の毛上に対する権利に限定されており、必ずしも土地の占有権を移転されるものではないことが、明らかにされている。ついで、第6条では「前条第3号ノ譲与数量ハ当該委託林野ニ於ケル薪炭材年生産量ノ半額カ予定ニ達セサル場合ハ該年生産数量ノ半額ニ止ムルモノトス」として、一方的な譲与量の指定をしている。また、譲与産物については、これを部落組織を通じて払下げることを、つぎのように明記している。第7条(1)「……総代人ニ於テ之レヲ採取シ売払其ノ他ノ方法ヲ以テ地元部落民ノ希望者ニ分配スルコト」。第12条「受託者タル村(部落)ノ住民ニシテ国有林野ニ付キ罪ヲ犯シ又ハ本規約若シクハ保護方法書ニ違背シタルモノアル場合ハ受託者ハ其ノ決議ニ依リ相当期間産物ノ採取及分配ヲ停止シ其ノ旨林区署ニ届出ツルモノトス但改 惨ノ情顕著ナリト認ムル者ニ対シ

テハ受託者ノ決議ニ依リ之レカ解除ヲ為スコトヲ得」として, 部落組織(組合)を通して, 国 有林は極論すれば地元部落民の「生殺与奪の権」を握ることを、明らかにしている。 さてそれ では、受託者に対する譲与は、対価としては、国の側にどのような形態で支払われるのか。 第14条に明らかである。「林区署ニ於テ委託 林又ハ其ノ附近ノ国有林野ノ管理経営上必要ナ ル作業ヲ為スニ方リ林区署ヨリ労力供給ノ要求ヲ受ケタルトキハ受託 部落住 民ハ総代ノ指 命 ニ従ヒ相当賃金ヲ以テ之レニ応スルモノトス」としている。委託林からの払下げ=委託林の 地元部落民の利用は国有林に対して、一部は薪炭材等の買入れという貨幣で、一部は「相当賃 金」という無償に近い労働という形態で、その対価が支払われるのである。このように、土地 利用の代償としての労働による支払いも基本であることが,明記されている。また,管理経営 上必要なる作業以外の保護については第4条で、「委託林以外ノ地元国有林ノ保護ニ付テハ別 ニ定ムルモノノ外委託林ニ準シ十分ノ注意ヲナスモノトス」としている。つまり、保護労働に ついても労働による支払いを強制しているのに近い。このように、委託林利用の対価は、管理 経営上必要なる作業の際の労働(一部有償)、保護上必要な無償の保護労働,そして非譲与分に ついて農民の支払う価額という形で支払われることになる。また、保護についての経費は第 2条で,「……看守人ノ配置 其他保護取締上必要ナル一切ノ経費ハ受託者ニ於テ支出スルモノ トス」としている。

(4) 保護方法書(後掲資料5)

まず、「1. 委託林看守ノ為メ1名ノ看守人ヲ常置シ尚林区署ノ指示ニョリ必要ニ応シ適宜 増員配置スルコト」と一方的に指定される他、「看守人ノ任免権ニ付テハ予メ林区署ノ承認ヲ 経ルコト」として、任免権についても把握することとしている。しかも、その保護義務は規約 書と同様に、単に委託林だけではなくて、それ以外の国有林も含むものであるとしている。それは、「2. 林区署ノ指示スル方法ニョリ看守人ヲシテ委託林地ヲ巡視セシメ委託林以外ノ地元 国有林ニ対シテハ国有林野委託規則第4条第1号乃至第5号ノ保護ニ注意セシムルコト」という点にも明らかである。さて、以上の契約の最後に、(5) 請書(後掲資料6)が付記される。 雛形では、「右委託御許可相成候ニ付テハ国有林野委託規則国有林野法施行規則ヲ遵守シ並ニ 既提出規約書及保護方法書ニ定ムル義務ヲ履行シ保護ヲ完フ致スヘク茲ニ請書提出候也」と して、出役が義務であることを再度認めさせるのであるが、実際の請書の内容は、もっと片務 的である。それは、後掲資料7において、一目瞭然である。

さて、以上の様な契約内容であるが、年代を追うにつれて、その内容は一部変化をしている。昭和4年の雛形では、規約書に次のような追加条項が入ってくる。

「規約書の追加条項」 昭和4年

「第6条/2 委託林区域ノ内何町何反歩ハ絶嶮地トシー切ノ産物ヲ採取セザルモノトス 第15条 国有林野委託規則第6条第7条ニョル委託解除ノ外国ニ於テ必要ヲ生シタル場 合委託解除若クハ区域縮小スルコトアリトモ異議ナキモノトス! このように、国の側から一方的に経営上必要なる時は、産物採取そして委託林区域を縮小することを、地元に認めさせるようになり、その契約における片務性はますます強まってゆく。

注

- 1) 一定の地域として確定されていることが、薪炭供給林等との明確な差異であると考える。
- 2) 大正9年「委託林設定発表取扱順序」
 - 「1. 小林区署ニ於テ予メ受託部落ノ発表順並ニ時日ヲ定メ置キ当日部落ノ重立者ヲ一定所ニ集合セシメ小林区署長自ヲ出張シテ委託林設定ノ主旨,設定箇所,譲与産物,種類,数量,及保護ノ義務等ニ付テハ可成詳細ニ説示シ誤解ナカラシムルコト。
 - 3. 部落民ノ諒解ヲ得受託ヲ希望シタルトキハ総代人若干名ヲ選定セシメ予メ日ヲ限リテ願書,委任状,実測図,保護方法書及規約書(保護方法書及規約書ハ一定案ヲ大林区署ニ於テ作製ス)ヲ提出セシムルコト」(『大正9年調査』より)。
- 3) 委託林設定後, 部落総代は委託林契約によって著しくその権限を強化される。ある意味では国有林担当 区のエイジェント、国有林地元対策の末端組織の責任者としての性格をもつようになる。

2. 委託林制度の経済的実態

(1) 払下げ立木

まず払下げ立木―譲与主産物について検討する。『秋田営林局事業統計書』(以下『統計書』と略す)によれば、主産物 (薪炭材)の払下げの実績については、第12表により明らかである。この表で大正15年から昭和8年までをみてみると、譲与主産物量は10,401 m³、5 棚、2,348束、48 Rm となる。1年平均1,300 m³ となるわけである (m³のみ)。ここで注目すべきことは、無償払下げ数量がほぼ一定していることであり、部落の受託世帯数の増加(大正12年815戸~昭和10年1,260戸)とかねあわせてみれば、1戸あたりの譲与量は、実質減少したわけである。また、無償譲与分について価額であらわしてみれば、8年間の合計9,367円となる。年平均1,170円でこれもほぼ平均している。以上は大正15年から昭和8年までの傾向であるが、大正12年から大正14年までも、ほぼ同様の数字であると考えられる。ちなみに、『大正9年調査』では譲与量として、1,410 m³が予定されていた。また、針葉樹、広葉樹別(というよりは用材、薪材別)では、大半が広葉樹であることは自明の事である1,20。

(2) その他副産物

第 12 表によると、副産物については、大正 15 年から昭和 8 年までの合計は 649 円であり年平均 81 円となり、これもまた、ほぼ平均している。 加えて述べるならば委託林の譲与産物で、副産物は全額が譲与量であるから、649 円は全譲与量を価額であらわしたものである。一方、主産物については、無償の分だけが譲与量として、そしてそれの評価額として『統計書』に記載されている 3 。

(3) 払下げ立木および副産物の自家用、稼用別

さて以上のような譲与については、主産物は半分(半額)譲与が原則であるが、事実に則

		-				产 産 物	b
年 度	個 所	受託者数	受託者数 (戸数)	Ė	E 産	物	副産物
) jid //j	(部 落)	(戸数)	材 (:	積 m³)	価額 (円)	価 額 (円)
大 正 12	13	42	812	_			
15	15	42		1,035		991	111
昭和 2	15	42		1,107	5 棚	1,093	92
3	20	43		1,302		1,305	28
4	20	43		1,533	405 東 8 Rm	1,578	66
5	20	43	_	1,166	864 束	1,206	124
6	20	43	_	1,219	1,074 束 40 Rm	1,036	125
7	22 (1)	60 (2)		1,634	_	1,158	103
8	20	46		1,405		1,000	-
9	25	60		2,108	_	1,472	107
10	25	60	1,260	1,956		1,364	107
11	25	60		1,958	_	1,375	107
12	25	60	_	1,905	-	1,401	107
13	25	62		1,969	_	2,053	167
14	24	65	-	1,874	-	2,510	165
15	25	60		1,856	-	2,556	179
16	_	_	_		-	_	
17	_	_		_	_	_	_
18	_	_	-	<u> </u>			_
19	_			_			_
20	_	_				_	
21		· –			-		_
22	_					_	_
23	_	_				_	
24	16	70	-		_	247,107	72,394
25	16	_	1,414	_	-	240,609	120,092
26	16		1,413			241,111	115,472

第12表 角館営林署管内委託林における譲与産物の推移

して検討しよう。それを示したのが第13表である。表によれば、量においても価額においても、自家用払下げのほぼ半分が譲与されているのがわかる。一方、副産物については以前有償であったものが、今度は無償となっている。ところで、委託林については払下げ立木は自家用が原則なのであるが、現実には稼用にも回されたこともあるらしい。というのは、譲与以外の

注 1) 『秋田営林局統計書』より作成。 大正 15~昭和 15 年までは 3 月 31 日現在。 昭和 24 年以降は 4 月 1 日現在。

²⁾ 大正15~昭和3年については、石をm³に換算して計上。

³⁾ 昭和8~昭和15年までは銭を四捨五入してある。

⁴⁾ 主産物価額とは全譲与産物を金額であらわしたもの。

⁵⁾ 個所, 受託者数で()は他営林署にまたがるもの。

		総	自 3	東 <u>用</u>		(r a)	(D)	
年	度	m ³	束	Rm	(円)	(B) (A)	(D) (C)	
昭和	1 1	(A) 3,739 (B) 1,226	6,968	13 棚	(C) 3,339 (D) 991	0.33	0.30	
	5	(A) 2,358 (B) 1,166	_		(C) 2,068 (D) 1,206	0.49	0.58	
	10	(A) 4,837 (B) 1,956	_		(C) 3,539 (D) 1,364	0.40	0.39	
	15	(A) 5,369 (B) 1,856		_	(C) 7,592 (D) 2,556	0.35	0.34	

第13 表 角館営林署における自家用払下薪炭材数量・ 価額にしめる護与量

- 注 1) 『秋田営林局統計書』より作成。
 - 2) 昭和1年については、石を m^3 に換算して計上、ただし、6,968 束、13 棚についてはそのまま計上。
 - 3) (A): 自家用総量
- (B): 譲与量 ただし(A)には束, Rmを含まず。
- 4) (C):

(D): "

自家用として払下げられる立木の価格と、稼用の薪炭材立木の価格が、それ程違わないからである。換言すれば、稼用に較べて特別に安いとはいえない自家用払下げを、自家用のみに限定されることに起因するものだろうと考えられる。

(4) 払下げの対象=部落組合の検討

では、このような主産物・副産物はどのような方法で払下げられたのか。 それは、規約書、委任状等にも明らかなように、部落組合である委託林組合を通じて受託者に対して払下げられるものであり、決して個人に対して払下げられるものではない (後掲資料 14 参照)。 また部落機構である委託林組合について、 その設定の単位は原則として字単位であり (字が複数連合して旧大字単位で委託林組合をつくっている例も多い)、部落総代も字単位に選出されている例が多い。ところで、組合員の資格については、村内に1戸を構える者が原則であるが、分家のとり扱い、一部の地主の加入を認める所、認めない所、新規加入者について担当区の一定の「許可」が必要だった所など、部落によってさまざまである。

(5) 委託林の「分与地」としての性格

それでは、このような譲与産物が部落経済の中でどのような比重をしめていたのか、つまり、払下げをする国有林が農民経済の中でどのような比重をしめていたのか、農民経済にとってどの程度経済的に本質的な部分を把握していたのかを検討する。 第14表を参照されたい。この表は委託林が設定された13箇所についての、 大正9年度における薪炭材必要量の調査である。1年間に必要な自家用薪炭材量は17,388石、その時点で国有林に依存しなければならな

						年 伐	材 積	自家月	用薪炭		国有林よ	りの譲与量	(C)×	価	格
部	落	名	戸数	事業区	面積	現実林	将来林	年間必 要量(A)	国有林より必要量 (B)	(B)× 100 (%) (A)	将来林	現実林(C)	(A)	将来林	現実林
		_		<u> </u>	(紅)	(石)	(石)	(石)	(石)		(石)	(石)	(%)	(円)	(円)
1. 潟		尻	6	神 代	16.70	122	168	168	162	96	80	60	36	21.70	13.70
2. 潟	野	外 3	75	"	86.63	1,542	866	1,575	1,050	67	430	430	27	137.70	112.20
3. 小 🖹	白 川	外 2	59	"	84.41	712	844	1,239	1,062	86	420	300	24	147.80	96.80
4. 院		内	27	"	64.78	562	564	567	540	95	270	270	48	65.06	52.56
5. 森	ノ腰	外 4	110	"	215.57	1,364 (13)	2,156 (30)	2,310	1,980	86	1,070	680	29	274.33	130.33
6. 卒	田	外 1	214	"	507.13 (内 42.07 矮林)	1,467 (124)	2,076 (65)	4,494	4,066	90	1,020	1,020	23	632.40	252.40
7. 大沢	7,田子	子ノ木	42	生保内	642.62	2,316	2,206	1,176	882	75	440	440	37	166.48	144.68
8. 相	内	外 3	36	檜木内	52.31	658	522	756	504	67	260	260	34	67.50	55.00
9. 吉	田	外 2	20	"	23.80	290	238	420	210	50	110	110	26	27.00	22.00
10. 相	沢	外 4	24	"	31.97	340	319	504	240	48	120	120	24	32.50	26.50
11. 下	田	外 1	21	"	21.17	215	210	441	176	40	90	90	20	21.80	17.80
12. 掘	ノ内	外 4	80	"	243.41	1,388	1,400	1,680	1,120	67	700	690	41	161.84	108.34
13. 高	野	外	45	"	237.74	_	<u> </u>	945	540	57	190	190	20	51.30	41.80
14. 高	屋	外 4	98	"	138.57 (内 20.32 保)	1,256	1,180	2,058	1,608	78	590	590	29	216.00	176.00
合		計	812	_	2,135.07 (62.32)	12,232 (内枝条 137)	12,749 (内枝条 95)	17,388	13,600	78	5,600	5,060	29	2,023.41	1,250.11

第14表 角館営林署管内における委託林設定の基礎調査(焚用木における国有林の比重)

注 1) 『大正9年調査』より作成。

²⁾ No. 13 は委託林が設定されないため計には入っていない。なお, No. 13 は「委託林設定調」では, 面積 37.79 町となっている。

³⁾ No. 14 面積 (内 20.32 保) について、保は保安林と考えられる。

⁴⁾ 現実林とは委託林設定調査時の蓄積等である。将来林とは、作業級に編入され経営、施業がなされた時の蓄積等と考えられる。

い自家用薪炭材量は 10,600 石であるから、年間必要量の約 78% を国有林に依存せざるを得ないのである。一方、国有林の現実の譲与量は全体で 5,060 石である。これは、国有林より部落経済が必要とする自家用薪炭材量の約半分、年間必要量の 29% でもある。 つまり、国有林の半分(半額)譲与というのは、次の事を意味している。すなわち、地元農民の側にしてみれば、1年間に必要な自家用薪炭材の約3割を国有林から「恩恵」的に譲与されることによって、各種の義務出役を要求されることになるわけである。国有林の側にしてみれば約3割(半分の譲与としても)で、部落組合=機構を通して地元農民対策、労働力の確保・調達が可能となるわけである。

				10 20				1113011071007			1	
		村			大		字	国有林 (A)	公有林 (B)	私有林(C)	(A)+(B)+(C)	$\frac{(A) \times 100 (\%)}{(A) + (B) + (C)}$
								(町)	(町)	(町)	(町)	(A) T (B) T (C)
0	1.	檜	木	内	下	槍っ	ド 内	2,263	425	155	2,843	80
×	2.		"		上	檜っ	ト 内	258	22	13	293	89
0	3.		"		下	檜っ	卜内	3,082	256	74	3,412	90
0	4.		"			"		777	338	62	1,177	66
0	5.		"			"		891	272	28	1,191	75
0	6.	西	明	寺	西	明	寺	259	2	5	266	97
0	7.	生	保	内		潟		822	141	86	1,049	78
×	8.	田	沢	村	田		沢	84	40	37	161	52
0	9.	神		代	卒		田	1,612	0	160	1,772	91
0	10.		"		梅		沢	648	206	36	890	73
0	11.		"		岡		崎	1,140	0	698	1,838	62
0	12.	西	明	寺	小荒井	淵 野 井,東		377	101	30	508	74
0	13.		"		西	明	寺	943	900	150	1,993	47
×	14.		"		占	荒	井 屋	60	10	1	71	85
×	15.		"		上	荒	井	47	30	20	97	48
0	16.	中		Ш	山	谷丿	崎	1,163	24	548	1,735	67
×	17.	西	明	寺	小	川	田	238	224	202	664	36
0	18.		"			"		1,172	57	165	1,394	84
×	19.	角	館	町	岩		瀕					
X	20.	罢		沢	西	長	野	刺血です				
	合		Ħ	† 				15,836	3,048	2,470	21,354	74
	O 4	ì	i	t				15,149	2,722	2,197	20,069	75
	× f	ì	i	†				687	326	273	1,285	53

第15表 角館営林署管内委託林設定関係町村における国有林野の占める比重

注 1) 『大正9年調査』より作成。

^{2) ○}印は大正 12 年時に委託林設定箇所,×印は大正 12 年時に未設定のもの。

³⁾ 私有林は一部共有林も含む。

⁴⁾ 大字以下字名については第6表を参照。

以上は譲与産物の量を通しての検討であったが、こんどは面積について、つまり農民的林野利用をどの程度、国有林が把握し制限したのかについて分析する。第 15 表を参照されたい。同表は、『大正 9 年調査』による慣行調査をまとめてみたものであるが、関係国有林は地元部落への払下げ、入会慣行などがあり、国有林地内の農民的林野利用が存続しているという意味では、地元農民経済にとって本質的な部分と考えることができる。管内全体で国有林面積が15,836 町、公有林面積が3,048 町、私有林(共有林をも含む)面積が2,470 町で、全体林野面積が21,354 町(ただし、調査箇所のみの数字である)となる。したがって、国有林面積は管内全体林野面積の約78%を占めることになる。つまり、21,354 町の林野が何等かの形で農民的林野利用を抱摂し、農耕地とともに農民経済の本質的部分であったと考えるならば、その主要部分である15,836 町つまり約78%を国有林は保持していたのである。また、公私有林野では、その当時年々薪炭林の蓄積が減少する傾向にあった4)のだから、農民経済は、いよいよ益々国有林に依存してゆくことになるわけである。農民経済にとって、冬期間の自家用薪炭材の欠乏は考えられないものであるから、地元に対する「生殺与奪の権」を国有林は握っていたと言っても過言ではないだろう。加えて述べるならば、第15表より明らかなように、委託林の設定される地域は、されない地域より国有林面積の比重は高い。

注

- 1) 若干量の用材払下げは行っている。それは、委託願(後掲資料2)にも明らかである。
- 2) 委託林からの薪炭材伐出は、次のような方法による。その年の夏、営林署が委託林の蓄積を調査し施業 案に基づき伐採量の指定をする。その年の冬、つまり農閑期にかけて、農民が伐採を行い伐採した薪炭 原木は山に置かれ、年のあけた春近く、管流・人背負等の方法で山から出される。そして、夏をこして 冬になり、この伐出した薪炭原木を農家が使うわけである。つまり、その冬に伐採した薪炭原木をその 冬には使えないわけである。後掲資料 14 参照。
- 3) 主産物払下げ数量と価額との関係については、営林署、営林局関係者の見解はこれとは違っている。つまり、価額については譲与された量だけの評価額、数量については非譲与分を含むというものである。 具体的に言えば、 $100 \, \mathrm{m}^3$ 、 $10 \, \mathrm{万円払下げ} \, 3 \, \mathrm{万円譲与ならば、統計書には \, 100 \, \mathrm{m}^3$ 、 $3 \, \mathrm{万円と計上}$ されるということであり、 $30 \, \mathrm{m}^3$ 、 $3 \, \mathrm{万円とは書かれないということである。本報告では、<math>30 \, \mathrm{m}^3$ — $3 \, \mathrm{万円の立}$ 場で、説明してゆく。この点については、今後検討したい。
- 4) 『大正9年調査』には、このような事実を指摘する箇所が多々ある。
- 5) 地元では、「焚用木」と称している。 冬季の積雪、 厳寒を考えれば、この焚用木は生存するためには必要最低限なものである。それは、食料と同じくらい重要な意味をもっている。

3. 労働力の性格

(1) 労働力調達機構

いうまでもなく造林労働力の確保・調達機構は委託林組合であり、また委託林組合は国有 林地元部落に残存した部落秩序を上から再編した部落組合に他ならない。聞き取り調査¹⁾によ れば委託林設定後、薪炭材の自家用部分については委託林組合、薪炭材の稼用払下げ部分につ いては慣行特売をうける組合 (例えば製炭組合等の名称のもの) が,それぞれ独立につくられている。また,採草地,放牧地についても同様の部落組合が設立されている。ところで,このような複数の部落組合の1つの部落の中での関係は,聞き取り調査²⁾によれば以下のようである。つまり,委託林組合員数>稼用払下げ慣行特売組合員数,放牧等組合員数であり,部落組合という点では,委託林組合こそ,その最も本質的なものであるといえるだろう。また,造林労働等に対する義務出役契約についても,慣行特売組合やその他の部落組合と国有林との間には明文化された契約はないし,原則的には委託林組合についてのみあるだけである。また,官行斫伐の労働者である杣夫も,委託林組合員であることが確認された。

(2) 出役日数とその階層性

聞き取り調査³⁾では、出役日数は年間ほぼ 10 日から 30 日位であるが、国有林事業量によって各年の出役日数は変化している。そのこととも関連して、管内でも各部落ごとに出役日数は異なっている。その労働 (義務人足) については、ほぼ、部落の中でもち回りが原則となっているが、全般的に言えば、低所得者層 (小作、貧農層、日雇層) が慣行特売の段階よりは手間賃稼ぎに出役していたことが多かったとのことである。ところで角館営林署管内では、前掲第4表によれば大正 12 年で委託林受託者 812 戸、昭和 10 年で 1,260 戸が受託者となっているわけである。ここで1 戸とは、1 世帯のことであり、1 世帯からは通例 2~4 名ぐらいの出役は可能であったから、出役人足数も戸数の 2~4 倍は労働力のプールとして確保されていたと考える。ところで、委託林設定以前(特別経営事業時代)よりは、設定後の方が国有林に出役することが多くなったと地元関係者は説明する。一方、新植面積についてみれば設定以前の方が年間あたり面積でも多いのであるが、この矛盾は、設定後は下刈、つる切、除伐、間伐等の撫育事業、および補植が確実に実行されるようになったこと、そして、更新が手間のかかる下木植栽、天然更新へ移行しようとしていた事実によるものと考えられる。

(3) 出役労働の内容

義務人足としての労働の種類は、慣行特売の段階とほぼ変わらず、造林労働(地拵、新植、補植、手入、つる切、除間伐)および保護・看守労働等があげられる。しかし、実際にはこれらの出役に加えて、苗畑での労働⁴、林道の新設、防火線の設置・修理等の土木事業にも出役させられており、一部の部落では運材関係にも委託林組合として出役していたという⁵⁾。とはいうものの、原則的には伐木、集・運材関係では組頭制がひかれており、部落組織=委託林組合を通じて人夫が供給されることはなかったのであり、戦時国家独占資本主義(以下国独資と略)下簡易委託林段階で部落組織を通じて伐出関係の人夫までもが供給された段階とは明らかに性格を異にしている。また、実際の造林事業の指揮は、担当区で行い、部落総代が作業の指揮をとるようなことはなかった。ところで、労働過程が変化すると当然管理組織にも変化が生ずることを以下説明したい。

前述したような慣行特売段階での単純な一斉造林から、この段階の天然更新および天然更

新地への植込みの一種であると考えられる下木植栽へという労働過程の変化は、労働組織、管理組織の変化をもたらす。具体的に述べよう。単純な一斉造林の場合、作業指揮・監督を行なう担当区職員がむかいの山にいて双眼鏡等で看視をおこなうことができる。それは、何よりも一斉造林であるから作業現場が集中しているためである。これに反して、天然更新と下木植栽の場合は以前と較べて作業単位が分散し、その現場も縮小する。看視も困難であり、このような状況で造林の功程を高めようとするならば、それは明らかに、出役する義務人足の意識を高めなくてはならないのである。この意識を高め、部落秩序を労働過程の管理にまで利用したのが委託林組合であるといえよう。また、植栽地が慣行特売の段階が植栽しやすい里山部分が多かったこと、この段階では奥山が多いといった単純な事実も考慮する必要がある。

また、この段階の労働力の性格を労働手段との関係で見れば、「道具持ち」労働であることは慣行特売の段階と変化はない。さらに労賃については、規約書第14条「……相当賃金ヲ以テ……」とあるように、この賃金が安価であったのは周知の事実である。しかし、この賃金のもつ意味が慣行特売の段階とは若干異なっていたことを、「義務」意識との関係で明らかにする必要がある。造林労働の季節性に基づいた農繁期における国有林事業への低賃金での出役は、地元部落農民にとって「義務」そのものである。だが、農閑期における出役はそうではない。第1次大戦後の不況と昭和農業恐慌のこの段階で、手間賃稼ぎ(小作、貧農層には唯一の賃金収入ともいえる)として国有林事業に出役することは、むしろ地元農民の側で望んで出役したといっても過言ではないだろう。このような出役は決して「義務」意識に基づいているのではなく、むしろ意識としては、「労働者」化しているとも言える。聞き取り調査のでは、「前日の晩に担当区で、委託林組合(部落総代)に人夫を60人集めるように指示したところ、翌日の朝早く現場に160人もあつまって、困って100人返ってもらった」というような事実もあるくらいである。

(4) 雇役的性格の検討

『大正9年調査』をもとにして作成した第16表によれば、管内全体の1戸あたりの耕地所有規模は、田1.06町、畑0.31町である。また、全戸数あたりの慣行(入会慣行と払下げ慣行)についても、80%の部分が慣行があるわけである。入会慣行、払下げ慣行のある部落の世帯が、そのまま委託林組合に組み込まれる(大正9年次慣行戸数857、大正12年次委託林受託者812)のだから、管内全戸数の8割までを、国有林は労働力のプールとして固定・組織化させたわけになる。ちなみに、神代事業区管内町村の農耕地所有規模を明らかにしよう。『大正12年神代事業区検訂施業案説明書』によれば、「……本事業区ニ接スル関係町村ハ西明寺、神代、生保内、田沢ノ各村並ニ角館町ニシテ其内最モ関係深キハ西明寺、神代、生保内ノ3ケ村ニシテ之等各村ノ灌漑用水ハ大部分本事業区ョリ流出スル各河川ヲ使用シ其耕地面積豊富ナラスト雖モ人口、戸数亦多カラサルカ故ニ1戸当平均面積ハ比較的大ナリ左ニ戸数、田畑面積ヲ表示セハ次ノ如シ」としている。それによれば、第17表のようになる。この表によると、

			⊞ (A)	畑 (B)	戸	数 (C)	人	П	(A)	(B)
	字		(EL)	(町)	全戸数	慣行戸数	全人口	慣行人口	(C)	(B) (C)
1.	澙	尻	0.20	3.00	8	6 (75%)	45	40	0.03	0.38
2.	潟 野	外 3	106.00	37.00	107	75 (70%)	650	459	0.99	0.35
3.	小淵野 角 館 東	外 1 前 郷	203.00	31.00	90	59 (66%)	565	_	2.26	0.33
4.		内	26.25	9.94	31	27 (87%)	212	188	0.85	0.32
5.	森ノ腰	外 4	140.78	32.78	113	110 (97%)	736	606	1.25	0.29
6.	卒	田	224.00	65.37	232	214 (92%)	1,630	1,588	0.97	0.28
7.	大 沢	外 1	32.65	18.90	42	42 (100%)	285	_	0.78	0.45
8.	松葉	外 3	59.97	24.04	106	36 (34%)	698	240	0.57	0.23
9.	吉 田	外 2	34.46	13.83	43	20 (47%)	303	_	0.80	0.35
10.	相沢	外 4	49.24	7.69	45	24 (53%)	282		1.09	0.17
11.	下 田	外 1	17.22	3.45	23	21 (91%)	153		0.75	0.15
12.	八津	外 4	78.45	25.78	80	80 (100%)	501		0.98	0.32
13.	高 野	外 1	26.37	12.80	45	45 (100%)	283		0.59	0.28
14.	零 田	外 5	132.72	47.00	105	98 (93%)	726	_	1.26	0.45
£	ì	計	1,131.31	332.58	1,070	857 (80%)	7,069	_	1.06	0.31

第16表 角館営林署管内における農家耕地所有規模と慣行 (入会慣行と払下げ慣行)の率

- 注 1) 『大正9年調査』より作成。ただし No.13 は委託林設定されず。
 - 2) 慣行戸数の (%) は,慣行率。ただし慣行率= $\frac{1}{2}$ \times 100 (%)。

村	t	名	戸	数	水田1 戸当り 面 積 (町)	畑1戸当り 面 積 (町)
西	明	寺	399		1.39	0.23
神		代	503		1.41	0.29
生	保	内 (潟)	42		0.76	0.45
合	•	計	944		1.38	0.27

第17表 神代事業区地元3ヵ村における耕地所有規模

- 注 1) 『大正12年神代事業区検訂施業案説明書』より作成。
 - 2) 1戸当り面積の計は、全戸数の平均である。

第18表 神代事業区における職業構成

村名	業 (戸)	農 業	工 業	商業	漁業	養 蚕	日傭雑業	兼業畜産	兼業製炭
西 明	寺	336	14	12	6	25	6	33	165
神	代	444	19	0	0	(兼業 90)	(兼業 65)	62	38
生保内	(潟)	40	2	0	(兼業 30)	(兼業 15)	0	6	24
合	計	820	35	12	6 (兼業 30)	25 (兼業 105)	6 (兼業 65)	101	227

注 『大正12年神代事業区検訂施業案説明書』より作成。

所有規模についてはそれ程小さくはないのだが、『同説明書』によれば「即チ1戸当平均水田1町3反8畝歩畑2反7畝歩ニ達スルモ地味気候ノ関係上収穫少ナク⁷⁾旦農民ノ大部分ハ小作農ナレハ従テ養蚕、馬匹ノ飼養、製炭日傭等ノ副業ヲ以テ生活ニ資スルモノ多シ」としている(傍点は引用者)。さらに、西明寺、神代、生保内の3村について、職業構成を明らかにすれば、第18表のようになる。この表からは自小作の別も明確には確認できないが、少くとも地元農民の少からぬ部分が養蚕、畜産、製炭を中心として兼業化していたこと、および日傭雑業(いわば農村プロレタリアートといえる部分)が比較的少いことは明らかである。「農民ノ大部分ハ小作農ナレハ」という『説明書』の指摘をふまえるならば、そして農民の大半は委託林組合の受託者であるから、委託林組合からの義務人足としての出役階層は、兼業化した小作部分が中心となっていたと考えることができる⁸⁾。

沣

- 1) 渡辺徳朗氏(担当区職員)より。昭和49年10月31日。於 卒田担当区。
- 2) 同 注 1)
- 3) 渡辺氏によれば、1年間30日以上とのことである。
- 4) 苗木の運搬は、専業の運搬夫がいたとのことである。『大正 13 年御慶時記念林記録 (角舘小林区署)』には「……荷車ニテ専門ノ運搬夫ヲシテ林地ニ運バシメ……」とある。
- 5) 運材関係には、特に農民的色彩の強い労働力が残る可能性がある。それは農民が副業として馬匹飼育をしており、もう1つは、国有林 (神代事業区) の運材・搬出が、積雪期の雪橇、馬橇等の搬出に依拠したことによるものである。『神代事業区大正12年検訂施業案説明書』によれば、「……国有林周囲ノ交通運搬設備ハ稍々備ハレリト雖モ足ヲ一度国有林内ニ入ラハ数条ノ巡視歩道及院内(地名……引用者注) 林道(牛馬道)ノ通スルアルノミヲ以テ林産物ノ運搬ハ雪橇或ハ管流ニョル外ナキ状況ナリ」とある。
- 6) 八鍬 広氏(担当区主任)より。昭和49年12月3日。於 卒田担当区。
- 7) 『昭和7年秋田県第50回統計書』によれば、大正7年の県全体米1段歩収穫高は、1.725石である。『同統計書』によれば、営林署管内町村の単純平均で求めた1段歩収穫高は、1.465石である。
- 8) このことを論理的に解明してみよう。委託林が「農民経済にとって本質的な部分」になっている階層が 当然その出役の中心にならなければいけないはずである。 自作部分では,「本質的な部分」になってい る可能性は少いだろう。および農村プロレタリアートにとっても農業生産との関係では,彼等は基本的 には農民でないから,それ程必要ではないだろう。出役の賃金収入についても,彼等の日傭収入の補助 的なものであると考える。残るのは,小作部分である。賃収入の必要性という面からみた場合はどうか。 自作部分を中農層と規定するならば(レーニンの指摘するところによれば貨幣収入には依存しない,現 物経済に依拠する階層が中農である),貨幣収入,賃収入の必要性は重くない。また,農村プロレタリア ートにしても完全にプロレタリア化してしまっているならば,それ程の必要性はないはずで,残るのは やはり小作階層である。農業収入の半分を小作料として現物でとりあげられてしまうこの階層の(賃) 収入は、兼業と義務人足による手間賃しか考えられないからである。

4. 経営組織との関連

(1) 施業案の分析,施業の内容

『大正 12 年神代事業区施業案説明書』では、 施業計画を第 19 表と同様に分類している。 ここでは各作業級の特徴を概略的に明らかにする。なお、『同説明書』による面積と、『秋田営

		面	費				初 期	矿	伐
作業種	普 通施業地	施業制限地 準施業制限 地,除 地	本 烈	計	面積	主 材	伐	積 # 14	面積
	(期7)	(町)	(町)	(町)	計 (町)	計 (石)	針 葉 樹 (石)	(石)	計 (町)
1. 皆伐喬林	3,478.52	2.26	<u> </u>	3,480.78	358.67	△ 149 314,134			_
2. 択伐喬林	841.33	515.25		1,356.58	8 6.63	40,292	12,610	27,682	_
3. 矮 林	514.81			514.81	162.87	66,547	13,296	53,251	
4. 作業種外	-	1,160.47	·] —	1,160.47	_		_		
5. 計	4,834.66	1,667.98	_	6,512.64	608.17	△ 149			101.78
	'	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		0,022.01	000.21	420,973	223,206	197,767	101.10
						420,973	223,206	197,767	
	間	10 伐	;		年 工.	度 天	223,206	197,767	101.10
作業種	間材		積	^カ 人 散生 地 ,	年 工	度 <u>天</u> 散生地,		197,767	撫育
	間		;	^カ 人 散生 地 ,	年 工	度 天	然		
	財材計	10 伐	積	n 人 散生地, 未立木地	年工 更新地	度	然 更新地	補植	撫育
作業種	財材計	10 伐	積	n 人 散生地, 未立木地	年工 更新地	度	然 更新地	補植	撫育
作 業 種 1. 皆伐喬林	財材計	10 伐	積	n 人 散生地, 未立木地	年工 更新地	度	然 更新地	補植	撫育

第19表 神代事業区第2次検訂施業案

注 1) 『秋田営林局統計書(昭和1年)』より引用。

▲ 16,000 **▲** 15,000

9,647

計

2) △: 部分林民収分, ▲: 臨時伐採量。

林局統計書』にもとづく第19表の面積とは、若干くいちがっているのをあらかじめお断りしたい。

27.69

395.47

250.55

423.84

4,818.80

31.000

- 1) すぎ皆伐喬林作業級についてはその面積を 3,478 町 52 と予定し、輪伐期については「前案所定ヲ適当ト認メコレヲ踏襲セリ」(『施業案説明書』)として、100 年としている。 整理期は、「前案 70 年トセルヲ以テ 10 ケ年実行ノ結果本案ニ於テハ 60 年ヲ採用スヘキ筈ナルモ次ノ理由ニ基キコレヲ廃止セムトス」(同上)とし、「本作業級ノ伐採造林 方法ハ大体前案ヲ踏襲ス」と再度明らかにしている。 前案 面積 4,573.66 町、 本案面積 3,478.52 町で 1,095.14 町減らしているが、これは「除地面積増加シ又保安林編入予定地矮林作業級及準施業制限地等ヲ控除セルニヨル」(同上)ものであるとしている。
- 2) すぎ・ひば・ねずこ・ざつ択伐喬林作業級については輸伐期120年,回帰年は40年とし,面積は前案770.60町,本案841.33町となり増加をしている。この増加については,「即チ前案ニ比シ70町73ヲ増加セリコレ前案ニ於ケル採草慣行地中限定地以外ハ採草地トシテ存置ノ必要ナリ開墾適地亦必要ナキヲ以テコレヲ普通施業地ニ組入レタル結果ナリ」(同上)としている。施業方針については「前案同様ニシテ点状択伐ヲ以テ針濶混淆林ノ造成ヲ期スル」(同上)としながら,「湖岸風致ニ支障ナキ個所ニ於テハ局部的ニ1箇所2反歩以下ノ帯状

皆伐ヲ許シ」として,「皆伐跡地ハ天然生稚樹ヲ撫育シ該稚樹少ナキハすぎノ人工 植 栽ヲナシ 更新ノ確実ヲ期セムトス」(同上) ともしている。

3) ざつ矮林作業級については、輪伐期を100年としている。本作業級は、「委託林予定地中択伐作業ニ依ラサルモノ全部ヲ薪炭材供給上最モ適当ナル……」という理由で設けられたものである。面積は514.81町で前案と変化がない。

以上、普通施業地についてみてきたが、次は準施業制限地について説明する。

- 4) すぎ・ひば・ねずこ・ざつ択伐喬林作業級については輸伐期 120 年, 回帰年 40 年としている。前案面積 464.87 町, 本案面積 436.29 町と若干減少している。「……而シテ作業級ハ全部委託林設定予定地」(同上)でもあり、また保安林である。
- 5) ざつ択伐喬林作業級は輸伐期 120 年,回帰年 40 年である。前案 同様 保安林であり, 面積も 78.96 町で変化していない。

つぎに以上のように設定された作業級の収穫予定について説明する。

1) については、面積平分法により第 1 施業期間中 347.85 町の伐採予定であるが、現実の施業案は 357.15 町を予定している。 収穫材積は針葉樹用材 197,281 石 (54,972 m³)、 濶葉樹用材 16,652 石 (4,640 m³)、 濶葉樹薪材 100,045 石 (27,878 m³) を予定している。この予定について、「本案第 1 施業期編入面積ハ標準伐採面積ニ比シ9町3 反歩ヲ増加シ之ヲ前案ノ第 1 施業期編入面積 478 町 07 ニ比スル時ハ 120 町 92 ヲ減シ材積ニ於テ針葉樹 93,156 濶葉樹 58,675 石ヲ増加セリ前案ニ比シ材積増加等著シキカ如キモ前案実行材積針葉樹 143,875 石 (40,091 m³) 濶葉樹 98,152 (27,350 m³) ニ比較セハ前者 53,406 石 (14,882 m³) 後者 18,545 石 (5,168 m³) ノ増加ニ過キス」としている。

2) については普通施業地 53.72 町に対して、針葉樹用材 3,733 石 (1,040 m³)、濶葉樹薪材 4,181 石 (1,165 m³) を予定している。さらに、委託林設定予定地 112.73 町には、針葉樹用材 8,853 石 (2,467 m³)、濶葉樹薪材 4,657 石 (1,298 m³) を予定している。3) についてはすべてが委託林設定予定地であるが、162.87 町に対して濶葉樹用材 2,174 石 (606 m³)、濶葉樹薪材 51,077 石 (14,233 m³) [内 19,308 石 (5,380 m³) を譲与] を予定している。4) については第 1 施業期に編入せずとし、5) については 93.48 町について、針葉樹用材 24 石 (7 m³)、濶葉樹薪材 8,844 石 (2,464 m³) を予定している。その他、部分林については 1.52 町を予定している。以上 1) から 5) を合計すると、針葉樹用材 209,891 石 (58,486 m³)、濶葉樹用材 18,826 石 (5,246 m³)、濶葉樹薪材 168,804 石 (47,038 m³)、計 397,521 石 (110,770 m³) [第 19 表によれば 420,973 石] を予定している。

このような収穫予定における特徴は、ひと言で言えば、施業上の集約性(森林のとり扱い方法としての作業級の複数設置等)が以前より増大したということであるが、その他、利用関係における特徴は、特別経営事業時代植栽分について「利用間伐」101.78 町、9,647 石(2,688 m³)が編入されたことである。 この「利用間伐」については、「而シテ間伐実行ノ適否ハ跡地林分

ノ生育ニ関係大ナルヲ以テ本案ハ可成官行斫伐ヲ以テ行フ方針ナリ」(同上)として、間伐収入い を高める方針を打ち出している。

さて、造林について説明したい。 その方針は前述したように、「本案ニ於ケル造林ノ方法 ハ大体ニ於テ前案ヲ適当ト認メ之レヲ踏襲セリ」(同上)というものである。第1期中の予定は 地拵 423.16 町、新植 423.16 町、補植 423.84 町、手入 2.778.60 町・つる切 1,264.43 町・除 伐 775.00 町、計撫育関係面積 4,818.03 町となり、新植面積に対する比率は 11.39 倍となり、前案 予定 8.7 倍より大幅に増加している。なお、間伐についても 100.77 町を予定している。『説明 書』によれば、「本算定ハ前案ヨリノ未立木地及伐採跡地合計101町16ハ本期間中ニ実行ヲア スルモノトシ本案伐採予定地 356 町 10 ニ対シ地拵, 新植各 9 割, 補植 7 割 5 分, 手入ハ 39 割, 蔓切ハ3割ヲ実行スルモノトシ既往ノ造林地ニ対シ手入,蔓切,除伐等ノ完了ヲスルモノトシ テ計算セリ」(同上)という、かなり積極的なものであった。

では、このような施業案の実際の実行について明らかにしたい。『神代事業区第3次検訂 施業案説明書』では補植面積,撫育面積等が不備なため,『秋田営林局統計書』を利用し, 角

事	業	区	事業区 面 積 (ha)	面 主 伐 (ha)	費 間 伐 (ha)	主 針葉樹 (m³)	伐 材 潤葉樹 (m³)	費 計 (m³)	計 針薬樹 (m³)	伐 材 濶葉樹 (m³)	積 計 (m³)	材 積 合 計 (m³)
神		代	6,458.59	603.12	100.94	62,196	55,108	117,304	▲ 4,458 2,688	4,180	▲ 8,638 2,688	
檜	木	内	14,745.68	2,294.71	2.28	4,388	222,561	226,949	▲ 4,180 75	▲ 5,294	▲ 9,474 75	9,474 227,024
角館	営材	休署	21,204.26	2,897.83	103.22	66,584	277,668	344,252	▲ 8,638 2,763	▲ 9,474 —	▲ 18,112 2,763	

第20表 角館営林署第2次検訂施業案初期10ヵ年伐採予定

- 注 1) 『秋田営林局統計書 (昭和1年)』より作成。
 - 2) 町, 石を ha, m³に換算しているので、合計は必ずしも一致しない。
 - 3) ▲: 臨時伐採量。

		主		伐		間	-		伐	÷ ,	
年	度	面 積 (ha)	用 材 (m³)	薪 材 (m³)	面 積 (ha)	用 (m³)	材 (棚)	薪 (m³)	(棚)	(Rm)	材 (束)
昭和	1	283.6	7,720	15,682	216.3	3,450		93	3	_	
	2	304.3	6,038	18,815	241.5	4,545	1	505	35	_	_
	3	216.8	6,805	18,035	200.8	5,859		889	23	_	123
	4	231.5	5,263	19,722	417.2	9,032	_	1,853	727	155	
	5	226.8	8,128	19,398	724.5	10,742	_	1,530	_	48	1,884
	6	259.1	6,893	19,242	862.4	10,562	_	_	_		
	7	436.0	8,465	21,969	817.4	8,145		3,303	_	70.9	1,120
	8	419.7	6,253	24,369	650.3	8,503	_	2,382		135.4	1,313
計		2,377.8	55,565	157,232	4,130.4	60,838	1	9,666	788	409.3	4,440

注『秋田営林局統計書』より作成。

館営林署を単位としたときの実行を明らかにし、その後神代事業区の実行を明らかにする。『統計書』によれば、神代事業区、檜木内事業区、角館営林署の施業案は第 20 表のとうりである。主伐面積は神代事業区 603.12 ha、檜木内事業区 2,294.71 ha であるから合計 2,897.83 ha となり、年間主伐面積は 289.78 ha となる。第 21 表によれば、昭和 1~8 年までの各年ごとの伐採面積はほぼその前後であるから、予定を実現していると考える。なお、昭和 1~8 年の実績で第 1 施業期間 (10 年)を実行したとすると (施業期間推定量と略)、2,972.25 ha を実行したことになる。間伐については 103.22 ha、つまり年間伐採面積は 10.32 ha であるが、第 21 表によればそれ以上のかなりの伐採をしており、施業期間推定量は 5,163 ha となる。材積についてみると、予定では主伐材積 344,252 m³ (内針材 66,584 m³、瀰材 277,668 m³)、間伐材積 (針材のみ) 2,763 m³ (18,112 m³…… 臨時伐採量、内針材 8,638 m³、内潤材 9,474 m³)、計 347,015 m³ (18,112 m³……同上)である。これに対して第 21 表によれば、施業期間推定量は主伐材積 265,996 m³ (針材 69,456 m³、潤材 196,540 m³)、間伐材積 88,131 m³ (針材 76,048 m³、潤材 12,083 m³)、計 354,127 m³ となる。主伐・間伐材積をあわせれば、全体ではほぼ予定どうりの実行になる。と

事	業	Z	事 業 区 面 <i>積</i>	大 散生地・ 未立木地 (ha)	工 造 更新地 (ha)	林 計 (ha)	天 散生地・ 未立木地 (ha)	然 更 更新地 (ha)	新 計 (ha)	補 植 (ha)	撫 育 (ha)
神		代	6,458.59	27.46	392.19	419.65	_	248.47	248.47	420.32	4,778.80
檜	木	内	14,745.68	47.14	741.03	788.17	_	978.42	978.42	789.42	799.46
角館	営材	木署	21,204.26	74.60	1,133.22	1,207.82	_	1,226.89	1,226.89	1,209.74	5,578.26

第22表 角館営林署第2次検訂施業案初期10カ年造林予定

- 注 1) 『秋田営林局統計書 (昭和1年)』より作成。
 - 2) 町を ha に換算しているので合計は必ずしも一致しない。
 - 3) 檜木内事業区の補植, 撫育面積は、神代事業区における新植に対する比率をつかって推定。 神代事業区については、第2次検訂より。

	ℛ20 教	丹阳古怀有における.	超科事業の提移		
年 度	天 然 下 種 (ha)	新 植 (ha)	補 植 (ha)	無 育 (ha)	
昭 和 1	99.944 90.165 (73.584)		171.322	1,108.552	
2	226.553	76.568 (40.501)	68.536	1,497.735	
3	117.417	79.762 (42.871)	131.807	1,337.149	
4	106.510	72.880 (48.020)	153.060	1,282.190	
5	109.620	74.490 (45.460)	77.460	1,480.530	
6	109.390	75.950 (69.680)	119.270 (14.820)	1,827.760	
7	69.570	99.700 (43.520)	110.360	1,977.200	
8	260.220	75.870 (41.600)	198.180	1,926.460	
計	1,099.224	647.385 (—)	1,029.995 ()	12,437.576	

第23表 角館営林署における造林事業の推移

注 『秋田営林局統計書』より作成。() は次年度くりこし分。

はいえ、ここで注目すべきことは、主伐材積については予定より減少、間伐については主伐の 減少した分だけ臨時伐採量が増加していることである。

一方,造林の方はどうか。施業案によれば、未立木地、更新地を合わせた人工植栽は、年間 120.78 ha しなければならないが(第 22 表参照)、第 23 表より明らかなように新植面積はそれを下回り、施業期間推定量は 809.23 ha となっている。しかし、補植についてみれば、昭和1~8 年の間は常に新植面積以上の補植をしているわけであり、 施業期間推定量は 1,287.49 ha となるが、これは人工植栽地ばかりでなく、天然更新地にも補植がされたためと考える。また撫育事業量は施業案予定の倍以上であり、施業期間推定量は 15,546.97 ha となる。この増大した理由は、既存人工植栽地が増加し撫育事業量がふえたことを考慮してみても、「択伐天然更新」2)に比重が移行し、より手間のかかった集約な施業がなされたためであるといえよう。

では角館営林署を単位としたときの実行の傾向をふまえて、神代事業区をみると、伐採の 実行は第24表のとうりである。第19表の予定を若干過えて伐採をしているが、主伐の減、間 伐の増大は、ほぼ同じ傾向であるといえよう。この主伐減、間伐増の傾向は、基本的には「択 伐」によるものであると考える。一方、造林の実行は第25表のとうりであるが、人工植栽の 減少、天然更新の増大は、ほぼ同じ傾向である。この点について『施業案説明書』は、すぎ皆

		主	伐	間	伐	i i	†
		予 定 内	予定外	予 定 内	予定外	予定内	予 定 外
面	積 (ha)	755.49	267.30	87.80	2,812.01		_
材	針 葉 樹 (m³)	38,688	2,153	788	44,793	39,476	46,946
馩	濶 葉 樹 (m³)	48,676	5,108		7,385	48,676	14,493
	計 (m³)	87,364	7,261	788	52,178	88,152	51,439

第24表 神代事業区第2次検訂施業案伐採の実行

注 『昭和7年度第3次検訂神代事業区施業案説明書』より作成。

The state of the s												
	作	業級	普	通林	地	進	施業制限	地				
			ス ギ 皆 伐 喬 林	スギ外3 択伐喬林	/ (委託林) 予定地)	雑ワイ林	ス ギ 外3 択 伐 喬 林	部分林	計			
1, 1	予定実行		(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)			
予	人	エ	362.15	36.87	19.11	_	_	1.50	419.63			
	天	更	32.15	7.30	16.03	161.52	30.90	_	247.90			
定	Ī	計 	394.30	44.17	35.14	1 61.52	30.90	1.50	667.53			
実	人	I.	243.03	22.69	3.67	_	_	1.50	270.89			
	天	更	153.32	62.06	101.93	156.78	92.61		566.70			
行	i	計	396.35	84.75	105.60	156.78	92.61	1.50	837.59			

第25表 神代事業区における造林の予定と実行

注 『昭和7年度第3次検訂神代事業区施業案説明書』より作成。

伐喬林作業級について「植伐関係均衡ヲ得タリ」とし、 さらに「大正 15 年度以降択伐法ヲ併 用シ (中略) 以テ前案予定ニ比シ新植面積本数著シク減少セリ択伐跡地ハ天然下種更 新ニョリ タルモー部下木植栽ヲナセリ」として、 10.06 ha に下木植栽³) をしていることを明らかにして いる。また、すぎ、ひば、ねずこ、雑、択伐喬林作業級 (委託林予定地を含む) には、「択伐跡 地ニ対シテモ適宜すぎノ補植ヲナス」としていて、3,700 本を補植している。

以上のように主伐減少,間伐増加,人工植栽減少,天然更新の増加といった傾向は,従来の人工植栽による皆伐方式よりは,一歩進んだより集約な経営であると考えるし,この段階ではその集約な経営を支える更新技術の確立がその基礎となっていたと考える⁴⁾。 この意味では前述した撫育事業量の増加は,一定の更新技術の確立によるものであり,この技術的基礎の上に撫育事業の増加が,現象したものと考える。次の引用は,このような傾向を表現していて,象徴的である。昭和8年6月,角館営林署長発神代事業区卒田担当区主事宛の通牒である。

「撫育事業実行ニ関スル件」

「撫育事業実行ニ際シテハ年々周密ナル注意ト正確ナル技術ニョリ成績向進シ見ルベキモノアルハ同慶ニ不堪所ニシテ今後益々造林技術ノ相互研究ヲ積ミ権威アル実行ノ技術者トシテ撫育方法ノ画期的歩武ヲ切望スル次第ニ有之左ニ重複ヲモ不顧撫育法ノ研究ノ為メ左記 2,3ノ卑見ヲ述ベ実行上ノ参考ニ資セラレ度此段及通牒候也」として、その「卑見」を述べている。そしてその結論として、「此ノ意味ニ於テ仮ニ適地ヲ過タズ而モ正シキ種子ョリ得タル苗木が周到ナル注意ノ下ニ植付ケラレタル以上造林ノ成否ハーニ撫育ニアリト云フモ過言デナイ、即チ撫育時代ト称スルコトヲ得ルノデアル」(傍点は引用者)としている。

(2) 造林の功程,技術の変化

『大正9年檜木内事業区施業案説明書』によれば、地拵は以前のつぼ刈、すじ刈から全刈となり、新植の功程は250本/人・日、補植は150本/人・日、手入は2反/人・日を予定、大正3年時よりはそれぞれ増加している。また、大正12年以降神代事業区では地拵は4畝/人・日、新植は250本/人・日(春、秋植栽)、補植は150本/人・日(春、秋補植、年1回6年)、手入は2反/人・日、つる切は3反/人・日、間伐は1.5反/人・日、除伐は1反/人・日を予定し、第1次検訂時より予定としての功程は高まっている。なお、植栽本数は3,000本/haで変化がない。ところで、この間の功程の高まりは慣行特売制度をでことした造林労働組織の育成、道具の改良、苗木の改良がその要因として考えられる。苗木については、大正10年前後の頃から、以前の2・3年生の大苗ではなく、1年生の苗木が使用されるようになるが、植付本数功程の増加の大きな要因として考えられる。

ところで、『第 2 次検訂施業案説明書』による造林労働力組織化の成果の反映である『神 代事業区第 3 次検訂施業案説明書』では、造林の功程を次のように予定している。地拵 0.5 ha/ 人・日、新植 300 本/人・日、植付本数 3,000 本/ha、補植 150 本/人・日、手入 1.5 ha/人・日、つ る切 0.17 ha/人・日、除伐 0.14 ha/人・日となっている。地拵は伐採の翌年秋季までに、新植は 地拵の翌春行い植栽本数はすぎ3,000本/ha, うるし1,000本/ha, 補植は新植の翌年1回新植本数の1割, 手入は新植後6カ年としており,造林方法には変化がない。しかし,補植,手入を除けば功程は何れも高まっており,これは造林労働組織が育成の段階から発展の段階へと到達した反映でもあろう。ただ,補植で功程が高まらず,手入で低下したのは,人工植栽面積の減少を考慮しても,より手間のかかる択伐・天然更新や下木植栽へ(人工植栽地への)比重が移行しつつあるためと考える。『第3次検訂案説明書』では手入の功程の低下について,「樹種,施行回数関係ニョリ相違スルタメ1ha 当平均8人ヲ見込」とある。

(3) 施業案における委託林制度の位置づけ

委託林を国有林側、とりわけ営林署段階では、どのような意図で設定したのかを明らかにしたい。その契機は『施業案説明書』によれば以下のとうりである。「前案編成当時(大正3年…引用者)ハ民育林ノ蓄積豊富ナリシト交通運搬設備モ亦不完全ナリシタメ薪炭材ト雖モ現今ノ如ク窮乏ヲ告ケサリシモ近来一般木材界需要ノ進展ニ伴ヒ(中略)今後ハー層其ノ需要高ムルニ至ルヘシ」(『大正12年神代事業区検訂施業案説明書』)という条件が明らかにされ、そしてそのような条件の下で委託林が設定されることとなった。「薪炭材ニアリテハ横記ノ如ク関係部落民有林ノ蓄積減少シタル今日⁶ 副業用製炭原料ハ勿論自家用ニモ不足ヲ来セルヲ以テ其供給ヲ国有林ニ仰カサルヘカラサル状況ニアリ依テ本検訂ニ当リテハ直接国有林ニ関係アル地元部落ニ委託林ヲ設定セルノミナラス(中略)関係国有林ノミニテ供給シ難キ部落ニ対シテハ(中略)従来ノ慣行アリテ国有林ノ伐採量ニ余裕アル箇所ヨリ薪炭材ノ補給ヲ計ル等困窮ニ処スルノ方法ヲ講シタリ」として、従来の払下げ、入会等の慣行を少くとも地域的には越えた形で払下げ譲与をすることにしている。

このような委託林は、神代事業区管内では大正12年に設定されるのだが、重要なのは次の点である。『施業案説明書』は、「即チ方針(大正9年委託林設定方針……引用者)第1(1)ニヨルモノ469町46第1(2)ニョルモノ1,107町68ニシテ合計1,577町14ニ達ス但シ本調整当時ハ関係者ト契約締結中ニシテ未タ設定認可前ナレハ普通施業地トシタルモ認可後ハ当然施業制限地ニ編入スヘキモノニシテ施業方法等ニツキテハ後述スルコトトス」としている。実際には、1,393.83町(一部檜木内事業区を含む)が設定されたのであるが、この中で(2)に該当するのは1,113.48町である。つまり設定面積の上でも旧慣縁故(払下げ慣行、入会慣行等)に基づかないものが、大半を占めているのであり、国有林は経営上の問題として、任意にその箇所を設定したわけである。この点とも関連して次いで重要な点は、委託林予定地がそれぞれの作業級に組み込まれたことである。このことによって、年伐量は国有林経営上からも施業案の制限をうけることとなり、指定された年伐量以上は伐採できないことになった。また、委託林契約を締結させることによって、委託林外国有林への造林出役は当然のこと、保護方法書により、地元部落を動員した委託林の「適切」な保護経営も可能となったのである。

注

- 1)「間伐実行ニ当リテハ予定材積ニ拘泥スルコトナク実況ニ応シテ適当ニ間伐木ヲ選定シ鬱 閑 疎 開ノ度合 ヲ考察シタル後之レヲ伐採シ苟クモ過伐ノタメ林木ノ法正ナル生長ヲ妨ケサル様特ニ注意ヲ要ス」(『大 正 12 年神代事業区検訂施業案説明書』)。
- 2)「このように天然更新論は極端にはしったため弊害を残したのであるが、反面、幾多の成果をも生んだことも見逃してならない。すなわち、人工造林について従来の機械的画一主義を排し、土地の保全、地力の増進に意を用いて火入地拵の中止や落業落枝の採取の禁止などの施策をとり、樹種の混交によって林分の健全性を強化するなど、天然と人工の調和によって最大の経済的効果を生みだす方法を常識化する契機を与えたのである」(秋山智英:『国有林経営史論』211 頁、日本林業調査会、昭和35 年)。
- 3) 下木植栽は、補助造林の一種と考えられる。 補助造林については、秋山 智 英氏は次のように述べている。「注 10) 熊本・高知営林局等においては御料林と同様天然更新の補助造林を実行していたが、 秋田 営林局等の方針にげんわくされて案外一般に知られていない。補助造林については高く評価しなければならない」(秋山智英:『同上書』210-211 頁。
- 4) 第26表を参照していただきたい。 第2次検訂の施業結果が第3次検訂の生長量に表われていると考える。また、第4次検訂の生長量は予定量と考える。ここで、生長量を適切な施業のメルクマールとして考えれば、第2次検訂の時期は最も適切な施業がなされたものと考えられる。

検	訂 期	生 針 葉 樹 (m³)	長 間 葉 樹 (m³)	量 合 計 (m³)	面 積 (ha)	実 行 期 間
第 2	次検訂	71,330	167,021	238,351	6,458.36	大正13~昭和8
// 3	"	192,786	191,524	384,310	6,479.18	昭和 9~ // 18
" 4	"	123,196	86,482	209,678	6,455.06	" 18~

第26表 神代事業区1期施業期間生長量

注 『昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説明書』より。

- 5) 「大正 10 年頃から提唱され全国にその反響をよんだ,いわゆる 1 年生 (当年生) 造林がかなり大面積に実施されたが,昭和 14・15 年に至って兎害を被り易いこと,営林署にも熱心な実行者が少くなり,いつとはなしに実施されなくなってしまった」(秋田営林局:『秋田営林局史』177 頁,昭和 39 年)。
- 6)「即チ関係町村ニ於ケル山林平均1町歩当り針 薬樹7石半濶薬樹3石ニ過キス而シテ林木ノ生育セル山 林へ多ク私有林、社寺有林或へ保安林ニシテ只公有林ハ殆ント小紫叢生ノ原野又ハ未立木地ヲナセリ」 (『大正12年神代事業区検訂施業案説明書』)。

5. 委託林設定の国有林経営に及ぼした効果

これまでの論述で委託林設定が国有林経営にとって、いかなる意味を持っていたのかをほぼ明らかにしえたと考えるが、ここではあらためてその効果の程度を確認したい。署管内で最多の受託者数 (278 戸) を擁し、 設定面積も第 2 位 (316.5011 ha) である神代事業区委託林 (卒田外 1) について検討を進める。『昭和 10 年度委託林実績調』(秋田営林局) による資料を抽出する。

1) 国有林野保護管理上ニ及ボシタル効果。設定前後ノ比較……設定前ハ盗伐火災其ノ他被害相当多ク保護管理甚ダ困難ナリシモ設定後ハ被害次第ニ減少シ今日ニアリテハ殆ンド

其ノ跡ヲ絶ツニ至リ保護管理上ノ不安著シク減少セリ。

- 2) 其ノ他間接ニ及ボシタル効果。設定前後ノ比較……設定後住民ノ薪炭材ハ委託林ョリ供給セラル、ニ至リシ結果無統制ノ伐採著シク減少シタメニ公私有林ハ逐年整備セラレ林相次第二良化シツ、アリ。払下代金貸付料金納入ニ及ボセル関係……殆ンド滞納スルモノナク成績良好ナリ。国有林経営上ニ及ボセル影響……委託林設定後国有林ノ諸施設ハ総テ地元ノタメヲ顧慮シ行ハル、結果受託者ハ之ガ恩恵ニ感ジ事業ニ人夫ヲ要スル場合ハ進ンデ之レニ出役シ其ノ成績良好ニシテ国有林経営上頗ル有利トナリタリ。樹木傷害蔓茎類減少ノ状況……伐採ニョル過失傷害ハ多少アレドモ其他ノ傷害ハ殆ンドナク又蔓茎類モ受託者ノ注意ニョリ漸次減少シツ、アルヲ見ル。委託林ヲ中心トシテ特ニ変化ヲ来シタル事例……委託林ノ設定ヲ動機トシ国有林ノ施設ハ殆ンド地元経済ニ重キヲ置キ行ハル、結果住民ハ深ク之ニ感ジ最近著シク営林署ニ信頼スルノ念高マリタリ。
- 3) 保護義務履行ニ関シ特ニ採リツ、アル方法アラバ其ノ内容。火災ノ予防及消防…… 看守人警戒ノ外受託者相互ニ警戒シ特ニ他村ョリノ入林者ニ対シテハ注意セシムルコトニ申 合セ実施中ナリ。稚樹ノ保育及手入ニ就テ……伐採時期ヲ恪守シ稚樹ノ発育ヲ計ルコトニ申 合セ実施中ナリ。
- 4) 委託林設定後ノ成績並ニ地元部落民ノ国有林ニ対スル観念。設定前後ノ比較……設定前ニ比スレバ国有林ニ対スル各般ノ成績遙カニ向上殊ニ近時ニ於ケル営林施設ハ山村経済ニ寄与スル所少カラザルニョリ住民ハーニ当局ヲ信頼シ山村住民トシテ1日タリトモ国有林ナクシテ生活シ得ザルノ観念ヲ抱持スルニ至レリ。受託者生活上ニ齎セル影響……無償譲与ニョリ経済上ハ勿論尚ホ年々一定セル薪炭材ノ供給ヲ受クルコトニョリ冬期厳寒時ニ際シテハ寒サ知ラズニ一家団欒ノ楽ヲ享ケ又薪材ノ採取ハ冬期農関期ニ於テナサル、タメ余剰労力ノ利用ヲ可能ナラシメ其ノ他年ヲ通ジ燃料ノ窮乏ヲ告グルガ如キ苦悩ヨリ免レ得タル等受託者生活上ニ齎セル効果相当大ナルモノアリ。

さらに、「国有林野経営上に及ぼせる影響」のみについて、 前述部落以外の署管内受託部 落全部について列記してみる。なお、ここで1名とは1戸のことである。

1) 檜木内第 2 担当区、148.6500 ha, 137 名、大正 12 年設定、営林署各種事業実行ノ場合 ハ進ンデ之ニ出役ヲ希望スル気風ヲ見受ケラル、ニ至レリ (前掲第 6 表の 1 を参照)。 2) 檜木 内第 1, 62.2900 ha, 54 名、大正 12 年設定、設定後当局ノ施設ハ総テ地元本位ナルニョリ深ク 恩恵ヲ感ジ事業上人夫ヲ要スル場合ノ如キハ進ンデ之レニ出役シ其ノ成績又良好ニシテ経営 上甚ダ有利トナリタリ (第 6 表の 3)。 3) 檜木内第 1, 53.7000 ha, 55 名、大正 12 年設定、同上 (第 6 表の 4)。 4) 檜木内第 1, 30.2500 ha, 40 名、大正 12 年設定、同上 (第 6 表の 5)。 5) 西明 寺、89.3306 ha, 74 名、大正 12 年設定、委託林設定後国有林ノ諸施設ハ総テ地元ノ為ヲ顧慮 セラル、結果受託者ハ恩恵ヲ感ジ事業人夫ヲ要スル場合ハ進ンデ之レニ出役シ其ノ成績良好ニシテ経営上頗ル有利トナリタリ (第 6 表の 13)。 6) 西明寺、22.7693 ha, 7 名、大正 12 年設 定,同上(第6表の6)。7)西明寺,245.1273 ha,88名,大正12年設定,同上(第6表の18)。8)西明寺,92.9230 ha,56名,大正12年設定,同上(第6表の12)。9)角舘,64.7679 ha,31名,大正12年設定,同上(第6表の11)。10)角舘,212.3276 ha,125名,大正12年設定,同上(第6表の11)。10)角舘,212.3276 ha,125名,大正12年設定,同上(第6表の10)。11)卒田316.5011 ha,278名,大正12年設定,前述(第6表の9)。12)卒田,628.0988 ha,44名,大正12年設定(第6表の7)。13)宮田,107.8700 ha,80名,昭和7年設定,一般二国有林ノ恩恵ヲ認識シタル結果各種事業ニハヨク出役シ従来ノ人夫難ハ其ノ跡ヲ絶ツニ至リタル感アリ(第6表に該当なし)。14)宮田,101.2200 ha,82名,昭和7年設定,同上(第6表に該当なし)。15)山谷川崎,122.3700 ha,93名,大正12年設定,委託林ノ設定ヲ動機トシ国有林ノ施設ハ殆ンド地元ノタメヲ顧慮シ行ハル、結果深ク之ニ感謝シ事業等アル場合ハ進ンデ之レニ出役シ成績良好ニシテ国有林経営上益スル処少ナカラザルモノアリ(第6表の16)。16)山谷川崎,19.8400 ha,16名,昭和8年設定,同上(第6表の16より雫田のみ分離)。

VI. 簡易委託林制度と造林労働組織の再編

昭和7年に、山林局長発各営林局長宛依命通牒「委託林設定方針ノ改正並国有林ノ保護ヲ 地元部落ニ委託ノ件」が出され、委託林制度は新たな段階である簡易委託林制度¹⁾へと再編さ れてゆくのである。

1. 契約等の検討

昭和7年通牒が簡易委託林制度の基礎となるものであるから,第一義的にこの通牒の分析をする。同通牒によれば,「大正9年12月林第3,584号内牒委託林設定ノ方針中別紙ノ通改正相成同方針第1(2)号ニ依ル委託林設定方針新ニ追加セラレ候処右ハ従前ノ方針ニ依リ委託林設定ヲ認メタルモノノ外貴官ニ於テ国有林野内ニ存スル軽易ナル副産物ノ譲与ヲ条件トスル程度ノ保護ヲ地元部落ノ住民ニ委託スルノ必要ヲ認メラレ旦地元住民モ進テ其ノ保護委託ヲ受クル希望アル場合之ニ対シ一定ノ地域(譲与副産物ノ採取可能ノ地域)ヲ限リ委託認許相成ル趣旨ニ有之候条之カ実施ニ付テハ左記各項ニ準拠処理相成度依命此段及通牒候也」というものであった。

留意すべき点は,以下のようになる。1) 委託林設定方針第1号(2) に新たに追加されたものも、対象としていることである。1号の2とは、旧慣縁故によらず委託林を設定し、保護を委ねる旨を定めた箇所である。つまり従来、入会慣行や払下げ慣行のなかった所でも、その設定の対象としたことである²⁾。2) 譲与産物が主産物でなくて、「軽易ナル副産物」であること。3) 譲与の代償である出役義務が、「軽易ナル副産物ノ譲与ヲ条件トスル程度ノ保護」であること。

さらに、同通牒の「委託林設定ノ方針第1(2)ニ依ル委託林取扱心得」によれば、その具体的な内容は次のとうりである。必要な箇所を抜粋する。

「1. 委託及讓与産物採取許可区域

地元所在ノ国有林野中委託林設定方針第1(1)又ハ(3)ニ依リ設定シタル委託 林若 クハ今 後設定セラルヘキ区域,部分林,社寺保管林,貸付又ハ使用許可地放牧採草地等ヲ除キタル林 野ニシテ副産物ノ採取ヲ許スモ管理経営上支障ナキ区域ニ限ル

2. 譲与スヘキ産物ノ種類,数量

蔬菜、樹実、菌蕈(松茸、椎茸、ナメコノ類ヲ除ク)落葉、落枝(管理上支障ナキモノニ限ル)雑草、萱、笹、桑葉、筍、蔓類其ノ他軽易ナル副産物(以下略)

- 3. 出願ノ形式及譲与産物採取方法ノ取締
- (1) 出願人ハ区長又ハ惣代人名義 (中略) ヲ以テシ願書ニハ委託スヘキ国有林ヲ表示セシムル外保護ノ方法及義務履行ノ旨ヲ記載セシメ別ニ保護方法書及規約書等ノ添附提出ハ之ヲ省略セシムルコトヲ得
 - (2) 委託期間ハ1ケ年トシ毎年一定ノ時期ニ出願セシムルコト
 - (3), (4), (5) 省略
 - 4., 5. 省略 |

以上のような通牒が実際に制度的に施行されるのは、角館営林署、秋田営林局管内でも昭和9年度からである。昭和9年10月19日の秋田営林局長から角館営林署長宛の「簡易委託林設定ニ関スル件通牒」(後掲資料9)は、昭和7年山林局通牒とほぼ同じ内容のものである(設定のための調書作成依頼)が、次のことが付記される。

「3 受託契約者ハ部落ヲ代表セル区長及総代人若クハ町村長タルコト但シ森林保護組合 長名義ニテ受託ヲ希望スル向ハ之ヲ許容差支ナキコト」

つまり、ここでは従来の部落組織をのりこえて、町村長、森林保護組合等の行政組織を利用して、簡易委託林制度を組織していこうとしているのがわかる。ところで、簡易委託林制度は、秋田営林局管内では昭和10年から現実的に実施されるのだが、昭和10年5月22日(9庶第1,736号)角館営林署長宛秋田営林局通牒(後掲資料10)では、次のことが指示されている。

- 「1. 本件発表ニ当リテハ受託者ヲ集合セシメ貴官臨席シ本委託林ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト
- 2. 前記通牒第4号様式ノ願書ヲ徴シ貴官ヨリ必要条件ヲ附シタル許可指令書ヲ交付セラレ度 但シ保護方法書及規約書ノ徴収ハ省略スルモ差支ナキコト
 - 3. 部落民ノ採取物権ノ利用並ニ販売等ニ関シテハ可及的指導援助ヲ為スコト
 - 4. 委託林ニ関スル受託者ノ違反行為ニ対シテハ厳重ニ処置スルコト
 - 5. 許可指令書ハ大体別紙雛形ニ依ルコト
 - 6. 簡易委託林受託者ノ証ノ雛形ハ追テ指示スコ

この通牒は簡易委託林契約が、実際どのような力関係の下で結ばれたかをよく表現している。以下のように要約できるだろう。 1)「受託者ヲ集合セシメ」、「趣旨ヲ徹底セシムル」ものであること。 2) 受託部落の願書についても、「前記通牒第4号様式ノ願書」という官製の上から与えられたものであること。 3)「受託者ノ違反行為ニ対シテハ」「厳重」に処置をすること。 4) 補足として言えば、「但シ保護方法書及規約書ノ徴収ハ省略スルモ差支ナキコト」として、委託林契約ほど厳重にはなっていないことである。

さらに同年6月4日には、9 庶第1,736号「簡易委託林実施ニ関スル件」各営林署長宛秋 田営林局長発通牒(後掲資料11)が出されている。これは次に示すように、「首題ノ件ニ関シ テハ5月22日附本号ヲ以テ及通牒置候処本件処理ニ関シテハ尚左記事項了知相成度此段及通 牒候也」というものであるが、この通牒は簡易委託林制度を具体的にどのように扱ってゆくの かを指示している。要点を示そう。

国有林野管理経営上として、1) 入林者に木札の証票を作らせること、入林の際には必ず携帯させること。2) 受託者を分けて組を組織させること。「委託林受託者ヲ10名位ツツノ組ヲ組織セシムルカ或ハ各部落毎ニ組ヲ組織セシメ、組ハ全員連帯ノ責ニ任シーノ違反行為アリタル時ハ其ノ組、全員ノ副産物採取ヲ停止スルコトトシ相互ニ固ク戒ムル様指導シ保護ノ完璧ヲ期スルコト」というものである。ここで1)については、委託林契約時には必ずしも必要でないものである。2) についてはどうか。部落組織、「組」組織による連帯の責任、相互看視は、委託林時期よりも返って厳しくなっている。

地元部落の経済更生上として、1) 教荒備蓄を奨励すること。「受託者ニ譲与スヘキ副産物中ニハ自家用以外ニ稼業用ノ為採取スヘキ分量モ相当額ニ上ル部落モ有之ヘキニ付斯ノ如キ部落ニ対シテハ成ルヘク別紙簡易委託林記念教荒備金規程ノ趣旨ニ則リ其ノ採取産物ョリ得ル収入ノ一部ヲ教荒備蓄等ノ意味ヲ以テ積立テシムルカ或ハ従来ノ払下代金ノ何割カヲ貯金セシメ置キ他日教急ノ用ニ供スル様誘導スルコト」というものであり、稼業用副産物の販売収入は収入でありながら、受託者は収入の全部を使えない形になっている。2) 副産物生産の保続についても、その保続を強調するとともに、「保護義務ヲ全ウスル」としている。

取扱上の留意点としては、1)委託期間は1年であることとしているほか、この留意点とも関連して10林第2,635号昭和10年5月10日山林局長発秋田営林局長宛通牒では、次のことが指示されている。「3. 造林地ニ於ケル副産物ノ採取ニ付テハ稚樹ノ保育ニ障碍ナカラシムル様特ニ其ノ採取方法等ヲ指示シ遺憾ナカラシムルコト。4. 譲与スヘキ産物ノ積極的増殖又ハ培養等ノ行為ハ之ヲ認メサルコト」としている。

ところで、簡易委託林が設定されることには、委託林を代表とする国有林地元施設の性格変化という点で、2通りの意味がある。1つは、既設委託林がなく簡易委託林のみが設定される地元での問題と、2つは、既設委託林のある地元に簡易委託林が併設されて既設委託林の性格変化が生じること、具体的には部落組合である委託林組合の性格変化の問題である。神代事

業区角館担当区梅沢部落の昭和11年2月13日第2回部落総会決議録には、「5. 委託林ハ簡易委託林トナリタルニ依り看守人ヲ置クノ可否。注、営林署ヨリ指示ヲ受ケ然ル後決定スルコトトス」とあるように、制度的・名称的には変化しないものの委託林はその利用形態において、簡易委託林と同様になったのである。この性格変化については後述することにしたいが、この様な変化は、委託林組合の規約にもある程度反映している。昭和7、18年度規約(後掲資料12)「第9条 本規約ノ変更其ノ他重要事項ニ付テノ決議ハ営 林局長ノ 承認ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セサルモノトス」として、従来の部落総代一部落組合というパイプを利用した間接的な地元把握政策から、部落組合(総会)を通じながらも、直接部落組合を把握する方向に国有林は態度を変化させている。

注

- 1) 簡易委託林制度の直接的契機となっている経済更生運動について,栗原百寿は次のように評価している。 「昭和7年にはじまる農山漁村経済更生運動は,産業組合拡充5ヵ年計画を中心とする官僚的地主的な 農業恐慌対策であったが,それは一方では農業恐慌によって液化された小作貧農層を先頭とする農民闘 争の高揚に対抗する地主富農的な道であるとともに,他方ではそれは,産業組合をパイプとして,流通 過程の面から,独占資本が実質的に農業を直接把握してゆく過程であり,しかもそれが国家権力をつう じて強力に推進されていったものとして,日本農業の国家独占資本主義的再編成の初発であり,その前 駆的段階をなすものにほかならなかったのである」(栗原百寿:『現代日本農業論』(上)27頁,青木文庫 昭和47年)。
- 2)「なお国有林野法の規定にもとづく委託林でなくて、簡易委託林と称せられる制度が一方に存した。これは旧慣による入会慣行のない部落の部落民に対して地元経済の実情に応じ、林野副産物の採取を許した制度であって、昭和農業恐慌期に際し昭和7年に始められた。改正法による共用林野制度は、むしろこの簡易委託林制度の活発な運用を期しているものと理解することができる」(鳥田錦蔵:『林政学概要』96頁,地球出版、昭和45年)。この指摘―共用林野制度への移行が簡易委託林制度という形で戦時国独資の下で準備されていた―は、いわゆる日本資本主義の半封建的性格を論ずる時には、非常に注目すべき点である。基本的に義務出役のない共用林野制度と簡易委託林制度が同じ性格のものならば、簡易委託林制度は国有林の独自の労働組織ではないということになる。また、簡易委託林制度に抱摂された委託林制度(組合)は、国有林の独自の労働組織ではなくなったということになり、戦時国独資の下で土地に緊縛された雇役的労働力を国有林は確保できなくなったと考えられる。結論的に述べてしまえば、簡易委託林制度は地元対応という意味での単なる行政制度にすぎないといえるだろう。

2. 簡易委託林制度の経済的実態

前述のように、簡易委託林設定のもつ意味は2重である。1つは既存の委託林についてであり、2つは委託林未設定の地元に簡易委託林が設定された場合である。前者については、簡易委託林が新設されたことによる既設委託林の性格変化が問題となる。後者については、簡易委託林自体の性格分析をそのまますることができる。したがって、本節では後者を中心にし、前者を補足的に説明する。

(1) 払下げ立木

簡易委託林の払下げ産物は副産物であるから,主産物の払下げがあるようなことはない。

既設委託林のある地元では、そのまま委託林契約に基づいて、主産物、副産物の払下げが実行される。とはいえ、副産物については新たな制限を受けることとなった。 昭和7年10月1日 (林第4,752号)「委託林設定方針ノ改正並国有林ノ保護ヲ地元部落ニ委託ノ件」には、「従来ノ慣行等ニ依リ副産物ノ払下ヲ受ケ来リタル者ノ利益ハ充分斟酌ノ上譲与副産物ノ種類ノ制限又ハ払下区域ノ変更ヲ為スコト」とある。

(2) その他副産物

譲与産物の種類は、林第 4,752 通牒にあるように、1) 蔬菜、2) 樹実、3) 菌蕈(松茸、椎茸、ナメコノ類ヲ除ク)、4) 落葉、5) 落枝(管理経営上支障なきものに限定)、6) 雑草、7) 萱、8) 笹、9) 桑葉、10) 筍、11) 蔓類その他のものである。1)から11)までが全て無償で譲与されるかと言えば、必ずしもそうでない。確かに譲与分については無償ではあるが、譲与量以外にも農民には必要な量があるのであり、この部分については有償であった。『昭和 10 年度委託林実績調』(秋田営林局) によれば署管内の副産物譲与価額合計は2,418.760 円、「採取ノ儘売払セルモノ」は215.920 円であることからもわかる(第27表参照)。また、『同調』の「簡易委託林設定後ノ成績並地元部落民ノ国有林ニ対スル観念ノ変化等」(ただし鶴岡営林署)には、「経済上ニ就テハ譲与価額僅少ニシテ特記スル程度ノモノナキモ……」とあるように、角館営林署においても譲与される量は、実際はそれ程多くなかったと推察される。ところで、第27表で販売用の率が高いのは、蔬菜と菌蕈である。低いのは、落枝落葉等である。また、昭和9年から

町村業	数 個 月	所 数	面 (ha)	積	町	村	部	落	戸	数	人	П	組	数
5	1	2	16,744.2	9	5		97		2,05	8	13,1	128	129	
自 家, 販売用別		歯 蕈 (円)	樹 実 (円)	蔓類 (円)	(円)	雑 草 (円)	萱 (円)	桑 多	1	落 枝 落 葉 (円)	薬 草 (円)	其ノ他 (円)	価額合	計
MX JE JEI JUI		,	採	取	t .	副	産	i 	物				(円))
自家用	913.580	224.41	83.820	_	75.410	160.020	47.800	43.62	20 —	1.050	—	71.500	1,620	.850
販売用	639.900	126.91	29.920	_	1.170			_	-	_	-	_	797	.910
計 	1,533.480	351.33	113.740	_	76.580	160.020	47.800	43.26	60 —	1.050	-	71.500	2,418	.760
_			採取	,	儘 売	払 タ	1. 分	也,	レモ				価額合	計
自家用	778.260	2,014.80	176.200	_	11.700				_				2,980	.960
販売用	(134.110)	(50.720	(29.920)		1.700				_				(215.9	920)

第27表 角館営林署昭和10年度における簡易委託林実績

注 1) 『昭和10年度委託林実績調』(秋田営林局)より引用。

²⁾ 自家用,販売用とも山元現場価格。

³⁾ 採取のまま処分せるものの内,()は山元現場価格,上段は生産者より直接消費者あるいは仲 買人問屋等に処分の価額。

	柴	草	菌	葷	土	石	杂	<u>É</u>
年 度	売 払	譲 与	売 払	譲与	売 払	譲与	売 払	譲与
mm 0	1,254 kg		430 kg	2,478 kg	460 箇	_	6,963 kg	7,767 kg
昭和9	1,595 束	38	-	—			702 束	_
	930	_		2,478	1	_	_	7,767
10	703	38		_	_	_	1,412	
	930	_	_	2,478	20	_	2,185	7,767
11	1,891	38					1,412	
10	_		_				192	_
12	2,226	_	_	_	2 m ³	_	1,412	_
10	_	_	_	1,568	2,000	_	136	11,615
13	988		_		21.5		3,083	_
1.4	_	_	-	1,568	_	_	57	11,615
14	53		_				1,820	
15	_	_	_	1,568	_	_	183	11,615
15	2,036	_				_	1,621	
16	-		_	1,568	100		183	11,735
10	2,817		_		1,913	_	3,179	
17	_	_		1,568	_		188	11,735
	400	_			24		_	
計	3,114		430	15,724	3,841	_	10,087	81,616
Вľ	12,709	114	-	_	1,960.5	_	14,641	_

第28表 昭和9年~17年における神代事業区副産物払下げの実態

注 『昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説明書』より引用。

同17年までの神代事業区の副産物を、売払、譲与に分けたのが第28表である。表によれば売払が譲与より多いのは柴草、逆に譲与が多いのは菌蕈、ほぼ等しいのが雑(雑には蔬菜類も含まれると考える)になっている。つまり農民経済の自家用部分(例えば、柴草、雑)については有償が多く、販売用(例えば菌蕈)には無償が多いという一見矛盾した現象を呈している。

(3) 払下げ立木および副産物の自家用、稼用別

では、譲与、非譲与分を含めた副産物の自家用、稼用別把握をしてみよう。第 27 表によれば角館営林署管内では価額にして、1,620.850 円が自家用に、797.910 円が稼用にまわされたわけである。稼用部分が比較的多いのは、蔬菜、菌蕈であり、その他は殆んどが自家用となっている。ついで、稼用部分の検討をする。 蔬菜等は加工されて販売されるのだが、第 29 表によれば工場加工は 1.200 円であり、自家加工は 580.790 円であるから、圧倒的部分が農家の中

で加工, 生産されていたわけである。

(4) 払下げの対象=部落組合の検討

林第 4,752 通牒によれば、 簡易委託林は旧慣縁故に基づかないでも設定されうることとなった。しかしながら、現実には払下げ慣行はもとより、入会慣行にも基づいて大字を単位として設定されているものが大半である。角館営林署管内では簡易委託

第29 **表** 角館営林署簡易委託林における副 産物の自家、工場加工別

加工别	原料価額合計 (円)	販売価額合計 (円)
工場加工	1.200	144.000
自家加工	580.790	3,638.960
計	581.990	3,782.960

注 『昭和10年度委託林実績調』(秋田営林局) より引用。

林が12箇所に設定され、そのうち1箇所だけが既設委託林のない簡易委託林のみの設定である。第30表の9号がそれに該当しているのだが、この箇所については、『昭和10年度簡易委託林ニ関スル書類』(角館営林署)に次のような記述がある。

「設定見込部落ト委託セントスル林野トノ関係及委託ヲ必要トスル事由」「従来少許ノ自家 用材ノ供給ヲ前記国有林ヨリ仰ギ薪炭材ハ部落内公私有林ヨリ供給ヲ受ケツ、アリ関係国有 林面積小サク地元民ノ直接受クル恩恵ハ他ノ地元部落ト比較シテ少キモ地元部落民ハ良ク国 有林ニ対シテ理解ヲ持チ常ニ保護愛撫ニ努メ盗伐火災等ノ防止ニ尽力シ尚国有林及官行造林 地等ノ各種事業等ニ就役スル等地元部落民ノ生業並生活ト密接ナル関係ヲ有シ地元部落民ニ 於テモソノ保護委託ヲ受クル希望アルヲ以テセバ委託ヲ必要ト認ム而シテ前記各部落ハ大字 西長野一円ニシテ入会関係上一団トシテ委託扱ヲナスヲ妥当トス」。 以上,大字単位で設定されているのかわかるが,聞き取り調査では,行政組織である町・村を単位にしていた箇所もあった。また『秋田営林局統計書』にも,所在市町村数の項が設けられているなど,設定の単位についてみれば、委託林のみの段階の「字」よりは,はるかに大きくなっている。

(5) 簡易委託林の「分与地」としての性格

簡易委託林のみの設定地域についてみれば、農民経済の本質的部分たる程ではない(副産物のみに限定されていたため)と考えられる。ただし、簡易委託林設定による地元対策という点では、委託林のみの段階よりははるかに厳しくなっていたのではないかと考えられる。その典型的な例は、救荒備金の制度(後掲資料 13)である。この制度は稼用副産物の販売収入をプールさせることにより部落秩序を上から政策的に強化し、最終的には一層の地元対策の強化を意図するものであった。『昭和 10 年度委託林実績調』(秋田営林局)によれば、この備金に加入しているのは署管内で 2,058 人で、簡易委託林受託戸数の全戸数を加入させている。また昭和10 年度で、積立金額は署管内合計 230.700 円であり、預入先は郵便局となっている。

以上のように収入の面を通して地元対策を実行しているのは、副産物の採取が、つまり入 林が個人の自由であったからである。『昭和10年度委託林実績調』「副産物採取方法等ニ関ス ル事項」には、「採取者ハ凡テ農閑期ヲ利用任意入林採取スルモノニシテ兼業者ノミナリ」と ある。また販売関係では、「販売先ハ角舘町ニシテ採取者又ハ家族ニ於テ運搬販売スルモノト

Nicot Management of the Manage													
		関係国有		控		除		地					
調査番号	国有林名	林面積	部分林	既設委託林	放牧地	採草地	貸付地	その他	計	設定面積	部落数	戸 数	人口
奋 专	, . , . , .	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)			
1	長 沢外15	4,788.3200	_	209.0947	83.8467	_	2.9688	_	295.9078	4,492.4122	18	172	1,190
2	小波内外1	3,074.8007	_	62.2900	_	23.3256	6.2579	_	91.8735	2,982.9272	3	67	461
3	相 沢外3	1,779.6902	_	33.9500	51.3421	43.4380		_	178.7301	1,600.9601	7	95	618
4	相内沢 外 1	2,392.7868	_	148.6500	82.2314	134.1256	14.1647	_	379.1717	2,013.6151	6	185	1,049
5	新瀬沢外6	944.0746	_	69.0367	22.8099	25.8843	1.0552	_	118.7861	825.2885	6	117	692
6	下部名垂沢 外 4	751.9625	_	135.9862	_	105.9464	0.1891	_	242.1217	509.8408	16	291	1,780
7	大石沢 外 1	1,411.9064	_	245.1273	73.4629	165.3977	0.1295	_	484.1174	927.7890	10	173	1,110
8	山谷山 外 1	1,021.2366		142.2100	_	44.2066	6.9269	-	193.3435	827.8931	6	131	914
9	比三市山	278.2688	_	_	_		0.6655	_	0.6655	277.6033	8	174	1,189
10	院内山外1	1,205.1741	_	64.7679	58.6314	14.8165	_	4.2000	142.4158	1,062.7583	6	181	1,255
11	大 船 指 市	631.5927	_	212.3276		158.0976	2.3541	_	372.7793	258.8134	3	158	983
12	柳沢柴倉 外 4	1,709.6945	6.6049	501.7011	74.1838	143.1120	19.7067	_	745.3085	964.3860	8	314	1,887
計	-	19,998.5079	6.6049	1,875.1415	446.5078	858.3503	54.4164	4.2000	3,245.2209	16,744.2870	97	2,058	13,128
13	外ノ山	116.9526	0.7296	_	-	_	0.7408	2.0600	3.5304	113.4222	_	_	_
14	野 中 清 水	84.7190		_	-	18.6381	_	_	18.6381	66.0809	_	_	_
15	大 沢 山	832.7034		628.4916	47.5686	156.6432		_	832.7034		_		
āt	_	1,034.3750	0.7296	628.4916	47.5686	175.2813	0.7408	2.0600	854.8719	179.5031	-		_
総計		21,023.8829	7.3345	2,503.6331	494.0764	1,033.6316	55.1572	6.2600	4,100.0928	16,923.7900			_

第30表 角館営林署における簡易委託林設定面積並びに控除地明細表

注 1) 『昭和10年度簡易委託林ニ関スル書類』(角館営林署)より引用作成。

²⁾ No. 1~No. 12 は昭和10年時点で設定, No. 13~No. 15 は未設定。

^{3) 『}秋田営林局統計書』では昭和10年度簡易委託林設定面積は16,744.29 ha である。

ス乾ぜんまいハ角舘, 横手町仲買商人ニ販売ス」とあるように, 販売収入の収得も任意であったためと考えられる。ともあれ, 委託林に比較してみれば, その「分与地」としての性格は, 極めて希薄である。

3. 労働力の性格

(1) 労働力調達機構

まず簡易委託林での土地利用の代償は、保護看守義務が原則である。この制度では9 庶第1,736 号通牒にあるように、「受託者ヲ分チテ組ヲ組織セシムルコト、委託林受託者ヲ10 名クライツツノ組ヲ組織セシムルカ或ハ各部落毎ニ組ヲ組織セシメ、組ハ全員連帯ノ責ニ任シーノ違反行為アリタル時ハ其ノ組、全員副産物採取ヲ停止スルコトトシ相互ニ固ク戒ムル様指導シ保護ノ完璧ヲ期スルコト」とされている。つまり、ここでは上からつくられた行政組織ともいえる「組」が中心になっている。一方、委託林の場合は、部落総代に対する委任状がつくられ、簡易委託林以前の段階で総代の力は決定的なものとなっていた。例えば、委託林規約書第14条(後掲資料 4)「……林区署ョリ労力供給ノ要求ヲ受ケタルトキハ受託部落住民ハ総代ノ指命ニ従ヒ……」とあるように、出役に際しては絶対の権限を有していたのであるが、簡易委託林制度が支配的になった段階では、総代の権限は以前程ではなくなってきている。前述したように、簡易委託林では保護義務に対する出役は、「組」(その設定の単位は部落の小字でもあることがある)組織―行政組織とも言えるものを利用して、実行される。他方、既設委託林では従来の部落組合(大字または字単位)が再編されて、「組」という戦時国独資=ファシズムの下の行政組織に再編されたものと考える¹⁾。

ところで昭和10年の時点で、角館営林署管内では委託林受託者1,260戸、簡易委託林受託者2,058戸であるから、保護義務だけに限定してみれば、委託林だけのときよりは2倍近い受託者をつまり以前より2倍近い労働力調達組織を国有林は作り上げたのである。またファシズムとの関連では、戦時国独資は国有林の地元施設を再編し、新たな労働力支配組織と地元支配組織をつくり上げた。簡易委託林制度が2重の支配組織としてどのくらい積極的に利用されたかについては、昭和10年時と比較して、昭和25年時委託林受託者1,414戸、簡易委託林受託者2,727戸であることからも類推できよう。

(2) 出役日数とその階層性

出役日数を定量的に把握しえなかったが、出役日数そのものは、戦時体制の下で以前より 増加したものと考えられる。『昭和18年第4次検訂神代事業区施業案説明書』には、「本事業 区ニ於ケル各種事業実行ニ要スル労務者ハ地元部落ヲ始メ檜木内村、中川村、雲沢村等近郷ノ 労務者ヲ以テ充当シ来レルモ近時各種産業ノ勃興ニ伴ヒ之等労務者ノ移動多ク国有林事業実 行ニ要スル労力ハ甚ダシク不足ヲ来タシ容易ナラザル現状ナリ 而シテ之ガ対策トシテハ林業 報国隊ノ結成ヲ行ヒ林業労務者ノ移動ヲ防止シ各種事業実行ニ万全ヲ期シツツアルト雖モ尚

						職	業	别	戸	数			
(田1)	村	大字又(字)	人口	農	商	エ	漁	養蚕	製炭	日雇	その他	計	備 考
(角	館)	全 町	7,616	82	374	370		(7)	_	_	476	1,302	
神	代	全 村	5,107	620	29	16	_	(68)	(147)	10	68	743	以下同じ
西 明	寺	西門上小西 荒淵荒	2,872	383	18	8	_	(61)	(160)	40	19	468	
生 保	内	澙	296	38		_	_	(23)	(35)	4	_	42	
田	沢	(春 山)	69	6	3		(1)	(4)	(6)	3	1	12	
計			15,960	1,129	424	394	(1)	(163)	(348)	56	564	2,564	_
西 明	寺	全 村	3,649	489	18	9	_	(80)	_	47	19	582	
生 保	内	"	4,237	408	79	35		(128)	_	171	66	759	_
田	沢	"	1,846	169	9	9	_	(53)		42	15	244	

第31表 神代事業区地元人口および職業別戸数(昭和7年調)

注 『昭和7年度第3次検訂神代事業区施業案説明書』より作成、なお原資料も合計不一致である。

各労務者ヲシテ国有林事業ノ時局ニ対スル重要性ヲ深ク認識セシムルト共ニ技術ノ向上ニ努メシムル事緊要ナリ」とあることからも、そのような傾向を考えることができる。一方、出役日数の階層性については前掲第 18 表と第 31 表を対照してみれば考えることができる。神代、西明寺、生保内3村の日雇数の増加は明らかであり、農村プロレタリアートに近い層が出役をしていたものと考えられる。また、この傾向は「戦時中は、農業が忙しい時など、日雇層(専業的な)がかわって出役していた」という聞き取り² とも一致している。

(3) 出役労働の内容

簡易委託林については保護労働,具体的には春秋の山火事の看守などが出役の中心をなしており,委託林における出役ほど厳しいものではない。ところで委託林については,従来の造林労働に加え戦時経済下の増伐体制を背景として,一部に伐採労働がその出役義務の中心となっていたと考えられる例がある。 例えば,増伐体制の影響がまだ残っていた昭和 21 年では,次のような事例をあげることができる。 梅沢部落「昭和 21 年 5 月 12 日部落伍長会(惣代宅ニ於テ)」の会議決定事項として,「4. 官林伐採ノ杉皮申込ノ件 度々必要ノ者ハ本月 20 日迄ニ部落惣代ニ申込ムコト 従テ伐採人夫出役ノコト、ス委託林契約ニ基キ協力ヲナスコト」とある。 一方,委託林の造林出役については,昭和 18 年以降決戦収穫案が実行され造林が放棄されるために,その比重は低下したものと考える。むしろ造林出役の比重が高まるのは,敗戦後とりわけ暫定施業案が編成され共用林野に名称が変更される頃と考える³)。 昭和 9 年以降同18 年までは,「択伐天然更新」が支配的になるが,この「択伐天然更新」は手ぬき造林の名称的「正当化」にすぎないだろうから,造林 (特に新植) に出役する機会は昭和 9 年以前よりは,

少なくなったものと考えられる。 また、戦時中の出役は造林に加えて、林道の修理⁴、防火線の手入⁵、および木炭増産運動と関連して製炭が中心になっていたのではないかと考える。

さて造林労働については、この段階でもいわゆる道具持ちであるが、林道修理については 一部その道具を部落で出している例もあった。委託林の出役労賃が低賃金であることには変 化がない。また、簡易委託林の看守・保護出役には労賃は支払われていない。

注

- 1) 既設委託林の箇所では、簡易委託林組合は設定されない。部落組合としては、委託林組合だけである。 ちなみに、卒田担当区渡辺徳朗氏によれば、「田の方では農事実行組合、山の方では簡易委託林組合と いう」(昭和49年10月31日、於卒田担当区)とあるように、農事実行組合と簡易委託林組合の性格が同 じものであることが推察される。
- 2) 大石清之助氏より。昭和50年7月17日、於同氏宅。
- 3)「山形県の例では、共用林野に切り替わる頃、委託林による出役を厳しくして造林量を確保しようとしたために、一部の地域では委託林の返上を願い出たところもある」、佐藤多次郎氏(秋田営林局経営部計画課)より。昭和49年10月28日、於営林局経営部計画課。
- 4)「前述セル如ク本事業区ハ県道及里道ヲ以テ囲続セラルルヲ以テ国有林産物ハ専ラ之等ニ依存シ居ル状態ナルモ国有林ハ地形錯雑ノ区域大ナルヲ以テ林産物ノ搬出ノ強化ニハ多数ノ林道ヲ必要トス」(『昭和18年第3次検訂神代事業区施業案説明書』)。
- 5)「亦事業区ハ其ノ3分ノ1ョ占ムル人工造林地ヲ有シ大面 積ニ亘リ連続セルモノ多キョ以テー朝火災ヲ 生ジタル場合其ノ被害甚大トナル虞アルョ以テ火気ノ取締ニ付テハ特ニ深甚ノ注意ヲ払ウト同時ニ既設 保護設備ノ完璧ヲ期スル要アリ」(同上)。

4. 経営組織との関連

(1) 施業案の分析,施業の内容

神代事業区では昭和7年に第3次検訂がなされ、昭和9年から同18年まで実行される。その間昭和13年には、「針葉樹ヲ主トスル優位林分ニ対スル間検訂」がなされ、昭和15年から18年まで、いわゆる臨時植伐案が実施される。昭和18年には第4次検訂がなされ、昭和19年から21年まで決戦収穫案として実行される。その後昭和24年まで非常植伐案が実施され、25年から暫定経営案が実施されている。ここでは『秋田営林局史』(以下『局史』と略)に基づき、それぞれの期間について概括的な説明をする。ところで、昭和9年から18年までは2期に分けることができる。昭和9年から14年と、昭和15年から18年までとである。

まず、昭和9年から14年までは戦時経済に国有林がくみ込まれながらも、施業法としては択伐経営が追求されていた時期¹⁾である。ついで昭和15年から18年までは、戦時経済下の増伐体制が、具体的・現実的になった時期である。この増伐体制は、昭和15年2月の「昭和15年度増伐ニ伴フ臨時措置ニ関スル件」によるものである。この通達は、「戦局の進展に伴なって、軍需用材等の需要は急に高まってきたが、木材輸入量が漸減し、また内地における生産量も労力不足や資材不足のため低下せざるを得ず、需給のアンバランスが激化していった。国

有林においては従来のような収穫保続主義に基づいて、計画どおりの生産を行なうことが許されなくなり、政府の要請によって、ここに増伐に関する臨時措置をとるに至った」(『局史』134頁) ことに起因するものであり、「次の各号の一に該当する場合²)は、施業案の指定外の伐採ができることとし、事業実行に大幅な弾力性を与えた」(『局史』同頁)のであり、「実行者は名目をつけて伐採しやすい箇所を自由に伐採することができるようになったため、充用できる優良林分がこれから漸次伐採されるようになった」(『局史』同頁)のである。しかし、植伐均衡に関しては、「この通達の段階では、伐採の総量がおさえられており、またあくまで例外的に伐採し得るという程度であったので、これは暫定の措置とみるべきであろう。増伐計画は、その後に策定された臨時植伐案によって、はじめてその性格が顕著になってきた」(『局史』同頁)というものであるから、それなりに守られていたといえよう。

昭和17年には、臨時植伐案に基づき国有林の増伐が実行された。しかし、「この当時の方針は、やはり国家要請に基づいた増伐方針が明確に打ち出され、択伐作業林においても単位面積当りの1回の伐採量の増加を図るため回帰年を延長し、作業能率の促進を図ることに重点が置かれ、更新については、形式的に指定されるものが多かった。したがって実行に当っては、搬出に便利な林道沿いの林分が集中的に伐採され、事実上皆伐作業(傍点は引用者)が行なわれた。

		面	積				初 期	斫	伐
作業種	普 通施業地	施業制限地 準施業制限 地,除 地	未 利用 林	計	面 積計	主 <u>材</u> 計	人 針 葉 樹	積 뾡 樹	面 積
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(m ³)	(m³)	商 来 西 (m³)	(ha)
1. 皆伐喬林	_		_		_		_	_	_
2. 択伐喬林	3,854.43	1,163.89		5,018.32	1,311.94	121,439	52,027	69,412	
3. 矮 林		522.06	_	522.06	169.94	21,371	349	21,382	_
4. 作業種外	-	938.84		938.84	1.94	122	21	101	_
5. 計	3,854.43	2,624.79		6,479.22	1,483.82	143,292	52,397	90,895	317.74
		10	7	ħ	年	度			
	間	伐		人	年工	天	然		
作業種	材	伐		人 散 生 地		天 散 生 地	<u>然</u> 更新地	補植	撫育
作業種		伐		人	I.	天		補 植 (ha)	撫 育 (ha)
作 業 種 1. 皆伐喬林	材計	伐 (針 葉 樹)	費 費 樹	人 散 生 地 未立木地	工 更新地	天 散 生 地 未立木地	更新地		
	材計	伐 (針 葉 樹)	費 費 樹	人 散 生 地 未立木地	工 更新地	天 散 生 地 未立木地	更新地		
1. 皆伐喬林	材計	伐 (針 葉 樹)	費 費 樹	人 散 生 地 未立木地	工 更新地	天 散 生 地 未立木地	更新地		
1. 皆伐喬林 2. 択伐喬林	材計	伐 (針 葉 樹)	費 費 樹	人 散 生 地 未立木地	工 更新地	天 散 生 地 未立木地	更新地		

第32表 昭和9年度第3次検訂神代事業区施業案

注 1) 『秋田営林局統計書(昭和8年)』より作成。

^{2) ▲:} 臨時伐採量。

³⁾ 補植,撫育面積については,第2次検訂の新植に対する比率をつかって推定。

昭和初期から開始された天然更新による択伐作業は、ここに漸く終りを告げることとなった。事実この時代においては、軍需用材を生産することに一杯で、跡地の更新については、積極的に考えられないようになった」(『局史』135頁)のである。そして、「昭和19年には遂に決戦収穫案を編成し、国有林の事業は一切この収穫案によって実行されることとなった。決戦収穫案は呼称のとおり収穫案であって、植伐案ではなく、施業案の基本であるべき植伐均衡の思想は放棄され、事実上施業案は崩壊した」30(『局史』136頁)。

この間の経過については、『神代事業区第 4 次検訂案説明書(昭和 18 年)』では、次のように述べられている。「本事業区ノ収穫ハ昭和 9 年度ヨリ同 18 年度ニ至ル第 3 次検訂ニョリ実行シ来リタルモ、其ノ後半ニ至リ時局益々逼迫ノ度ヲ加へ、時局尚木材、木炭ノ需要ハ頓ニ激増シ之が供給確保ハ戦力増強上必須ノ要件トナリシタメ之ニ対応シ昭和 16 年度既定計画ノ一部修正ヲ断行シ臨時植伐案ヲ編成、翌 17 年度ヨリ同案ニヨリ実行ヲ進メタリ」。

神代事業区について、さらに詳しく検討したい。まず、第2次検訂案と第3次検訂案とを 比較すれば、第2次検訂(第19表)では皆伐喬林作業種があったが、第3次検訂(第32表)で は皆伐喬林作業種は「消失」し、その「消失」した分だけ択伐喬林作業種面積が増加してい る。伐採予定については、第2次検訂案よりも主伐面積、間伐面積とも増加し、また収穫量に ついても増大している。更新については第2次検訂案では、人工植栽面積>天然更新面積であ るが、第3次検訂案では、人工植栽面積<天然更新面積となっていて、いわゆる「天然更新」

		面	積			_	初期	斫	伐
作業種	普 通施業地	施業制限地 準施業制限	未 利用 林	計	面積	主材	伐	養	面積
IF 未 個	施 業 地 (ha)	地,除 地 (ha)	用 林 (ha)	(ha)	計 (ha)	計 (m³)	針 葉 樹 (m³)	濶 葉 樹 (m³)	計 (ha)
1. 皆伐喬林	-	_	_		_	·	_		_
2. 択伐喬林	3,827.46	1,171.80	_	4,999.26	1,019.73	107,461	34,827	72,634	395.3
3. 矮 林	_	521.00	-	521.00	174.84	21,627	867	20,760	_
4. 作業種外	-	934.81	_	934.81	119.18	2,688	20	2,668	0.7
5. 計	3,827.46	2,627.61		6,455.07	1,313.75	131,776	35,714	96,062	396.1
		10	7	b	年	度			
	間				エ	天	然		
作業種	計		費 費 樹	散 生 地 未立木地	更新地	散 生 地 未立木地	更新地	補植	撫育
	(m^3)	(m^3)	(\widehat{m}^3)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
1. 皆伐喬林				_	_	_			_

0.10

163.10

1,228.56

360.08

4,751.97

篇 33 事 昭和 18 年度第 4 次 檢訂 油代 惠業 民 烯 業 宏

21

12.317

12,338

12,317

12,338

21

2. 択伐喬林

4. 作業種外

林

注 1) 『昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説明書』より作成。

²⁾ 予定外事業量は含まず。

事	業	区	事業区 面 積 (ha)	面 主 伐 (ha)	積 間 伐 (ha)	主 針葉樹 (m³)	伐 材 濶葉樹 (m³)	積 計 (m³)	計 針葉樹 (m³)	伐 材 潤葉樹 (m³)	費 計 (m³)	材 積 合 計 (m³)
神		代	6,479.22	1,483.82	317.74	52,397	90,895	143,292	▲ 8,000 8,358			▲ 11,800 152,194
檜	木	内	14,790.33	3,285.29	41.26	23,418	247,008	270,626	▲ 5,000 733	▲ 3,800	▲ 8,800 733	
角質	営村	木署	21,269.55	4,769.11	356.00	75,815	338,103	413,918	▲ 13,000 9,091	▲ 7,600 544		

第34表 角館営林署第3次検訂施業案初期10ヵ年伐採予定

注 1) 『秋田営林局統計書 (昭和8年)』より作成。

2) ▲: 臨時伐採量。

第35表 角館営林署第3次検訂施業案初期10ヵ年造林予定

事	業	区	事 業 区 面 積 (ha)	人 散 生 地 未立木地 (ha)	工 造 更新地 (ha)	林 計 (ha)			新 計 (ha)	補 植 (ha)	無 育 (ha)
神		代	6,479.22	9.80	142.01	151.81	_	1,327.36	1,327.36	152.05	1,728.75
檜	木	内	14,790.33	-	730.86	730.86	_	2,556.57	2,556.57	732.03	8,322.74
角負	首営:	林署	21,269.55	9.80	872.87	882.67		3,883.93	3,883.93	884.08	10,051.49

- 注 1) 『秋田営林局統計書(昭和8年)』より作成。
 - 2) 補植, 撫育面積については第2次検訂の新植に対する比率を使って推定。

第36表 角館営林署における主・間伐別伐採事業量の推移

	主	主			間	伐		
年 度	面 積 (ha)	用 材 (m³)	薪 材 (m³)	面 積 (ha)	用 材 (m³)	新 (東)	(Rm)	材 (m³)
昭和 9	656.61	10,650.27	28,921.70	519.36	4,724.86	1,776	10.42	2,081.22
10	549.96	11,520.00	28,275.00	641.06	4,441.29	147	66.50	1,343.45
13	812.66	11,672.83	31,176.37	205.26	3,344.16	850	10.00	1,002.99
15	1,191.14	18,881.50	36,660.00	445.93	2,373.00		_	1,852.00

注 『秋田営林局統計書』より作成。

第37表 角館営林署における更新事業の経過

年 度		天 然 下 種 (ha)	新 植 (次年度くりこし) (ha)	補 植 (ha)	無 育 (ha)	
昭	和 9	243.280	80.770 (30.490)	34.870	1,917.740	
	10	389.590	79.920 (41.980)	133.850	1,148.400	
	11	334.820	85.520 (59.750)	33.150	1,630.680	
	12	318.420	75.010 (67.340)	61.150	1,611.710	
	13	374.140	92.760 (57.810)	141.020	1,040.460	
	14	310.890	95.230 (43.800)	200.930	1,229.350	
	15	324.090	59.680 (25.650)	16.560	1,115.270	
合	計	2,295.230	568.890 (—)	621.530	9,693.610	

注『秋田営林局統計書』より作成。

に比重が完全に移行している。第2次検訂 案では、皆伐人工植栽と択伐天然更新が併 存していたが、第3次検訂案では択伐天然 更新が支配的であり、第4次検訂案でもこ の傾向は支配的である(第33表)。

では、以上のような施業案の実行はど うか。『統計書』の関係で、 角館営林署全 体としてみたのが、以下2表である。昭和 9年第3次検訂施業案の実行を、営林署に ついて昭和15年までみてみよう。

第34表と第35表が、伐採と造林にお ける10年間の予定量である。まず、伐採に ついてみてみよう。 年間主伐針材 7,581.5 m³, 主伐薪材 33,810.3 m³, 間伐針材 909.1 m³. 間伐薪材 54.4 m³ が予定量である。第 36 表をみれば、主伐針材については予定以 上, 主伐薪材はほぼ予定どおり, 間伐針材 については予定以上, そして, 間伐薪材に ついても予定以上の伐採をしている。つい で更新については、予定では1年当り人工 植栽 88.267 ha, 天然更新 388.893 ha が予 定である。第37表より明らかなように、昭 和15年までは、予定はほぼ実行されてい るといえよう。だが、ここで注目すべきは 撫育面積が漸次減少していることであり, 新植地の手入が、実行されなくなりつつあ る傾向を示している。

第38 表 収穫事業における神代事業区第3次 検訂案の実行成績

地	種	別	針	濶	別	編 入 (m³)	実 行 (m³)
普		通		針濶		57,620 48,325	81,728 53,100
準	施	制		針欄		_ _	1,046
施		制		針濶		8,898 43,994	10,368 46,527
除		地		針濶		21 101	778 1,261
合		計		針濶		66,539 92,918	93,920 100,889

注 『昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説 明書』より引用。

第39表 造林事業における神代事業区第3次 検訂案の実行成績

種	別	計 (ha	画	実 行 (ha)	
新新新	植下種	140		14	4.87
萌	芽	1,236		14	6.45
不 要		1,532	29	1,44	9.40 0.90
	 地造林		.80	9.15	
砂防	植栽		_	3.56	

注 『昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説 明書』より引用。

昭和15年以降18年までの実行を、神代事業区についてみてみよう。 伐採については第38表からも明らかなように予定以上の伐採がなされ、針材でそれが特に著しい。 造林については第39表からも明らかなように実行は計画を下回っているのであり、 天然下種で特にその傾向が著しい。 さて、第4次検訂による施業案は第33表である。 これは神代事業区のみについてみたものであるが、第3次検訂案(第32表)に比較すると収穫においては若干減少し、更新については増加を予定している。しかし、『第4次検訂案説明書』の「施業案実行上ノ注意事項」として、「6. 時局ニョル木材及木炭ノ需要増加ニ件ヒ本案計画ニョル伐採量ノミニテハ本事業

区ニ課セラルヘキ生産数量ヲ確保シ得ザルハ必定ノ趨勢ニアルヲ以テ斯ル場合ニ於テハ臨時措置ニヨリ処理スルモノトス」とあるように、計画以上の過伐が実行されたことは確実であると考えられる。 また、「決戦収穫案」であるため更新についても放棄されたことは、明らかであると考える。 敗戦後の傾向については資料が不十分なため、今後検討したいか。

(2) 造林の功程,技術の変化

昭和17年11月30日卒田担当区発角館営林署宛の「造林予定案資料報告」によれば,功程は次のようである。1) 新植本数は2,500本/ha,200本/人・日,2) 地拵は0.05 ha/人・日,3) 補植は0.10 ha/人・日,250本/人・日,4) 撫育については,手入れは0.10 ha/人・日,つる切は0.20 ha/人・日、除伐は0.10 ha/人・日となっている。

また、昭和 18 年第 4 次検訂案 (神代事業区) では、1) 新植は 3,000 本/ha、200 本/人・日、地拵は 0.05 ha/人・日、3) 補植については人工植栽地 600 本/ha、天然更新地は補植 340 本/ha、その 功程については 150 本/人・日となっている。4) 手入は新植 0.17 ha/人・日、 補植 0.33 ha/人・日、つる切 0.20 ha/人・日、 枝打 0.10 ha/人・日、 除伐 0.15 ha/人・日となっている。5) 苗木は 1 回床替 2 年生となっている。以上の数値は何れも予定のものだが、第 2 次検訂案(大正 13 年)、第 3 次検訂案(昭和 9 年)と比較すると、 功程は停滞的であり、むしろ低下したというべきである。

(3) 施業案における簡易委託林制度の位置づけと設定の効果

簡易委託林は副産物の採取であるために、特に作業級が設定されるようなことはない。この点は委託林とは異なるものである。既設委託林については、扱いは以前と同様である。とはいうものの、薪材自家用払下について委託林のもつ意味は異なっている。 前掲第 13 表では自家用払下げの中で委託林譲与率は、ほぼ 50 %であった。しかし、第 40 表では約 34% ぐらいまでに比重が低下している。つまり、無償譲与率は、さらに低下したといえるだろう。

種		别	薪材特売	委託林譲与	計
自	家	用	16,945 m³ 159 Rm	8,739 m³	25,684 m³ 159 Rm
稼		用	(11,975) 41,652 11	<u> </u>	(11,975) 41,652 11
そ	Ø	他	4,603	-	4,603
合		計	75,175 m³ 170 Rm	8,739 m³	83, 914 m³ 170Rm

第40表 神代事業区における薪材払下げの実態 (昭和9~17年)

注 1) 『昭和18年度第4次検訂神代事業区施業案説明書』より作成。

^{2) ()}は自家用および稼用である。ただし、計には稼用分として算入。

さて設定の効果については資料が不十分なため、『昭和10年度委託林実績調』(角館営林署分)より、引用してみたい。「簡易委託林設定後ノ成績並地元部落民ノ国有林ニ対スル観念ノ変化等」「愛林思想漸次高マリツ、アル折柄簡易委託林ノ設定ハー層国有林ト地元トノ密接ナル関係ヲ自覚シ旧来ノ陋習タル盗伐森林火災等人為被害ハ殆ンド其ノ跡ヲ絶ツニ至リ保護上不安ハ著シク減少セラレタリ尚近時特ニ営林署担当区ヲ信頼スルノ念高マリ同時ニ国有林ヲ離レテハ1日モ生活シ得ザルノ事実ヲ痛感シ居ル状態ナリ」5。

沣

- 1) 「国有林における施業案編成は、大正3年に制定された施業案編成規程に基づいて実施されてきた。 その後『利用・未利用林区別標準=関スル件』『施業案編成及ビ検訂特殊 樹種 取扱=関スル件』が (昭和11年10月山第4301号) 示達され、これによって施業案編成上の具体的な方式が確立されたのである。しかし、この細則が制定された翌年に日支事変が勃発し、戦局が拡大するに伴ない、林業の戦時統制を逐次強化し、軍需要材として国内材の生産が要請され、国有林においても臨時植伐案の策定などに重点が向けられたため、この細則が忠実に実施されたのは、僅かに4箇年間にすぎなかった」(『秋田営林局史』133頁、昭和39年)。
- 2) 『同上書』134頁, 参照のこと。
- 3) 昭和19年以降完全に更新が放棄される段階を、国有林が戦時国独資に全面的に包摂される段階と想定してみる。一方、ファンズムの下での択伐天然更新を戦時国独資による包摂の段階とするならば、昭和15年から19年の間のタイム・ラグは、どう理解されるべきなのか。つまり、今後慎重に検討されるべき課題ではあるが、昭和15年前後までは戦時国独資に国有林が包摂されながらも、国家的林野所有それ自体の独自性、すなわち地主的性格が存続していたのではないかと考える。
- 4) 昭和24年度神代事業区暫定経営案では、事業区面積6,418.31 ha 中、皆伐喬林作業種面積2,088.76 ha、 択伐喬林作業種面積4,273.32 ha である。
- 5) この引用からは、国有林が簡易委託林を通じて出役を確保しようとしていたとは考えられない。しかし秋山智英氏は、「この簡易委託林制度を推進せしめた直接の動機は昭和の農業恐慌であったが、これは国有林野の一般への開放のきっかけとなるとともに、一方国有林野の経営的見地からすると恩恵的施策という意味において、反対給付としての労働力の確保でもあった。その辺の事情は現地において委託林が運営された経緯から充分推察できる。すなわち、熊本営林局において定めた簡易委託願の書に、その設定事由が次のように述べられている点からも解明できる。『出願人等ハ右国有林野ノ地元ニ居住シ国有林野ニ依存セザルニ於テハ生活困難ナル状態ナルヲ以テ今後一層結束ヲ固メ国有林野ノ被害ノ予防並ニ防止ニ尽力スルハ勿論尚事業実行ニ際シ人夫ヲ募集セラルル場合ハ快ク出役スル等管理経営上充分協力ヲ為シ其ノ代償トシテ相当副産物ノ譲与ヲ受ケムトスルモノナリ』とされたことによって、この制度の性格を知ることができる」(秋山智英:『国有林経営史論』212-213 頁、日本林業調査会、昭和35 年)としている。

VII. 総 括

委託林制度とは、結論的に述べるならば次のように言うことができるだろう。それは森林 盗伐等(農民の地主に対する抵抗)の防止策、地元民に対する恩恵と義務という地主的・似而 非封建領主的な側面を持ちつつも、基本的には地主資本主義化の途における低賃金の造林労働 力確保・調達機構としてあったということである。委託林制度を通じて結ばれる生産関係は、 したがって地主対農民というような単純なものではない。それは、資本主義化(地主経営の発展)しつつある地主と労働者化しつつある農民とが結ぶより動的な関係である。そして、そのような生産関係を結ぶとき、(国家)地主が利用したのは旧来からある生産関係であり、部落秩序(共同体的規制)であった。封建農民の中に原則としてあった共同体的規制は、領主的ともいえる力で部落組合を通じて再編され、労働力の確保・支配に利用されたのである。換言するならば、共同体的規制の利用もまた、「分与地」ともいえるような委託林があったからこそ可能となったのである。以下、各段階ごとに小括をする。

(第1段階) 明治39年~大正12年

委託林制度は明治32年国有林野法の中に制度化されるが、設定は、全国的にも少いし、調査地でも設定されていない。いわゆる国有林地元施設の一環として位置づけられたのだが、その目的は「恩恵と義務」という関係を通しての「盗伐対策」等が基本であって、造林労働力の確保・調達は主要な目的でなかったと考える。委託林設定後は半額譲与となる主産物(自家

	事業区面積	収	楼 材	積			
期間	作業種面積 (ha)	用 材 (m³)	薪 材 (m³)	合 計 (m³)	更新面積 (ha)	摘 要	施業案
明治 39~ 大正 2	5,001,00 皆伐喬林 4,959.67 択伐喬林 0	45,416	19,459	64,875	人工植栽 741.00 天然更新 0	実 行 量	簡易施業案
大正 3~ 大正 12	5,782.80 皆伐喬林 4,210.30 択伐喬林 687.32	29,014	16,168	45,182	人工植栽 464.00 天然更新 0	"	第1次検訂
大正 13~ 昭和 8	6,512.64 皆伐喬林 3,480.78 択伐喬林 1,356.58	86,422	63,169	149,591	人工植栽 270.89 天然更新 566.70	"	第2次検訂
昭和9~ 昭和18	6,479.22 皆伐喬林 0 択伐喬林 5,018.32	93,920	100,899	194,819	人工植栽 144.87 天然更新 1,120.18	"	第3次検訂
昭和19~	6,455.07 皆伐喬林 0 択伐喬林 4,999.26	48,052	96,062	144,114	人工植栽 163.10 天然更新 1,228.56	予 定 量 (ただし予定) (外は含まず)	第4次検訂
昭和24~	6,418.31 皆伐喬林 2,088.76 択伐喬林 4,273.32	} -		_	_	_	暫定施業案

第41表 神代事業区における作業種の推移等

注 1) 天然更新とは、原則的に天然下種のみで、萌芽等を含まず。

²⁾ 収穫材積, 更新面積は, 皆喬, 択喬以外の作業種も含む。

³⁾ 非常植伐案は計上せず。

⁴⁾ 明治39~大正2における作業種面積中,皆伐喬林面積は除地面積も含んでいる。

用薪炭材)は、この段階では慣行特売によっていた。とはいえ、慣行特売の大半は稼用であった。また、この慣行特売をうける部落秩序=-機構はあっても、部落組合は基本的にはなかった。それは慣行特売によって造林労働力を確保することが、必ずしも必要ではなかったからであり、それ故、部落組合を上から作らせる必要はなかったのである。

施業法との関連を述べよう (第41表参照)。神代事業区 (以下略す) では明治 39 年に簡易施業案が編成され、大正 3 年には第1次検訂案が入っている。簡易施業案の段階では伐出に更新が追いついてゆけず、植伐の均衡は必ずしも保たれていない。第1次検訂ではほぼ均衡を保つようになるが、施業案予定1年分の未造林地を残すことになり、撫育事業も第2次検訂ほどは盛んではない。作業種は、単一な皆伐・人工植栽が支配的である。地拵の方法はつぼ刈、すじ刈であり、 苗木は 2、3 年生の大苗が使用されていた。造林の功程は新植 200 本/人・日、手入1反/人・日であり、あまり高くはない。

結論的に言えば、この段階は地主資本主義化の途としては、いわば「前期」的な段階である。ここで、とり結ばれる生産関係は基本的には地主対農民である。国有林は植伐を均衡させる集約な技術も、そしてそのための造林労働組織もまだ、育成の段階であったと考える。また部落秩序も全面的に有効に、利用していなかったと考える。

(第2段階) 大正13年~昭和8年

大正9年に委託林設定方針(後掲資料1)が出され、調査地では大正12年に委託林が設定された。大正12年で受託部落は42、世帯数812である。設定面積は署管内面積の10分の1,2,000 ha 前後である。委託林設定により、自家用薪材は委託林組合を通じて、稼用は「製炭組合」等を通じて払下げられることとなった。稼用の払下げは慣行特売であるが、「製炭組合」等には出役の義務はない。義務があるのは委託林組合だけであり、組合員数も委託林組合が最も多く、「組合」としては委託林組合こそ最も本質的なものである。ところで、森林盗伐対策等の側面を残しつつも、このような委託林設定の主要な目的が造林労働力確保・調達にあったことは、後掲資料1,4,7にも明らかである。さて払下げ産物は、委託林設定により主産物は半額譲与、副産物は全額無償となった。作業級の中に委託林が編入されたため、主産物年伐量は一定限度に制限された。委託林設定単位は字の連合体(単独の字が単位の箇所もある)ではあるが、必ずしも大字ではない。

委託林が設定された頃の状況は、木材価格 (薪材) の高騰が著しく、公・私有林の蓄積が減少したため、地元農家は自家用薪材の約8割を国有林に依存せざるを得ないようなものであった。冬期間の厳寒を考慮すれば、薪材の欠乏は考えられないことであり、国有林は自家用薪材の譲与を通じて、低賃金の造林労働力を確保・調達し、組織化することができた。このような状況の下での「義務人足」としての出役日数は年間10~30日位である。労働の内容は、造林・土木・一部の運材である。人夫供給は部落総代が請負い、最終的には担当区のエイジェントにまでなるが、作業指揮はしない。出役階層は小作層が中心である。ここで特徴的なことは

農繁期における出役は義務そのものであるが、農閑期におけるそれは義務ではなくて、むしろ 唯一ともいえる賃収入の機会であったという点である。

施業法との関連は、次のようである。大正11年に第2次検訂が入り13年から実行される。作業種は単一な皆伐人工植栽のみでなく、択伐天然更新が本格的に導入される(第41表参照)。この期間において新植面積は予定を必ずしも実現できなかったが、予定の倍以上の撫育事業、多量の補植(択伐天然更新地への植込み一下木植栽を含む)を実行するなど、かなり集約な施業がされている。地拵については従来のつぼ刈、すじ刈から全刈へ移行し、1年生苗木が使用される。功程は、新植250本/人・日、手入2友/人・日を予定し、従来より高まる。植栽本数は従来の4,300本/haから3,000本/haと減少する。

結論的に述べればこの段階は以下のように評価できる。いわばこの段階は地主経営が,技術的にも,それを支える労働力の確保・調達・組織化の点でも,一定程度定着・展開した時期である。それは技術的には複数の作業級が導入されたこと,労働力については委託林組合を通じて組織化が進み功程が上昇したこととなって現れている。一方この段階は,資本主義化しつつある地主と労働者化しつつある農民という関係が,かなり鮮明になる段階である。盗伐の防止といった「地主的」な側面は後退するが,委託林設定によって農民は土地にあらためて緊縛された。

(第3段階) 昭和9年~昭和24年

昭和7年に「委託林設定方針ノ改正並国有林ノ保護ヲ地元部落ニ委託ノ件」が、経済更生運動を背景として出される。それに基づき調査地では、昭和10年に簡易委託林が設定される。昭和10年では受託部落数97、受託世帯数2,058戸、設定面積17,000 haである。ちなみに委託林は、それぞれ60、1,260戸、2,318 haとなっている。

簡易委託林は副産物のみの譲与であり、1年ごとの更新(委託林は5年)、必ずしも旧慣縁故によらないこと、設定の単位が行政組織である町村か大字であり設定単位は委託林よりも大きくなっている点が、特徴としてあげられる。また部落総代の権限も委託林の時期よりは縮小されおり、出役も保護看守のみで賃金は支払われず、造林労働は原則としてない。ところで簡易委託林が設定されたことにより、既設委託林組合も「組合」としては簡易委託林組合の性格を保持させられることとなった。また委託林契約の出役も従来の造 林労働から、製炭、一部には伐出の方面まで及ぶこととなった。さて、このような委託林制度、簡易委託林制度は昭和26年に共用林野制度にきりかわるのであるが、昭和24年時点では委託林受託部落は70、受託世帯数1,414戸、設定面積2,495 ha、簡易委託林はそれぞれ97、2,727戸、16,777 ha と昭和10年に比較すると増加している。特に簡易委託林においてその増加が著しい事が特徴的である。

この段階の施業は昭和7年に第3次検訂が入り、昭和18年に第4次検討が入っている。いずれも、「択伐天然更新」が支配的になり、伐採のみが拡大する。名目上の「天然更新」により、造林は放棄される。このような結果造林の功程も、新植200本/人・日、手入れ1.7万/

人・日と低下するのである。 そして昭和24年の暫定経営案により、 一応植伐の均衡は意図されるようになり、人工植栽が復活する。

この段階は結論的に述べれば、次のようになる。国有林の独自の造林労働組織であった委託林組合は、戦時国独資の下で行政制度である簡易委託林制度に包摂されることにより再編されて、その労働組織としての独自性をなくしたのである。つまりこの段階で、国有林は独自の造林労働組織を持たなくなったのである。それは日本資本主義が戦時国独資を形成する過程と対応するものであり、国有林の地主としての独自性は払拭されるのである。とはいえ、その反動性・地元支配は、「組」をつくって相互看視をさせるなどファシズムの下で強まってゆく。

VIII. 付属資料

- 1. 委託林設定方針(抜粋)
- 2. 委託願
- 3. 委 任 状
- 4. 規約書
- 5. 保護方法書
- 6. 請 書
- 7. 同 上
- 8. 委託林委託期間更新に関する資料
- 9. 簡易委託林設定についての資料
- 10. 同 上
- 11. 簡易委託林実施についての資料
- 12. 規約書
- 13. 簡易委託林記念救荒備金規程
- 14. 掟(昭和9年以降)梅沢部落

1. 委託林設定方針(抜粋)

山林局通牒 第 358 号 大正 9 年 12 月

- 第1. 委託林ハ左記各号ニ該当スル林野ニ之ヲ設定スルモノトス
- (1) 国有林野多ク公私有林野少キ地方ニ於テ従来国有林野ニ林産物ヲ仰グ慣行アリシ地 元ノ林野ニシテ地元ト密接ノ関係ヲ有スルモノ
 - (2) 国有林野ニシテ地元住民ノ生活状態ニ依リ其ノ保護ヲ委託スルノ必要アルモノ
 - (3) 前2号ノ外国有林野ノ保護上特ニ必要ナルモノ

第2. 委託林設定ノ区域ハ左ノ標準ニ依リ決定ス

(1) 委託林設定面積ハ第1(1)ニ依ルモノニアリテハ地元ニ於ケル国有林野面積ノ10分ノ1ヲ標準トシ,地元ニ於ケル自家用薪炭材ノ需要量ヲ参酌シテ定ム,但シ特別ノ事由アルモノヲ除ク外1市町村500町歩ヲ超エザルコトヲ程度トス

前項ノ設定箇所ハ地元住民ノ産物採取ニ便宜ナル箇所ヲ選定スルモノトス

- (2) 第1(2) ニ依ルモノハ地元住民ノ副産物採取ニ必要ナル区域
- (3) 第1(3) ニ依ルモノハ其ノ全部
- (4) 省 略

第3. 受託者ニ譲与スベキ産物ハ地元住民ノ自家用薪炭材ノ補充ヲ考慮シ,左記ノ各号ニ 依ルモノト定ム

- (1) 末木枝条及枯倒木、其ノ全部、但シ特殊ノモノヲ除ク
- (2) 手入ノ為伐採スル樹木, 手入及成林撫育ノ為伐採スル樹木全部
- (3) 自家用薪炭、当該委託林薪炭材生産量ノ半額以内
- (4) 土地ノ資質ヲ為サザル副産物、其ノ全部但シ特殊ノモノハ制限スルコトヲ得

第4. 省 略

- 第5. 委託林ハ可成地元住民ノ便官ナル施業方法ニ依ルモノトス
- 第6. 受託者ノ義務ハ普通ノ看守保護ヲ主トシ,多大ノ費用ヲ要セザルモノニ限ルモノトス

第7. 省略

- 第8. 委託林設定ニ付帯シ委託林以外ノ国有林ノ火災ノ予防其ノ他保護ニ注意スルコト, 官行事業ノ人夫出役ニ応ズルコト等ヲ約束セシムルヲ妨ゲズ
 - 第9. 受託者タル市町村ノ一部トハ部落又ハ之ニ準ズベキモノトス

注 飯田 繁『造林請負事業体に関する調査研究』38-39 頁, 林業経営研究所報告, 1973 年 7 月, より引用。

2. 委 託 願

何国何郡(市)何村(町)大字何,字何,何番森林(原野) 台帳面積 何程(ノ内)

一、見取面積何程

木竹ノ種類及数

松 凡何本

杉 凡何本

" """

" """

竹 凡何本

雑木 凡何本

期間 5 ケ年間

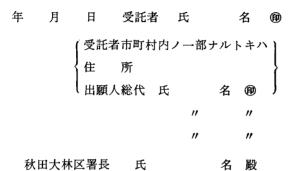
但 自 大正何年何月

至 大正何年何月

右ハ左記ノ事由有之候ニ付委託御許可相成度別紙見取図、保護方法書及規約書相添此段 相願候也

(出願ノ事由)

何国何郡(市)何村(町)長



(注 大正9年)

3. 委 任 状



拙者共何県何郡 (市) 何村 (町) 大字何字何何番地何ノ某ヲ総代人ト相定メ左記権限ヲ授 与ス

一, 何国何郡(市)何村(町)大字何字何何番国有林(ノ内)実測面積何程ニ対シ委託林設 定ニ関スル出願契約締結及設定後林区署トノ総テノ交渉其他委託林ニ関スル一切ノ行為 右代理ノ委任状仍テ如件

4. 規約書

- 第 1 条 国有林野委託規則第 4 条ノ義務履行ニ付テハ林区署ノ指揮ニ従フモノトス
- 第2条 委託林ノ保護ハ別紙保護方法書ニ拠ルモノトス

看守人ノ配置其他保護取締上必要ナル一切ノ経費ハ受託者ニ於テ支出スルモノトス

- 第3条 受託者ハ林区署長ノ承認ヲ経テ看守人服務心得ヲ定メ入林者ノ取締,火災ノ予 防消防及盗誤伐其他加害行為ニ対スル予防防止上必要ナル措置ヲ為スモノトス
- 第 4 条 委託林以外ノ地元国有林ノ保護ニ付テハ別ニ定ムルモノノ外委託林ニ準シ十分 ノ注意ヲ為スモノトス
- 第 5 条 受託者ノ譲与ヲ受クル産物ハ左ノ如シ但第1号及第2号ハ林区署ョリ引渡ヲ 受ケタルモノニ限ル
 - 1. 末木, 枝条及枯倒木
 - 2. 手入及成林撫育ノ為メ伐採スル樹木
 - 3. 自家用薪炭材毎年 石
 - 4. 土地ノ資質ヲ為サザル副産物
- 第 6 条 前条第3号ノ譲与数量ハ当該委託林野ニ於ケル薪炭材 年生産量ノ半額カ予定 ニ達セサル場合ハ該年生産数量ノ半額ニ止ムルモノトス
 - 第7条 譲与ヲ受ケタル産物ノ採取及分配ハ左ノ方法ニ依ル
- 1. 第5条第1号及第2号ハ総代人ニ於テ之レヲ採取シ売払其ノ他ノ方法ヲ以テ地元部 落民ノ希望者ニ分配スルコト
- 2. 同条第号3ハ受託者ニ於テ家族ノ数及富ノ程度ヲ斟酌シ其ノ分配方法ヲ協定シ林区署ノ承認ヲ受ケ之レヲ採取スルコト
 - 3. 同条第4号中特種ノモノハ本条1第号ニ準スルコト
- 第 8 条 産物採取ノ為メニ入林スル受託者ハ入林鑑札ノ交附ヲ受ケ入林ノ際ハ常ニ之 レヲ携帯スベキモノトス

産物採取ノ方法及期日ハ林区署ノ指揮ニ従フモノトス

- 第9条 採取スヘキ産物ノ搬出ヲ終リタルトキハ遅滞ナク林区署ニ届出ツルモノトス 第10条 受託者ハ産物採取ニ依リ得タル収入及保護ニ要シタル経費ノ明細書ヲ毎年1 回林区署ニ提出スルモノトス
 - 第11条 受託者ハ総代人 名ヲ選定シ代表者タラシムルモノトス
- 第12条 受託者タル村(部落)ノ住民ニシテ国有林野ニ付キ罪ヲ犯シ又ハ本規約若シクハ保護方法書ニ違背シタルモノアル場合ハ受託者ハ其ノ決議ニ依リ相当期間産物ノ採取及分配ヲ停止シ其ノ旨林区署ニ届出ツルモノトス但改悛ノ情顕著ナリト認ムル者ニ対シテハ受託者ノ決議ニ依リ之レカ解除ヲ為スコトヲ得

第13条 受託者中異動ヲ生シタル場合ハ其ノ都度林区署ニ届出ツルモノトス

第14条 林区署ニ於テ委託林又ハ其ノ附近ノ国有林野ノ管理経営上必要ナル作業ヲ為スニ方リ林区署ョリ労力供給ノ要求ヲ受ケタルトキハ受託部落住民ハ総代ノ指命ニ従ヒ相当賃金ヲ以テ之レニ応スルモノトス

年 月 日

住 所

氏 名 🕮

(注 大正9年)

5. 保護方法書

1. 委託林看守ノ為メ1名ノ看守人ヲ常置シ尚林区署ノ指示ニョリ必要ニ応シ適宜増員配置スルコト

看守人ノ任免ニ付テハ予メ林区署ノ承認ヲ経ルコト

- 2. 林区署ノ指示スル方法ニョリ看守人ヲシテ委託 林地ヲ巡視セシメ委託林以外ノ地元 国有林ニ対シテハ国有林野委託規則第4条第1号乃至第5号ノ保護ニ注意セシムルコト
 - 3. 委託林ノ要所ニ火災、盗誤伐其他ノ傷害ヲ予防スル為メ必要ナル制札ヲ建設スルコト
- 4. 火災ノ予防及消防ニ付テハ地元消防組合ト連絡ヲ取ルハ勿論受託部落 (町村) ノ住民 ノ間ニ消防ニ関スル特別ノ組織及非常報知ノ方法ヲ定メ林区署ニ届出ツルコト
- 5. 盗伐、誤伐、 侵墾其ノ他ノ加 害及有害動物ノ被 害 並ニ其ノ虞アルコトヲ発 見シタルトキハ直チニ林区署ニ通知スルコト
- 6. 境界標其ノ他ノ標識ニ異常アルコトヲ発見シタルトキハ保存上必要ナル措置ヲ為スト共ニ林区署ニ通知スルコト
 - 7. 稚樹ノ保育ニ関シテハ特ニ左記事項ヲ注意スルコト
 - (イ) 産物採取ニ当リテハ稚樹ヲ損傷セサル様常ニ心懸クルコト
- (ロ) 天然発生ノ稚樹及伐採セラレタル萠芽更新樹ニシテ萠芽力強ク旦薪 炭 材ニ適合セル 樹種ハ手入又ハ成林撫育ニ努メ林相ノ改善ヲ怠タラサルコト
 - 8. 規約書第4条ノ保護注意ヲ為スヘキ地元国有林ハ左ノ如シ

年 月 日

住 所

氏 名 0

(注 大正9年)





何国何郡(市)何村(町)大字何字何何番国有林(ノ内)実測面積何程

- 一, 木竹ノ種類及数
- 何立木何本
- 一, 委託期間 5ヶ年
- 但 自 大正何年何月

至 大正何年何月

右委託御許可相成候ニ付テハ国有林野委託規則国有林野 法施 行規 則ヲ遵守シ並ニ既提出 規約書及保護方法書ニ定ムル義務ヲ履行シ保護ヲ完フ致スヘク茲ニ請書提出候也

大正 年 月 住

住 所 受託者出願人総代

	氏	名	₿
"		"	″
"		"	″
″		"	"
秋田大林区署長	氏	名	殿

(注 大正9年)

7. 請 書

記

- 1. 委託林ノ保護ニ付テハ願書ニ添付セル保護方法書ニ依ルコト 委託林外ノ地元国有林ニ対シテモ火災ノ予防消防其他ノ保護ニ注意ヲ為スベキコト
- 2. 受託者ニシテ委託 林野ニ関スル法 令若クハ契約ニ違背シ又ハ其ノ家族ニシテ委託林野ニ損害ヲ加ヘタルトキハ産物ノ譲与ヲ停止セラルルモ異議ナキコト
- 3. 総代ノ住所氏名ノ変更又ハ資格消滅ノ場合ニ於テ之ガ届出ヲ為サザルトキハ其ノ変 更又ハ消滅ヲ以テ営林局署ニ対抗スルヲ得ザルベキコト
 - 4. 受託者中異動ヲ生ジタル場合ハ其都度届出ヅベキコト
- 5. 毎年1月末日迄ニ其ノ委託林ノ前年ニ於ケル状況及収支ノ計算並ニ譲与産物分配ノ 概要ヲ報告スベキコト

- 6. 委託林又ハ其ノ附近国有林ノ管理経営上必要ナル作業ヲ為スニ当リ労力供給ノ要求 ヲ受ケタルトキハ相当賃金ヲ以テ之ニ応ズベキコト
 - 7. 委託林野ニ関スル権利ハ之ヲ担保ニ供シ又ハ売買贈与等ノ処分ヲ為サザルベキコト
- 8. 国有林野ノ管理経営上国ニ於テ必要ノ生ジタル場合ハ契約ヲ解除セラレ又ハ之ヲ変 更セラルルモ異議ナキコト

前項ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ヲ為サザルベキコト

9. 受託者又ハ其ノ家族ニシテ委託 林野ニ損害ヲ加ヘタルトキハ受託者ハ連帯シテ賠償ノ責ニ任ズベキコト

(注 昭和7年)

8. 委託林委託期間更新に関する資料

3 務 第 1,707 号 昭和4年2月8日

秋田営林局

角舘営林署長 殿

委託林委託期間更新ニ関スル件

首題ノ件ニ付客年9月22日附3角第1,181号ヲ以テ願書進達ノ処今般別紙ノ通リ許可相 成候条本人へ交附シ左記御了知ノ上請書及規約書徴収回送相成度此段及照会候也

記

- 1. 請書及規約書ハ別紙雛形ニ依ルヘキコト
- 2. 出願書類一括返戻スルニ依リ附箋ノ廉無洩訂正捺印セシメラレ度
- 3. 委託面積ニ異動ヲ生シタルモノアルハ検訂施業案ニョル面積ト一致セシメタルニ依ル
- 4. 願書番号第5,6,8,10号ノ分受託戸数増加ニ伴フ委託区域ノ拡張,譲与産物増量ノ請願ハ別涂ニ詮議スルモノトス

以上

9. 簡易委託林設定についての資料

9 庶 第 1,614 号 昭和 9 年 10 月 19 日

秋田営林局長

角舘営林署長 殿

簡易委託林設定ニ関スル件通牒

首題ニ関シテハ昭和7年山林局長ヨリ依命通牒 (別紙写添付) 相成居候処右ハ国有林 野内

ニ存スル軽易ナル副産物ノ譲与ヲ条件トスル程度ノ保護ヲ地元部落ノ住民ニ委託シ以テ国有 林野ト地元住民トノ関係ヲ一層緊密ナラシムル主旨ョリ出テタル制度ニ有之候条進ンテ其ノ 保護委託ヲ受クル希望アル地元部落ニ対シテハ設定ノ見込ナルヲ以テ貴官ニ於テ設定スルヲ 適当ト認メラルル個所ニ対シ左記了知ノ上調書ヲ作製シ一括上申相成度此段及通牒候也

- 1. 設定区域及面積
- (1) 設定区域ハ地元住民ノ副産物採取ニ必要ナル区域ニシテ区域内ノ河川、林道、防火線、小面積ノ岩石地、保安林、保護林、煙害地ト雖モ水源涵養其ノ他特ニ地元トノ利害関係厚キモノニ付テハ別段之ヲ委託区域ョリ除外スル必要無シ尤モ試験地其ノ他特殊ノ事情ニョリ副産物ノ採取禁止ヲ要スル箇所ニアリテハ此ノ限リニ非ス
- (2) 設定面積ハ原則トシテ実測面積(施業案面積)ニ依ルモ若シ実測面積ニ依り難キ場合ハ見込面積ヲ掲トスルコト

但シ設定面積ト控除面積ノ計ハ台帳面積ト一致セシムルコト

2. 譲 与 産 物

譲与産物ハ取扱心得第 2 項ニ記載シアルモノノ外筍,蔓等必要ト認ムルモノハ譲与差支ナ キコト

但シ取扱心得第2項中ニ(松茸,椎茸,ナメコノ類ヲ除ク)トアルモ其ノ生産量僅少ニシテ 特ニ除外ノ要ナシト認ムル程度ノモノニアリテハ菌蕈中ニ加算スルコト

3. 代表者ノ選定

受託契約者ハ部落ヲ代表セル区長及総代人若クハ町村長タルコト

但シ森林保護組合長名義ニテ受託ヲ希望スル向ハ之ヲ許容差支ナキコト

4. 簡易委託林設定調書ノ作製

(省略)

5. 位置図ノ調整

(省略)

6. 控除地

(省略)

7. 書類提出期限

提出書類ハ審査ノ上取纒メ山林局ニ協議ヲ要スル次第ニ付本年分ハ昭和9年11月15日限 リ相違ナク提出スルコト

8. 出願及許可指令

設定認可ノ通知アリタルトキハ別紙添付ノ様式 (第4号) 二依レル願書ヲ徴シ貴官ョリ必要事項ヲ指示シタル許可指令書ヲ交付シ契約書ノ作製,保護方法書及規約書等ノ添付ヲ省略シ願書ハ貴署ニ保存スルコト

但シ願書ニハ総代ノ届出又ハ委任状ノ添付ヲ省略差支ナキコト

9. 報告及台帳ノ備付

(省略)

- 10. 期間更新ノ取扱
- (1) 委託期間更新ハ委託事項ニ重要ナル変動ナキニ於テハ期間中ニ願書ヲ提出セシメ貴官ニ於テ専行処理差支ナキコト

但シ此ノ場合ニ於テハ遅滞ナク前項ノ報告書ヲ提出スルコト

(2) 委託要項ニ重要ナル変動アル場合ハ山林局ニ協議ノ必要アルヲ以テ期限2ヶ月前新 規設定ト同様調書及位置図作製上申スルコト

10. 簡易委託林設定についての資料

9 庶 第 1,736 号 昭和 10 年 5 月 22 日

秋田営林局長

角舘営林署長 殿

簡易委託林設定ニ関スル件

予テ調査越ニ係ル頭記ノ件設定差支無之候条客年 10 月 19 日附庶第 1,614 号通牒並ニ左記 事項留意ノ上処理シ遅滞ナク報告相成度

尚本件処理ニ関シテハ山林局長ヨリ別紙ノ通リ通牒有之候条本制度ノ趣旨ニ悖ラサル様 遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

記

- 1. 本件発表ニ当リテハ受託者ヲ集合セシメ貴官臨席シ本委託林ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト
- 2. 前期通牒第4号様式ノ願書ヲ徴シ貴官ヨリ必要条件ヲ附シタル許可指令書ヲ交付セラレ度

但シ保護方法書及規約書ノ徴収ハ省略スルモ差支ナキコト

- 3. 部落民ノ採取物権ノ利用並ニ販売等ニ関シテハ可及的指導援助ヲ為スコト
- 4. 委託林ニ関スル受託者ノ違反行為ニ対シテハ厳重ニ処置スルコト
- 5. 許可指令書ハ大体別紙雛形ニ依ルコト
- 6. 簡易委託林受託者ノ証ノ雛形ハ追テ指示ス

11. 簡易委託林実施についての資料

9 庶 第 1,736 号 昭和 10 年 6 月 4 日

秋田営林局長

各営林署長 殿

簡易委託林実施ニ関スル件

首題ノ件ニ関シテハ5月22日附本号ヲ以テ及通牒置候処本件処理ニ関シテハ尚左記事項 了知相成度此段及通牒候也

記

- 1. 国有林野管理経営上
- イ. 入林者ニ証票ヲ携帯セシムルコト

入林者ノ取締上証票ヲ携帯セシムルノ要アルヲ認ムルニ依リ受託者ヲシテ受託戸数ニ相 当スル別紙難形ノ木札ヲ作ラシメ営林署ニ於テ営林署名ノ焼印ヲ押捺シ記載事項ニ付テハ難 形ヲ示シ受託者ヲシテ記入セシメ之ヲ点検シテ毎戸ニ配付セシメ入林ノ際ニハ必ス携帯セシ ムルコト

但シ1家族ノ者ニテ携帯者ニ随従シテ入林スルモノハ此ノ限リニ非ラス

ロ. 受託者ヲ分チテ組ヲ組織セシムルコト

委託林受託者ヲ10名位ツツノ組ヲ組織セシムルカ或ハ各部落毎ニ組ヲ組織セシメ、 組ハ 全員連帯ノ責ニ任シ1ノ違反行為アリタル時ハ其ノ組、全員ノ副産物採取ヲ停止スルコトトシ 相互ニ固ク戒ムル様指導シ保護ノ宗壁ヲ期スルコト

- 2. 地元部落ノ経済更生上
- イ. 救荒備蓄ヲ奨励スルコト

受託者ニ譲与スペキ副産物中ニハ自家用以外ニ稼業用ノ為採取スペキ分量モ相当額ニ上ル部落モ有之ペキニ付斯ノ如キ部落ニ対シテハ成ルペク別紙簡易委託林記念教荒備金規程ノ趣旨ニ則リ其ノ採取産物ヨリ得ル収入ノー部ヲ救荒備蓄等ノ意味ヲ以テ積立テシムルカ或ハ従来ノ払下代金ノ何割カヲ貯金セシメ置キ他日救急ノ用ニ供スル様誘導スルコト

ロ. 副産物ノ加工ト販売統制

採取副産物ノ加工ニ就テハ努メテ共同作業場ヲ活用シテ共同加工ヲ為スコトヲ奨励シ加 工技術ノ伝習向上並販売ノ統制ヲ指導スルコト

本項ニ就テハ現ニ活動中ノ農事実行組合ト其ノ範囲ヲ同シウスルモノハ努メテ其ノ拡充発展ヲ図リ設立ナキ箇所ニ付テハ統制可能ノモノハ之カ設立ヲ図リ (例セハ林産加工, 農事実行組合) 其ノ何レニモ依リ難キ場合ハ申合組合ノ設立ヲ慫慂シ可及的之カ指導援助ヲナスコト

ハ. 副産物生産ノ保続

副産物生産ノ保続ヲ図ルノ要アルヲ以テ努メテ自活的統制ニョリ採取ニ節度アラシメ保護ノ義務ヲ全ウスルト共ニ濫穫ノ弊ニ陥ラシメサル様指導スルコト

- 3. 取 扱 上
- イ. 簡易委託林設定調書作製ノ際官行ナメコ栽培地トシテ委託区域ヨリ除外シタル箇所 ニ付テモ其ノ保護ヲ併セテ委託シ面積ノ異動ニ付テハ報告ノ際説明スルコト
- ロ. 委託期間ハ原則トシテ1ケ年ナルモ本期ニ限リ本年6月ヨリ明11年3月迄10ケ月トシ次期以後ハ4月ヨリ翌年3月迄1ケ年トシテ取扱フコト
- ハ. 譲与産物ノ生産額ニ付テハ従来ノ処分成果等ニ依り調査セルモノト認メラルルモ実行 ノ上ハ相当多額ニ上ルモノアルヘキニ付随時調査ヲ行ヒ次回更新ノ際ニハ実際ニ近キ数字ヲ 掲上セラルルト共ニ其ノ効果ニ付テモ照会次第報告シ得ル様,追テ送付ノ様式ニ依リ予メ調査 シ置クコト

但シ本年度ノ実行量ノ調査ハ現在迄ノ生産量ヲモ合算掲上スルコト

ニ. 予テ提出ニ係ル簡易委託林設定調書別紙ノ通一括 送付スルニョリ費署 控ト対照シ異ナル分ハ送付書類ニ拠リ費署控ヲ訂正シ用済ノ上ハ至急回送相成度

12. 規約書

第1条 委託林ノ保護ハ受託者共同シテ之ニ当り看守人ノ配置其ノ他保護上必要ナル経 費ハ一切受託者共同ノ負担トス

但各人ノ負担額ハ毎年総会ニ於テ決議シ其ノ各人ノ負担平等トス

第2条 譲与ヲ受クベキ産物ノ採取及分配ハ営林署ノ指示ニ遵フノ外左ノ方法ニ依ルモ ノトス

- 1. 末木枝条及枯倒木並ニ除伐木ニアリテハ譲与ヲ受ケタル都度其ノ採取及分配ノ方法ヲ協定スルコト
 - 2. 毎年譲与ヲ受クベキ自家用薪炭材ハ立木ノ儘受託者平等ニ分配シ各自伐採スルコト
 - 3. 副産物ニアリテハ各自入林採取スルコト

第3条 受託者又ハ其ノ家族ニシテ国有林ニツキ罪ヲ犯シ又ハ受託者ニシテ委託契約若クハ本規約ニ違背シタルモノアル場合ハ総会ノ決議ニ依り相当期間産物ノ採取及分配ヲ停止ス但シ改悛ノ情顕著ナリト認ムルトキハ総会ノ決議ニ依リ之カ解除ヲナスコトヲ得前項ノ場合ハ其ノ都度営林署ニ届出ツルモノトス

第4条 委託林ニ関スル事項ヲ処理スルタメ総代 名ヲ選任シ代表者タラシムルモノトス但シ当初ノ総代ハ出願総代ヲ以テ之ニ充ツ

第5条 総会ハ通常総会及臨時総会ノ2種トス

通常総会ハ毎年1回1月之ヲ開ク

臨時総会ハ総代ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ受託者3分ノ1以上ノ同意ヲ得テ請求シ

タルトキハ之ヲ開ク

昭 和

第6条 総会ハ総代之ヲ招集シ議長ハ総代ヲ以テ之ニ充ツ総代2名以上ノ場合ハ其ノ互 選ヲ以テ議長ヲ定ム

第7条 総会ハ総受託者半数以上出席スルニ非ザレバ開催スルコトヲ得ズ

第8条 総会ノ決議ハ出席者過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ為ス

但シ本規約ノ変更並ニ第3条ノ決議ハ出席者3分ノ2以上ノ同意ヲ要ス

第9条 本規約ノ変更其ノ他重要事項ニ付テ決議ハ営林局長ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ 其ノ効力ヲ生セザルモノトス

右規約ヲ堅ク遵守スル為メ各自署名捺印スルモノ也

年	月		Ħ	
氏		名	(E)	
	"		" ,	
	"		"	
	"		"	
	″		" //	

(注 昭和7,18年)

13. 簡易委託林記念救荒備金規程

何々部落(村)簡易委託林記念救荒備金規程

- 第 1 条 本教荒備金ハ簡易委託林受託者ニ於テ隣保共助ノ精神ニ基キ備 荒ノ目的ヲ以 テ積立ツルモノトス
 - 第2条 本教荒備金ハ受託者総代之ヲ管理シ一切ノ責ニ任ズルモノトス
- 第3条 本教荒備金ハ受託者全員ノ共有トシ毎会計年度1回別ニ定ムル積立細則ニョリ積立ツルモノトス
 - 第 4 条 本教荒備金ハ郵便局又ハ産業組合ニ預入ルルノ外他ニ之ヲ運用スルコトヲ得ズ 本備金ノ預入ニ就キテハ当該営林署長ノ意見ヲ参酌スベシ
- 第 5 条 本教荒備金ニ対シテハ受託者全員ハ簡易委託 林加入 年数ニ応ジ持分ヲ有スルモノトス但シ受託者ニシテ第 3 条ニ定ムル積立ヲ完全ニ履行セザル年度ハ之ヲ加入年数ニ算入セズ

前項ニ定ムル年数ノ計算ニ於テ1年ニ満タザルモ其ノ年度ノ積立ヲ完全ニ履行シタル場 合ハ之ヲ1年トシテ計算ス

第 6 条 本教荒備金ノ会計年度ハ毎年4月1日ニ始マリ翌年3月31日ニ終ルモノトス

第7条 受託者第8条及第9条ニ規定スル場合ヲ除クノ外其ノ持分ノ全部又ハ一部ノ

払戻ヲ請求スルコトヲ得ズ

第8条 簡易委託林ヨリ脱退シタルモノト雖モ其ノ持分ノ払戻ヲ請求スルコトヲ得ズ 但シ死亡其ノ他止ムヲ得ザル事情ニ依リ脱退シタル場合ニ於テ受託者全員ノ3分ノ2以上ノ 同意ヲ得タル場合ハ脱退当時ノ持分ノ2分ノ1ヲ払戻スコトヲ得

受託者死亡シ其ノ相続人直ニ受託者トナリタル場合ハ持分ノ払戻計 算ヲ為サズ 相続人ハ 被相続人ト同一ノ権 利義 務ヲ有スルモノトス

第9条 本教荒備金ノ全部又ハ一部ハ非常災害アル場合受託者全員ノ4分ノ3以上ノ同意ヲ得当該営林署長ノ許可ヲ受ケ各受託者ノ持分ニ応ジ払戻ヲ為スモノトス但シ受託者全員ノ同意アリタル場合ハ各受託者ニ持分ノ払戻ヲ為サズ之ヲ他ノ共同ノ救荒ノ目的ニ使用スルコトヲ妨ゲズ

第10条 第8条二依り払戻ヲ為サザル備金ニ対シテハ受託者従前ノ例ニ依り持分ヲ

第9条ニ依り払戻ヲ為サザル備金ニ対シテハ払戻ヲ為シタル当時ノ受託者ノミ従前ノ例 ニ依り特分ヲ有ス

- 第11条 当該営林署長又ハ担当区員ハ何時ニテモ本救荒備金ニ付検査ヲ為スコトヲ得
- 第12条 総代ハ毎年1回本備金ノ運用状況ヲ受託者全員ニ報告スルコトヲ要ス
- 第13条 総代ハ受託者名簿ヲ作製シ之ニ簡易委託 林 加 入及脱退年月並持分関係ヲ明確ニ記載スルコトヲ要ス
 - 第14条 総代事故アル時ハ左ノ順位ニ依リ之ニ代ル

氏 名氏 名

附則 昭和10会計年度ニ限リ6月1日ヨリ翌年3月31日迄トス

14. 掟(昭和9年以降)梅沢部落

当梅沢部落ハ従来ノ申合セヲ以テ掟ト為スモノ也

- 一、総テ営林署ノ指示ニ従フコト
- 一、 払下区域ハ勿論大境、個人境犯サベルコト
- 一、 火ヲ焚ク場合ハ注意専ニシテ山火事ヲ出サベルコト
- 一, 立木ヲ倒シ木材ヲ落ス等ノ場合ハ叫ビ合セテ怪我人等ヲ出サベル様ニ注意スルコト
- 一、 木材及総テノ物品ヲ窃取セザルコト

落シ物ヲ拾ヒタル時ハ委託林総代ニ預リ其場ニ掲示ヲ出スコト

- 一, 山分ケ道作リノ時ハー人前ノ者ヲ出スコト 若シ出夫セザル者アル時ハ日当金ヲ徴収 スルコト
 - 一、組合木ノ分割ハ半数以上ヲ以テ為シコノ時ハ異議ヲ唱ヘザルコト

- 一, 入林者ハロ笛ヲ吹カザルコト 燈明ゴー歌長持歌ヲ歌ワヌコト 市子 (いたこのこと ……引用者) ノマネヲ為サヾルコト 其ノ他
 - 一, 産火ノ者ハ1週間ノ休山ヲ為スコト

右条堅ク相守ルコト若シ犯ス者ハ薪炭材ノ配当ヲ与ヘザルハ勿論入林ヲナサシメザルコト 昭和11年2月20日

Summary

- 1. The purpose of this study is found in the analysis concerned with the relation between reforestation labor organization and consigned forest system. A consigned forest system was one kind of local facilities of the national forest before World War II. In this report, the author deals with a consigned forest system including a simple consigned forest system. The author investigated the consigned forest system in the area being administrated by the Kakunodate district forest office belonged to the Akita regional forest office.
- 2. The author analyzed a consigned forest system from the view point of labor service system. The reason for this is that a consigned forest system is one kind of land renting by landowners.
- 3. The author analyzed a consigned forest system from the view point of national forest management and concluded as follows; A consigned forest system alone is a labor organization in the national forest. However, a simple consigned forest system is not a labor organization but an administrative system concerned with local facilities in the national forest. A simple consigned forest system is a predecessor of present cooperative used forest system.

The period during 1906-1928

In the investigated district, a consigned forest system did not exist. Fuelwood for both a personal use and an individual business were sold to the local village through the special sale system in the national forest. The national forest did not have its own reforestation labor organization and its management was not always intensive. A reforestation was carried out by means of simple artificial regeneration. The national forest did not bring up its village associations in order to get a reforestation labor organization.

The period during 1929-1933

A consigned forest system was not put into operation and the national forest became to have its own reforestation labor organization. Through a consigned forest system, fuelwood for personal use alone was sold at half price. By doing this, the national forest have had a consciousness of local people changed into the relation between benefits and duties. Consequently, the national forest management became so intensive that a natural regeneration method was adopted and a landowner's management became to establish. The national forest completed village association for a reforestation labor organization by using village's system. Farmerlike laborers as the local people were fastened to the national land.

The period during 1934-1949

A consigned forest system was succeeded. At the same time, a simple consigned forest system was put into operation. Through a simple consigned forest system, the forms and contents of consigned forest system, a reforestation labor organization and village associations (consigned forest association etc.) were entirely reorganized in order to establish the system of war time. Under Warld War II, destructive cutting became to dominate and a reforestation was abandoned. The national forest management became bankrupt as far as landowner's management is concerned.